

令和 8 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月  
関西福祉大学



## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1  |
| II. 沿革                           | 2  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価          | 4  |
| 基準 1. 使命・目的                      | 4  |
| 基準 2. 内部質保証                      | 6  |
| 基準 3. 学生                         | 11 |
| 基準 4. 教育課程                       | 35 |
| 基準 5. 教員・職員                      | 58 |
| 基準 6. 経営・管理と財務                   | 65 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 76 |
| 基準 A. 地域社会との連携・協力                | 76 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                   | 82 |
| VII. エビデンス集一覧                    | 98 |
| エビデンス集（資料編）一覧                    | 98 |



## Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 関西福祉大学の建学の精神・基本理念

関西福祉大学（以下、「本学」という。）を設置する学校法人関西金光学園（以下、「学園」という。）は、大正 15(1926)年 2 月に創立した私立静徳高等女学校をその起源とし、学制改革による設置校の合併、名称変更等を経て、大阪府下に中学校 2 校、高等学校 3 校を設置している。「人はみな神の氏子」という金光教教祖の教えに基づいた「我々が天地の大徳によって生かされ、家族をはじめ多くの人々の祈りによって育てられていることの自覚と感謝の念から発して、その自分を大切にし、将来世のお役にたつ人間となつて、世界真の平和達成と文化の発展のために貢献し、そこに生き甲斐と喜びとを見出す人でありたい」という念願にたつて教育の徹底を期する」との学園の建学の精神により、教育を推進してきた。

本学はこれらの学校における教育実績と経験を基盤として設置されたものであり、「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を建学の精神としている。

そして、建学の精神に基づき、現代社会に益々必要となる「福祉社会を担う人材」を育成することを目的として開学した。さらに、建学の精神に基づき、次の 4 つの基本理念を掲げ、教育・研究活動を推進している。

- 1) 「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の精神に基づく真（まこと）の教育
- 2) 福祉のこころを持ち未来の福祉社会を創造する人材の育成
- 3) 地域社会の発展に貢献する開かれた大学
- 4) 大学の理念を実現する高い学術研究と教育活動

### 2. 本学の使命・目的

本学は、「金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉・教育に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与すること」を使命・目的としている（関西福祉大学学則第 1 条）。

関西福祉大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、「学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、保健・医療・福祉・教育分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力の涵養」を使命・目的としている（関西福祉大学大学院学則第 1 条）。

### 3. 本学の個性・特色

本学は、平成 9(1997)年度に社会福祉学部社会福祉学科の 1 学部 1 学科で開学し、平成 18(2006)年度に看護学部看護学科、平成 21(2009)年度に大学院社会福祉学研究科を設置し、平成 24(2012)年度には大学院看護学研究科を設置し、平成 26(2014)年度には、発達教育学部児童教育学科を設置した。さらに平成 29(2017)年度には大学院看護学研究科博士後期課程を設置し、平成 30(2018)年度には発達教育学部から教育学部へ改称し、また児童教育学科に加え新たに保健教育学科及び大学院教育学研究科を設置した。この間、一貫して建学の精神と基本理念を踏まえた教育・研究活動を展開してきた。本学は、兵庫県赤穂市との公私協力方式で開学したこと及び基本理念に掲げた「地域社会の発展に貢献する開かれた

大学」であることを強く意識しながら、兵庫県赤穂市との協調・協同関係の構築をはじめとした地域社会との良好な関係を創出してきた。このような地域社会への貢献を通じて、地域から必要とされる大学を目指し、実践していることが本学の個性・特色である。

## Ⅱ. 沿革

### 1. 本学の沿革

本学は、「福祉社会をつくる人間を育成する人間教育」と「地域に密着した社会福祉研究の推進」を設置の趣旨として、平成 9(1997)年 4 月、兵庫県赤穂市との公私協力方式によって、関西で初の社会福祉の単科大学として開学した。

開学当初は社会福祉学部社会福祉学科の 1 学部 1 学科で入学定員 200 人、収容定員 800 人であったが、平成 13(2001)年度より、入学定員 220 人とし、3 年次編入学定員 25 人、収容定員を 930 人とした。さらに平成 17(2005)年度には、入学定員を 250 人とし、収容定員は 1,050 人となった。

また、開学から 10 年目となる平成 18(2006)年度に、入学定員 80 人、3 年次編入学定員 10 人、収容定員 340 人の看護学部看護学科を設置し、2 学部 2 学科体制となった。

平成 21(2009)年度に、入学定員 10 人、収容定員 20 人の大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を設置した。

平成 22(2010)年度には、社会福祉学部社会福祉学科の入学定員を 50 人減じて 200 人に、3 年次編入学定員を 15 人減じて 10 人とし、収容定員は 820 人となった。

さらに、平成 24(2012)年度に、入学定員 6 人、収容定員 12 人の大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を設置した。

平成 25(2013)年度には、大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻の入学定員を 5 人減じて 5 人とした。

平成 26(2014)年度には、社会福祉学部社会福祉学科の入学定員を 100 人減じて 100 人に、3 年次編入学定員を 5 人減じて 5 人とし、収容定員を 410 人とする一方、入学定員 80 人、収容定員 320 人の発達教育学部児童教育学科を設置した。

平成 29(2017)年度には、社会福祉学部社会福祉学科の編入学定員を 2 人減じて 3 人に、看護学部看護学科の編入学定員を 8 人減じて 2 人とし、看護学部看護学科の入学定員を 5 人増とした。また入学定員 3 人、収容定員 9 人の大学院看護学研究科博士後期課程を設置した。

平成 30(2018)年度には、発達教育学部から教育学部へ名称変更し、また児童教育学科に加え新たに入学定員 80 人、収容定員 320 人の保健教育学科を設置した。さらに、入学定員 5 人、収容定員 10 人の大学院教育学研究科児童教育学専攻（修士課程）を設置した。

令和 5(2023)年度には、社会福祉学部社会福祉学科の 3 年次編入学定員 3 人及び看護学部看護学科の編入学定員 2 人を廃止するとともに、社会福祉学部の入学定員を 10 人及び看護学部の入学定員を 5 人、教育学部保健教育学科の入学定員を 5 人増とし、大学全体の収容定員を 1,460 人へと増員した。

さらに、令和 6(2024)年度には、社会福祉学部社会福祉学科の入学定員を 20 人増とし、大学全体の収容定員を 1,540 人へと増員した。

本学を設置する学校法人関西金光学園の沿革は次のとおりである。

# 関西福祉大学

## 学校法人関西金光学園の沿革（ゴシック体は本学の沿革）注）※は、関西金光学園系列高校

| 年・月              | 内 容                                                                                                                                        |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大正 15(1926)年 2 月 | 私立静徳高等女学校創立                                                                                                                                |
| 昭和 23(1948)年 4 月 | 進修高等女学校、大軌高等女学校、浪花高等女学校の 3 校を合併し、浪花女子中学校、浪花女子高等学校と改称（平成 11(1999)年 4 月金光藤蔭高等学校、平成 24(2012)年 4 月関西福祉大学金光藤蔭高等学校、平成 31(2019)年 4 月金光藤蔭高等学校に改称）※ |
| 昭和 26(1951)年 3 月 | 私立学校法制定により学校法人浪花金光学園と改称（平成 6(1994)年 6 月関西金光学園と改称）                                                                                          |
| 昭和 57(1982)年 4 月 | 金光第一高等学校設置（平成 11(1999)年 4 月金光大阪高等学校と改称）※                                                                                                   |
| 昭和 60(1985)年 4 月 | 金光第一高等学校八尾学舎設置（昭和 62(1987)年 4 月金光八尾高等学校設置）※<br>金光八尾中学校設置                                                                                   |
| 昭和 63(1988)年 4 月 | 大阪金光中学校設置（平成 11(1999)年 4 月金光大阪中学校と改称）                                                                                                      |
| 平成 9(1997)年 4 月  | 関西福祉大学開学 社会福祉学部 社会福祉学科 設置                                                                                                                  |
| 平成 18(2006)年 4 月 | 関西福祉大学 看護学部 看護学科 設置                                                                                                                        |
| 平成 21(2009)年 4 月 | 関西福祉大学 大学院 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（修士課程）設置                                                                                                        |
| 平成 24(2012)年 4 月 | 関西福祉大学 大学院 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）設置<br>（平成 29(2017)年 博士前期課程に変更）                                                                                |
| 平成 26(2014)年 4 月 | 関西福祉大学 発達教育学部 児童教育学科 設置                                                                                                                    |
| 平成 29(2017)年 4 月 | 関西福祉大学 大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）設置                                                                                                          |
| 平成 30(2018)年 4 月 | 関西福祉大学 発達教育学部を教育学部と改称、保健教育学科設置<br>関西福祉大学 大学院 教育学研究科 児童教育学専攻（修士課程）設置                                                                        |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ①学内外への周知

関西福祉大学（以下、「本学」という。）及び関西福祉大学大学院（以下、「本学大学院」という。）の建学の精神に基づき定められている使命・目的及び教育目的は、本学ホームページにより、学内外に周知を図っている【資料 1-1-01】。学生に対しては、学生ハンドブック【資料 1-1-a】及び院生ハンドブック【資料 1-1-b】にも掲載し、学内正面玄関等には建学の精神を掲げて周知を図っている。教職員に対しては、毎年度 4 月 1 日に実施される教職員合同会議において学園長及び学長による建学の精神や建学の精神に基づいた本学の教育についての講話を行っている。

また、令和 4(2022)年度から建学の精神を通した社会人基礎力の育成を目指す科目として「リベラルアーツと SDGs」【資料 1-1-c】が開講されており、建学の精神を通して社会を生き抜くための見方・考え方について学ぶ授業を実施する等、建学の精神への理解を深める機会となっている。

###### ②中期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的は、令和 7(2025)年 3 月策定の学校法人関西金光学園第 6 期中期経営計画書（令和 7 年度～令和 11 年度）【資料 1-1-d】の本学の基本方針中の「建学の精神に基づく各学校の歴史と伝統（宗教情操教育を含む）を継承しつつ、時代の変化や社会のニーズ及び中央教育審議会の答申等に対応した教育の展開」において計画に反映するとともに、その実現に向けた取組みを推進している。

###### ③三つのポリシーへの反映

三つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、本学の使命・目的に基づいたものであり、学部及び本学大学院の使命・目的及び教育目的の達成を目指す内容となっている【資料 1-1-e】。

###### ④教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために、社会福祉学部社会福祉学科では、社会福祉

専門職の育成を柱とし、社会福祉士・精神保健福祉士等各種資格の養成課程を充実させるとともに、社会福祉専攻・社会マネジメント専攻・スポーツ福祉専攻を設けることにより、幅広い福祉・社会で活躍できる人材の育成を目指している。

教育学部児童教育学科では、初等教育専攻・教育福祉専攻・幼児教育専攻を設けるとともに、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の養成課程を充実させ、子どもの成長を支えることのできる人材の育成を目指している。

また、教育学部保健教育学科では、中学校・高等学校保健体育教諭、養護教諭等の養成課程を設け、教育・スポーツ分野で活躍できる人材の育成を目指している。

看護学部看護学科では、看護師、保健師、助産師、養護教諭の養成課程を設け、保健・医療分野で活躍できる人材の育成を目指している。

大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程では、社会福祉における基盤・実践、マネジメント、スポーツを軸に高度専門職業人の育成を目指している。

大学院教育学研究科児童教育学専攻修士課程では、教育の実践と研究とを往還する研究的実践力・教育指導能力を有した教員の育成を目指している。

大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程では、「実践ケア看護学」及び「地域・在宅看護学」の2専門領域を設け、看護学教育・指導者及び専門性の高い看護実践者の育成を目指している。

さらに、大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程では、「包括ケア看護」を基盤理念として、看護学教育・研究者及び高度な看護実践指導・管理者の育成を目指している。

以上のように、本学における教育研究組織の人材育成の方針は、本学の使命及び目的に基づいたものであり、関西福祉大学会議組織規則施行細則【資料 1-1-f】、さらには関西福祉大学学則（以下、「大学学則」という。）【資料 1-1-g】及び関西福祉大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）【資料 1-1-h】に示すとおり、建学の精神に基づくそれぞれの使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を整備しており、その構成は使命・目的及び教育目的と整合している。

## ⑤変化への対応

本学は、建学の精神に基づき、平成9(1997)年に現代社会にますます必要とされる「福祉社会を担う人材の育成」を目標に、関西で初の福祉系単科大学として社会福祉学部社会福祉学科の1学部1学科体制で開学した。

開学後は、福祉を広くヒューマンサービスとして捉え、そのヒューマンサービスに携わる人材として、社会福祉士に加え、精神保健福祉士、保育士等地域社会が求める人材養成を行ってきた。

開学10年目となる平成18(2006)年度には、地域社会から求められる看護分野の人材を養成すべく看護学部看護学科を設置し、高度医療を担う質の高い専門職者を育成するとともに、地域の医療や在宅看護等、より地域に密着した保健医療を支える看護職者の育成に重点を置き、教育を行っている。

さらに、平成26(2014)年度には、社会的・地域的な背景や赤穂市をはじめとした地元自治体等からの要望もあり、教育・保育に関わる豊かな人間性をもった有能な人材を育成することを目的とした発達教育学部を設置した。

また、平成 30(2018)年度には、発達教育学部を教育学部と改称し、教育学部に保健教育に関する高度な専門性と課題解決能力を持った実践力のある学校教員や指導者育成を目的とした保健教育学科を設置した。

保健・医療・福祉・教育の分野における進歩は著しく、地域からの要望や国の政策動向等も踏まえながら、社会情勢に対応した教育研究組織及び教育内容について、学長補佐会議を中心に、継続的な点検・検証を行っている。その結果を教育改革や組織の見直しに反映することで、変化する社会や地域のニーズに対応している。

### 【基準 1 の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 4(2022)年度より開講している「リベラルアーツと SDGs」は、建学の精神を通した社会人基礎力の育成を目指す科目として開講している。学生が建学の精神を通して社会を生き抜くための見方・考え方について学ぶ授業として実施し、学生・教職員全体に対する理解を深めることにつながっている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

建学の精神の理解を深めることや 3 つのポリシーの見直し等も適宜行っており、現時点において大きな課題は認められないが、建学の精神のさらなる浸透を図るとともに、社会情勢や地域ニーズを踏まえ、使命・目的及び三つのポリシーについて、継続的な点検・評価を行っていく。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

現在の取組みを継続するとともに、社会情勢や地域ニーズの変化を踏まえ、建学の精神、使命・目的、三つのポリシー及び教育研究組織について、継続的な点検・検証を行い、必要に応じて見直しを進める。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

関西福祉大学（以下、「本学」という。）の関西福祉大学学則（以下、「大学学則」という。）【資料 2-1-a】第 2 条及び関西福祉大学大学院学則【資料 2-1-b】（以下、「大学院学則」という。）第 2 条において、「本学及び本学大学院は、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、自己点検・評価を行うものとする。」と規定している。そのうえで、関西福祉大学自己点検・評価に関する規程（以下、「自己点検・評価に関する規程」という。）【資料 2-1-c】第 1 条で、本学及び関西福祉大学大学院（以下、

「本学大学院」という。)は、自己点検・評価を「学校教育法第 109 条第 1 項の規程に基づいて実施する。」と定めている。

関西福祉大学会議組織規則【資料 2-1-03】第 6 条の 3 では、学長補佐会議の審議事項として「内部質保証に関する事項」について定めており、学長・副学長・研究科長・学部長・学科長・事務局長・事務局次長・各課室長・その他学長が指名する者を構成員としている。また、自己点検・評価に関する規程第 1 条の 2 では「本学における自己点検・評価活動を推進するために、関西福祉大学会議組織規則第 14 条の規定に基づき、関西福祉大学自己点検委員会を置く。」とされており、自己点検・評価に関する基本方針の策定と実施の統括等の取組みを行っている。

内部質保証に関する全学的な方針として、関西福祉大学内部質保証に関する方針【資料 2-1-01】を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「学長補佐会議」、内部質保証の基盤となる自己点検・評価を行う組織として「自己点検委員会」を位置づけている【資料 2-1-02】。

内部質保証推進の対象としては、大学の理念及び目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学修成果、学生の受け入れ、教員及び教員組織、学生支援、教育研究等の環境、社会連携及び社会貢献、大学運営及び財務としている。内部質保証の推進にあたっては、機関レベル（学長補佐会議及び自己点検委員会）、教育課程レベル（学部学科・研究科）、授業科目レベルとし、3 つのレベルにおいて相互に有機的な連携を図るとともに、レベルごとに計画の立案、計画の実施、評価、改善という一連の取組み（PDCA サイクル）を実施することにより、恒常的に内部質保証を推進している。

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自主的・自律的な内部質保証のための取組みとして、自己点検委員会から各種委員会に対して年度の中間期に「年間活動進捗状況報告」【資料 2-2-a】、年度末に「年間活動報告書」【資料 2-2-b】の提出を求めている。年間活動進捗状況報告では、各種委員会において、①今年度の活動計画及び到達目標、②計画の進捗状況を確認し、各種委員会及び自己点検委員会において中間期の点検を行っている。年間活動報告書では、①今年度の活動計画及び到達目標、②活動結果を自己点検・評価し、これらを踏まえ、③次年度の活動計画案及び到達目標を設定している。自己点検委員会は、各種委員会より提出された年間活動報告書を自己点検・評価し、学長補佐会議へ上程している。各種委員会の報告について、学長補佐会議にて再度点検・評価され、「年間活動進捗状況報告」「年間活動報告書」については教授会においても共有されている。特に、年度末に各種委員会より提出される「年間活動報告書」については、各種委員会の自己点検・評価を受けて、年間活動報告書に基づく

評価報告として次年度の各種委員会活動へ向けて学長からの提言も示されていることから、内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価を定期的実施し、全学で共有しているといえる。また、本学では、「自己点検評価書」を作成しており、自己点検・評価に関する規程第8条【資料 2-2-01】に基づき本学ホームページにて公表している。

## ②IR(Institutional Research)等を活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学生募集活動・入学者選抜・学生生活・学修成果・キャリア支援等のアンケート調査を所管委員会や事務局にて実施しており、データの収集と分析を行っている。IR部門としては事務局の経営戦略室【資料 2-2-05】が業務を担当しており、各部署が実施するアンケート調査等を集約・管理している。これらの調査結果【資料 2-2-c】については、実施部門より学長補佐会議へ報告され、現状の確認と改善が必要な点等について確認が行われている。また、結果は各学部・学科へも共有され、各学部・学科において調査結果を分析しており、その中でも入学生の動向・学生募集の観点から、各学部・学科と経営戦略室が基礎データを分析し、その結果を教育改革や組織改革に反映している。具体的な取組みとして、社会福祉学部における「社会マネジメント専攻」の開設、教育学部児童教育学科における「教育福祉専攻」の開設と大学間協定による通信制免許課程の開設、さらに教育 DX の推進を挙げることができる。これらの取組みはそれぞれプロジェクトとして展開され、新たな受験者層の取り込みや新しい学びのスタイルを模索する改革として実施している。また、経営戦略室からアンケート調査等を基に提案された企画として、ノート PC の必携化及び DX の推進を挙げることができる。この企画立案は、経営戦略室から共通教務委員会へ提案し、学長補佐会議の承認を経て、令和 8(2026)年度入学生からノート PC を必携化する事業として実行された。

以上のように、IR 調査・データ収集結果を活用しながら、改善点等について検討や新たな大学運営の展開につなげるとともに、内部質保証に向けた改善案の立案・実施・評価を行う等、一連の PDCA サイクルを形成している。

## 2-3. 内部質保証の機能性

### ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学の学生の意見等をくみ上げる方法としては、「意見箱『ボイス』」及び「在学生アンケート」等がある【資料 2-3-01】。

「意見箱『ボイス』」については、「履修・授業、学生生活、就職・進路等の各種支援、課外活動、施設・設備に関する意見・要望等を自由に投函する」ことを趣旨として学内の

4 カ所に投函箱を設置している。授業等の学修支援に関する意見・要望について学内で共有・連携し、早急に改善を図っている【資料 2-3-a】。

「在学生アンケート」については、「課外活動団体への加入状況とその支援、入学時・入学後の意識、大学施設、資格取得・就職支援、相談支援、国際交流、学生サービス、学修支援」等について自由記述を含めた満足度の調査を行い、学生委員会や学長補佐会議にて適宜結果報告を行い、教授会・学部ににおいても結果を共有している【資料 2-3-05】～【資料 2-3-07】。さらに、対応すべき点を確認・検討し、適宜学生の意見・要望に対応しながら改善を図っている。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見等をくみ上げる体制として、日常的な支援は主として学生支援課が担い、全学的な支援体制として、アカデミック・アドバイザー制度【資料 2-3-a】を運用している。アカデミック・アドバイザーは、学生が安心して安定的に修学を継続することができるよう履修指導、学生生活、進路・就職、学籍異動、学費納入、アルバイト等に関する助言・指導を行っている。

また、専門的支援を担う組織としては、学生相談支援室【資料 2-3-b】があり、学生が心身ともに健康で充実した学生生活を送ることや障がいのある学生が適切な支援を受けられる体制づくりを推進することを目的とし、設置している。同室に配置されている学外カウンセラー及び学内相談員【資料 2-3-c】に対する令和 7(2025)年度の相談対応状況【資料 2-3-d】は、学生相談人数 45 人、延べ相談回数は 136 件であった。また、保証人への対応も 8 件実施した。相談内容は、対人関係、心理的問題・精神障がい、発達障がい、心理・性格、修学上の問題、身体障がい、進路・就職、経済的問題、クラブ・サークルの運営上又は対人関係上の諸問題、LGBT の問題に関する悩み等多岐に渡る。学生が抱える課題をより詳細に把握するため、これらの相談内容をさらに細分化し、きめ細やかな対応を行っている。また、各学生のアカデミック・アドバイザーとの連携に加え、必要に応じて保証人とも状況を共有・相談することにより、課題の解決・問題の未然防止を図り、学生が安心して安定的に学生生活を送ることができるよう支援している。

学生の施設・設備等の学修環境に関する意見や要望、満足度を把握・分析する方法として、「意見箱『ボイス』」及び「在学生アンケート」等がある。具体的に、学生の意見・要望を踏まえ、無線 LAN の設置、学内の空調設備や照明設備の更新、スクールバスの増便、トレーニングルームの整備等を実施した【資料 2-3-e】。今後も学生からの意見・要望の把握に努め、学生委員会及び学生支援課を中心に、その内容を把握・分析し、学修環境及び学生支援の改善につなげていく【資料 2-3-02】。

## ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見や要望をくみ上げる体制としては、保証人を対象とした「保証人アンケート」を実施している。「保証人アンケート」では、学生の「教養・専門知識・スキル等の能力の成長」に対する満足度を調査するとともに、自由記述欄を設けて意見・要望を聴取している。集計結果は、学生委員会が学長補佐会議へ報告し、教授会及び学部ににおいても共有することで、教育活動等の改善に活用している。

また、本学ホームページには問い合わせ窓口ごとの電話番号及び電子メールアドレスを記載し、学外関係者が随時意見・要望を提出できる体制を整備している。寄せられた意見・

要望については、関係部署において内容を確認・検討し、必要に応じて業務及び教育活動等の改善に反映している。

さらに、本学は兵庫県赤穂市との公私協力方式により開学し、地域社会の発展に貢献する開かれた大学であることから、令和 7(2025)年度より赤穂市と本学の教育・研究を始めとする取組みに係る意見交換会を実施している。意見交換会で得られた意見・提案については、学長補佐会議へ上程し、必要に応じて教育・研究活動及び大学運営の改善を適宜図っている【資料 2-3-03】【資料 2-3-04】。

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の使命・目的に基づき三つのポリシーを策定しており、それらを踏まえた教育課程の体系的編成及び学修成果の点検・評価を整えて、アセスメント・ポリシー【資料 2-3-f】

【資料 2-3-g】に沿った点検・評価を行い、結果を教育改善に活かしている。この三つのポリシーを起点とした内部質保証と点検・評価サイクルを実質化していくため、関西福祉大学内部質保証に関する方針【資料 2-3-h】を定めている。本学の内部質保証のための PDCA サイクルは、学長補佐会議と自己点検委員会が連携し、三つのポリシーに基づく教育目標を達成するための教育・研究、大学運営に関する計画を立案（Plan）し、各学部・学科と研究科及び事務局が計画の実施（Do）、学長補佐会議及び自己点検委員会による点検・評価（Check）、改善の実行（Action）を行う仕組みとなっている。具体的には、「在学生アンケート」「学修成果・行動アンケート」「新入生アンケート」「就職先アンケート」「保証人アンケート」「卒業生アンケート」等を実施し、学生等からの満足度を測る調査や意見をくみ上げる体制を構築している【資料 2-3-i】。アンケート調査等の結果については、学長補佐会議で審議された後に各学部・学科及び事務局へ共有している。その結果を踏まえて実施した改善内容等については、再度、学長補佐会議にて報告する等、PDCA サイクルを機能させる仕組みを確立している。また、大学運営全体における改善・向上を目的とした内部質保証については、当該年度に重点的に取り組むことを事業計画【資料 2-3-j】に明示し、その進捗状況を管理するとともに、事業報告書【資料 2-3-k】に取りまとめている。さらに、大学機関別認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた中期計画の進捗状況管理等を通して、内部質保証の仕組みを継続的に運用し、教育研究活動及び大学運営の改善・向上につなげている。

#### 〔基準 2 の自己評価〕

##### （1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生支援の領域における内部質保証の取組みとして、本学は学生の声を多面的に把握し改善につなげる仕組みを確立している。まず、学内 4 カ所に設置された「意見箱『ボイス』」や定期的実施する「在学生アンケート」を通して、学修支援、学生生活、課外活動、施設・設備に関する要望を収集し、学長補佐会議や教授会で共有した上で迅速な改善につなげている。その成果として、無線 LAN の整備、学内空調設備や照明設備の更新、スクールバスの増便、トレーニングルームの充実等、学生生活や学修環境の改善が具体的に実現されている。また、経済的支援や修学上の課題にはアカデミック・アドバイザー制度が中心

的役割を果たし、生活や進路に関する助言、保証人との連携を通して早期支援につなげている。

また、心理的支援についても学生相談支援室を設置し、令和 7(2025)年度は、学生相談人数 45 人、延べ相談回数は 136 件であり、保証人対応も 8 件実施する等、きめ細やかな支援を行っている点は学生支援体制の充実につながっている。さらに、障がいのある学生への合理的配慮や専門相談員の配置等、多様な学生が安心して学び、学生生活を送るための体制を整えていることも特色である。こうした仕組みは、相談窓口を設置するにとどまらず、各種アンケート調査等を通じて得られたデータを全学的に分析・共有し、教育や支援の改善に循環させている。本学の学生支援は、学生の意見を起点に実質的な改善を実現し、修学継続と学生満足度の向上につながっている。

また、学外関係者の意見・要望をくみ上げる体制として、赤穂市と「令和 7(2025)年度関西福祉大学の大学運営及び自己点検・評価結果（概要）に係る意見交換会」を開催し、大学の取組状況や地元自治体である赤穂市からの要望等について意見交換を行い、その内容を大学運営及び地域連携の改善向上に活用することとした。

## **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

学生支援に関しては、「意見箱『ボイス』」や「在学生アンケート」を通じた学生の声の収集・改善が進んでいる。一方で、アンケートの回答率や意見の偏りにより全学生の実態を十分に把握しきれていない点が課題である。また、学生相談支援室についても、相談体制が平日昼間に限定されていることから、多様な学生ニーズに対応するための支援体制を充実させることが必要である。

## **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

「意見箱『ボイス』」や「在学生アンケート」では、回答率や意見の偏りにより全学生の実態を十分に把握しきれていない点が課題である。そのため、「意見箱『ボイス』」による過去の改善例を学生へ周知することで、学生が意見を表明しやすい環境を整備するとともに、在学生アンケートについては、各学部・学科及びアカデミック・アドバイザーによる周知を徹底し、回答率の向上を図る予定である。

さらに、学生相談支援室の相談体制を夜間・休日やオンラインでの相談対応の充実を図るとともに、多様な生活環境にある学生にも対応できる柔軟な支援体制の実現に向けて検討を進めていく。

また、学外関係者の意見・要望を教育研究及び大学運営の改善・向上に反映することを目的とし、学外関係者の意見交換及び運営改善に関する規程を整備するとともに、継続的な改善につなげる体制を構築した。

## **基準 3. 学生**

### **3-1. 学生の受入れ**

#### **①アドミッション・ポリシーの策定と周知**

#### **②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

#### **③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

関西福祉大学（以下、「本学」という。）及び関西福祉大学大学院（以下、「本学大学院」という。）の使命・目的及び教育目的は、評価の視点 1-1-④で述べたとおり、関西福祉大学学則（以下、「大学学則」という。）【資料 3-1-a】第 1 条・第 3 条及び関西福祉大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）【資料 3-1-b】第 1 条・第 5 条に明確に定めている。その使命・目的をもとに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める学士課程教育・修士課程教育・博士課程教育で培う能力・素養に応じて、知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を幅広く受け入れるため、各学部及び研究科にアドミッション・ポリシーを定め、明示している（表 3-1-1）。

表 3-1-1 学部・研究科別アドミッション・ポリシー

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>社会福祉学部<br/>社会福祉学科</p> | <p>社会福祉学部社会福祉学科は、人間の尊厳を大切にする『福祉の心』を基盤とする豊かな教養と、社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、広い視野から福祉社会の発展に大きく貢献できるソーシャルワーカーを育成することを目的としています。</p> <p>この目的をもとに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める学士課程教育で培う能力・素養に応じて、知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を幅広く受け入れています。</p> <p>そのため、下記の項目を基本要素として、高等学校における基礎学力「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学習意欲（主体性・多様性・協働性）」をそれぞれの入学試験において重み付けを行い評価し、入学者を適正に選抜します。</p> <p>①高等学校教育課程の内容を幅広く修得している。</p> <p>②人の幸せを願い、その実現のために、人との関係を大切にしながら、様々な生活課題の解決を支援したいという意欲を持っている。</p> <p>③社会で起こる様々な出来事と社会福祉との関連性について常日頃から関心を持ち、疑問に感じたことに対して、自ら調べ、解決に向けて取り組む習慣を身につけている。</p> <p>④積極的に他者と関わろうとし、対話を通して相互理解に努めようとする姿勢を持っている。</p> <p>⑤高等学校等での学習や課外活動・ボランティア活動等で、他者と協働した活動や学習の経験があり、他者と協力しながら課題をやり遂げようとする意欲を持っている。</p> |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教育学部<br/>児童教育学科</p> | <p>教育学部児童教育学科は、人の生涯にわたる発達を見据えつつ、人が社会の中で育ち、他者の影響を受けながら自己形成していくことや社会の望ましい在り方について、教育・保育に携わる立場から真摯に考え、課題解決のために行動できる確かな実践力を持った教員・保育者を育成することを目的としています。</p> <p>この目的をもとに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める学士課程教育で培う能力・素養に応じて、知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を幅広く受け入れています。</p> <p>そのため以下の項目を基本要素として、高等学校における基礎学力「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学習意欲（主体性・多様性・協働性）」をそれぞれの入学試験において重み付けを行い評価し、入学者を適正に選抜します。</p> <p>①高等学校教育課程の内容を十分に理解し、幅広く活用することができる。</p> <p>②自律的で協働的な学ぶ姿勢を身につけ、課題解決のために主体的で意欲的な取り組みができる。</p> <p>③豊かな発想と論理的な思考を身につけ、多面的な見方、考え方ができる。</p> <p>④教育・保育活動に興味関心をもち、常に子供の成長発達を考えて、具体的な取り組みを考えることができる。</p> <p>⑤教育・保育の専門家をめざし、社会に貢献したいという志をもっている。</p> <p>⑥作品や活動を通じて表現したり、自分の意見などをプレゼンテーションする力をもっている。</p> <p>⑦他者と協力した活動や学習経験を通して、目標達成のためにリーダーシップを発揮したり、チームにおける役割を認識した適切なコミュニケーションができる力を身につけている。</p> |
| <p>教育学部<br/>保健教育学科</p> | <p>教育学部保健教育学科は、保健教育（保健学習・保健指導）に関する高度な専門性に加え、人々の健康保持・増進を図ることができる能力や救急看護等の看護学的知識を有し、青少年の心と身体の健やかな発達を担い、課題解決のために行動できる実践力のある学校教員や指導者を育成することを目的としています。</p> <p>この目的をもとに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める学士課程教育で培う能力・素養に応じて、知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を幅広く受け入れています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>そのため以下の項目を基本要素として、高等学校における基礎学力「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学習意欲（主体性・多様性・協働性）」をそれぞれの入学試験において重み付けを行い評価し、入学者を適正に選抜します。</p> <p>①高等学校教育課程の内容を幅広く修得している。</p> <p>②青少年の心と身体の健やかな発達に真摯に関わり、中学校・高等学校教諭、養護教諭を目指して意欲的に学習し、教育・保健の専門家としての立場から社会に貢献したいという意欲を持っている。または、保健体育の知識・技術を生かし、教育・スポーツ関連企業や公務員等、地域社会で幅広く活躍したいという意欲を持っている。</p> <p>③社会で起こる様々な出来事と教育・保健との関連性について常日頃から関心を持ち、疑問に感じたことに対して、自ら調べ、解決に向けて取り組む習慣を身につけている。</p> <p>④高等学校等での学習や課外活動・ボランティア活動等で、他者と協働した活動や学習の経験があり、他者と協力しながら課題をやり遂げる意欲を持っている。</p>                                                                                                     |
| 看護学部<br>看護学科 | <p>看護学部看護学科は、生命の尊厳と人権を尊重し、且つ擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるような「ヒューマンケア」を提供し、保健・医療・福祉・学校における役割について総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会及び国際社会に貢献しうる質の高い実践能力のある看護専門職者を育成することを目的としています。</p> <p>この目的をもとに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める学士課程教育で培う能力・素養に応じて、知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を幅広く受け入れています。</p> <p>そのため以下の項目を基本要素として、高等学校における基礎学力「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学習意欲（主体性・多様性・協働性）」をそれぞれの入学試験において重み付けを行い評価し、入学者を適正に選抜します。</p> <p>①豊かな発想と論理的な思考を基に行動するために必要な基礎学力を有している。</p> <p>②自らが主体的に学ぶ姿勢を有し、課題解決のために意欲的に取り組み、自己研鑽できる。</p> <p>③看護職者をめざす明確な目的意識があり、国内外の保健・医療・福祉・教育分野において広く貢献したいという志を有している。</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>④柔軟な対応力を有し、ヒューマンケアの理念を基盤に、他者の立場や心情を理解し、きめ細かな配慮と心遣いができる。</p> <p>⑤高等学校教育課程の内容を幅広く修得し、特に聞く・話す・読む・書くという他者との相互作用によるコミュニケーションを行う基礎的能力を身につけ、科学的思考力や生命現象を理解するために不可欠な基礎的知識を有している。</p>                                                                                                                                              |
| 社会福祉学研究科           | <p>本学大学院社会福祉学研究科修士課程の目的を達成するため、アドミッション・ポリシーを次のように定めています。</p> <p>①社会福祉学の各研究分野と関連領域の基礎的な知識や技術を有している。（知識・技能）</p> <p>②明確な目的意識をもち、探究心が旺盛であり、真摯に学び継続できる。（判断・意欲）</p> <p>③共生社会の実現に貢献できる社会福祉の専門職業人を目指す意欲をもっている。（意欲）</p> <p>④科学的な思考能力を有し、社会福祉の原点に帰り、福祉実践、福祉政策、福祉文化の総合的な探究を始めることができる読解力・表現力を有している。（思考・表現）</p>                           |
| 教育学研究科             | <p>本学大学院教育学研究科修士課程の目的を達成するため、アドミッション・ポリシーを次のように定めています。</p> <p>①高度な実践力を身につけるための前提となる、教職に関わる基礎的な知識や技術を有している者（知識・技能）</p> <p>②教育を通じてよりよい社会を創るという意欲をもち、教育実践に役立つ広範な知識・技能、見方・考え方を学ぶ熱意を有している者（判断・意欲）</p> <p>③科学的な思考能力を有し、教育学の総合的な探求を始めることができる読解力・表現力を有している者（思考力・表現力）</p> <p>④専門職としての教職に携わるにふさわしい豊かな人間性と教養、道徳性等を備えることに努力している者（意欲）</p> |
| 看護学研究科<br>（博士前期課程） | <p>本学大学院看護学研究科博士前期課程の目的を達成するため、アドミッション・ポリシーを次のように定めています。</p> <p>①看護学及び関連領域の基礎的な知識や技術を有する者</p> <p>②看護学を探究できる科学的な思考能力を有する者</p> <p>③豊かな感受性と高い倫理観をもって看護の向上に寄与する者</p>                                                                                                                                                             |
| 看護学研究科<br>（博士後期課程） | <p>本学大学院看護学研究科博士後期課程の目的を達成するため、アドミッション・ポリシーを次のように定めています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|  |                                                                                             |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | ①看護学の各専攻分野の専門的な知識や技術を有する者<br>②看護学教育及び看護研究の発展に貢献する意欲のある者<br>③看護ケアの質の向上や看護ケアの改革・開発に貢献する意欲のある者 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------|

アドミッション・ポリシーの周知については、本学ホームページ【資料 3-1-01】、学生募集要項【資料 3-1-c】【資料 3-1-d】に明記している。受験生・高校生及びその保護者を対象にオープンキャンパス、進学相談会、高校内ガイダンス等の高校訪問活動等において学生募集要項を配布し、アドミッション・ポリシーについて説明している。

## ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入試制度については、関西福祉大学会議組織規則施行細則（以下、「会議組織規則施行細則」という。）【資料 3-1-04】に定める入試委員会が、各学部及び研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、それぞれの入試区分に応じて(表 3-1-2)に示す入試区分の選抜方法等入試制度を策定し、教授会又は研究科委員会における審議を経て学長が決定している。これらの制度については、本学が求める学生像を具体的に受験生に示すため、学生募集要項、本学ホームページにアドミッション・ポリシーを明記し、周知している。

平成 29(2017)年 7 月 13 日付「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」を踏まえ、令和 3(2021)年度（令和 2(2020)年度実施）入試以降の入学者選抜において、志願者の「学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）」をより多面的・総合的に評価するため、多様な入試制度を導入し、「入学者選抜の基本方針」を学生募集要項で示している。特に、各学科の特色に応じた選抜「学びマッチング特別選抜」、「社会福祉特別選抜」、「教育・保育者特別選抜」、「養護教諭特別選抜」、「特色選抜看護探究型」を実施し、学ぶ意欲の高い者の選抜を行い、また、英語外部検定試験の活用した入試制度を採用している。その他、総合型選抜 10 月期、公募制推薦入試、一般選抜前期、大学入学共通テスト利用選抜前期において、成績特待生制度を導入し、経済的な面における支援の充実も図っている（表 3-1-2）。

各入試区分について、選抜方法や出願資格がアドミッション・ポリシーに沿っているかどうかを、毎年入試委員会にて検証しており、その結果を入試制度に反映している【資料 3-1-e】【資料 3-1-f】。

関西福祉大学入試センター規程【資料 3-1-g】には、入試の実施について定めている。入試の実施体制は、教職員で編成する入試センターが所管し、入試実施要領を作成し、注意事項の説明に関する統一化及び試験運営担当者の業務分担を行い、全学体制で準備から実施までを行っている。また、入試問題については、学長の指名する教員で構成する問題作成委員会及び学部入試プロジェクトにて作成・点検を行っている【資料 3-1-05】。

入試当日には試験実施本部を設け、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応ができるよう体制を保持している。試験実施後の合格者の選抜にあたっては、学部では教授会が委任した委員による入試合否判定委員会、研究科では研究科委員会が委任した入試合否判定委員会の審議を経て学長が決定している【資料 3-1-h】【資料 3-1-i】。

表 3-1-2 令和 8(2026)年度 選抜方法一覧

< 社会福祉学部社会福祉学科 >

| 入試区分              |                                                           |                | 選抜方法                                                        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 学校推薦型<br>選抜       | 指定校推薦入試                                                   |                | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                                     |
|                   | 指定校推薦入試 (高大連携校)                                           |                | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                                     |
|                   | 内部校推薦入試                                                   |                | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                                     |
|                   | 公募制推薦入試<br>(専願) 11 月期                                     |                | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の高得点 1 教科と面接点を総合して選抜           |
|                   | 公募制推薦入試<br>(専願) 12 月期                                     |                | 小論文・面接・学校長推薦書を総合して選抜                                        |
|                   | 公募制推薦入試 (併願)                                              |                | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の合計得点により選抜                     |
| 総合型選抜             | 学びマッチング特別選抜<br>[レポート型][実績型]<br>[実技型]                      |                | 調査書等の書類審査と面接に加えて、レポート型はレポート、実績型は自己推薦書、実技型は実技の得点を総合して選抜      |
|                   | 商業資格特別選抜                                                  |                | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                    |
|                   | 英語資格特別選抜                                                  |                | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                    |
|                   | 社会福祉特別選抜<br>[福祉系科目履修者選抜方式]<br>[福祉施設・団体等推薦方式]<br>[校友会推薦方式] |                | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                    |
|                   | 9 月期                                                      |                | 基礎知識テスト 3 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の合計得点により選抜                     |
|                   | 10 月期                                                     |                | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物・情報) の合計得点により選抜                  |
| スポーツ/吹奏楽<br>特待生選抜 |                                                           | I 期・II 期・III 期 | 小論文・面接を総合して選抜                                               |
| 一般選抜              | 前期                                                        |                | 国語・英語・数学・生物・日本史の中から 2 科目選択し、選択した 2 科目の合計得点により選抜             |
|                   | 前期共通テストプラス                                                |                | 本学一般入試前期日程・大学入学共通テストのそれぞれ高得点 1 科目により選抜                      |
|                   | 後期<br>[科目試験方式]<br>[小論文方式]                                 |                | 科目試験方式は、英語・国語・数学の中から 1 科目選択しその得点により選抜<br>小論文方式は、小論文の得点により選抜 |
| 大学入学共通テスト利用選抜     | 前期                                                        | 5 教科型          | 大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                           | 3 教科型          | 大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                           | 2 教科型          | 大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   | 後期                                                        | 5 教科型          | 大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                           | 3 教科型          | 大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                           | 2 教科型          | 大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜                                    |
| 社会人選抜             |                                                           |                | 小論文と面接を総合して選抜                                               |

< 教育学部児童教育学科 >

| 入試区分        |                 | 選抜方法                    |
|-------------|-----------------|-------------------------|
| 学校推薦型<br>選抜 | 指定校推薦入試         | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜 |
|             | 指定校推薦入試 (高大連携校) | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜 |

関西福祉大学

|                   |                                                       |                                                                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                   | 内部校推薦入試                                               | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                                              |
|                   | 公募制推薦入試<br>(専願) 11 月期                                 | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の高得点 1 教科と面接点を総合して選抜                    |
|                   | 公募制推薦入試<br>(専願) 12 月期                                 | 小論文・面接・学校長推薦書を総合して選抜                                                 |
|                   | 公募制推薦入試 (併願)                                          | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の合計得点により選抜                              |
| 総合型選抜             | 学びマッチング特別選抜<br>[レポート型][実績型]<br>[実技型]                  | 調査書等の書類審査と面接に加えて、レポート型はレポート、実績型は自己推薦書、実技型は実技の得点を総合して選抜               |
|                   | 英語資格特別選抜                                              | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                             |
|                   | 教育福祉専攻特別選抜                                            | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                             |
|                   | 教育・保育者特別選抜<br>[保育技術検定方式]<br>[教育セミナー方式]<br>[絵本読み聞かせ方式] | 保育技術検定方式と教育セミナー方式はレポート・面接・調査書・志望理由書、絵本読み聞かせ方式は実技・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜 |
|                   | 9 月期                                                  | 基礎知識テスト 3 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の合計得点により選抜                              |
|                   | 10 月期                                                 | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物・情報) の合計得点により選抜                           |
| スポーツ/吹奏楽<br>特待生選抜 |                                                       | I 期・II 期・III 期<br>小論文・面接を総合して選抜                                      |
| 一般選抜              | 前期                                                    | 国語・英語・数学・生物・日本史の中から 2 科目選択し、選択した 2 科目の合計得点により選抜                      |
|                   | 前期共通テストプラス                                            | 本学一般入試前期日程・大学入学共通テストのそれぞれ高得点 1 科目により選抜                               |
|                   | 後期<br>[科目試験方式]<br>[小論文方式]                             | 科目試験方式は、英語・国語・数学の中から 1 科目選択しその得点により選抜<br>小論文方式は、小論文の得点により選抜          |
| 大学入学共通テスト利用選抜     | 前期                                                    | 5 教科型<br>大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                       | 3 教科型<br>大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                       | 2 教科型<br>大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   | 後期                                                    | 5 教科型<br>大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                       | 3 教科型<br>大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                                                       | 2 教科型<br>大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜                                    |

<教育学部保健教育学科>

| 入試区分        |                       | 選抜方法                                              |
|-------------|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 学校推薦型<br>選抜 | 指定校推薦入試               | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                           |
|             | 指定校推薦入試 (高大連携校)       | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                           |
|             | 内部校推薦入試               | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                           |
|             | 公募制推薦入試<br>(専願) 11 月期 | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の高得点 1 教科と面接点を総合して選抜 |
|             | 公募制推薦入試<br>(専願) 12 月期 | 小論文・面接・学校長推薦書を総合して選抜                              |
|             | 公募制推薦入試 (併願)          | 基礎知識テスト 2 教科選択 (英語・国語・数学・生物) の合計得点により選抜           |
|             | 総合型選抜                 | 学びマッチング特別選抜<br>調査書等の書類審査と面接に加えて、レポート型             |

関西福祉大学

|                   |                           |                |                                                             |
|-------------------|---------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
|                   | [レポート型][実績型]<br>[実技型]     |                | はレポート、実績型は自己推薦書、実技型は実技の得点を総合して選抜                            |
|                   | 英語資格特別選抜                  |                | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                    |
|                   | 養護教諭特別選抜                  |                | レポート・面接・調査書・志望理由書を総合して選抜                                    |
|                   | 9 月期                      |                | 基礎知識テスト 3 教科選択（英語・国語・数学・生物）の合計得点により選抜                       |
|                   | 10 月期                     |                | 基礎知識テスト 2 教科選択（英語・国語・数学・生物・情報）の合計得点により選抜                    |
| スポーツ/吹奏楽<br>特待生選抜 |                           | I 期・II 期・III 期 | 小論文・面接を総合して選抜                                               |
| 一般選抜              | 前期                        |                | 国語・英語・数学・生物・日本史の中から 2 科目選択し、選択した 2 科目の合計得点により選抜             |
|                   | 前期共通テストプラス                |                | 本学一般入試前期日程・大学入学共通テストのそれぞれ高得点 1 科目により選抜                      |
|                   | 後期<br>[科目試験方式]<br>[小論文方式] |                | 科目試験方式は、英語・国語・数学の中から 1 科目選択しその得点により選抜<br>小論文方式は、小論文の得点により選抜 |
| 大学入学共通テスト利用選抜     | 前期                        | 5 教科型          | 大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                           | 3 教科型          | 大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                           | 2 教科型          | 大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   | 後期                        | 5 教科型          | 大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                           | 3 教科型          | 大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜                                    |
|                   |                           | 2 教科型          | 大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜                                    |

<看護学部看護学科>

| 入試区分        |                       | 選抜方法                                            |
|-------------|-----------------------|-------------------------------------------------|
| 学校推薦型<br>選抜 | 指定校推薦入試               | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                         |
|             | 指定校推薦入試 (高大連携校)       | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                         |
|             | 内部校推薦入試               | 面接と学校長推薦書(調査書含む)を総合して選抜                         |
|             | 公募制推薦入試<br>(専願) 11 月期 | 基礎知識テスト 2 教科選択（英語・国語・数学・生物）の高得点 1 教科と面接点を総合して選抜 |
|             | 公募制推薦入試<br>(専願) 12 月期 | 小論文・面接・学校長推薦書を総合して選抜                            |
|             | 公募制推薦入試 (併願)          | 基礎知識テスト 2 教科選択（英語・国語・数学・生物）の合計得点により選抜           |
| 総合型選抜       | 特色選抜「看護探究型」           | 基礎知識テスト 3 教科選択（英語・国語・数学・生物）の得点及び面接点を総合して選抜      |
|             | 9 月期                  | 基礎知識テスト 3 教科選択（英語・国語・数学・生物）の合計得点により選抜           |
|             | 10 月期                 | 基礎知識テスト 2 教科選択（英語・国語・数学・生物・情報）の合計得点により選抜        |
| 一般選抜        | 前期                    | 国語・英語・数学・生物・日本史の中から 2 科目選択し、選択した 2 科目の合計得点により選抜 |
|             | 前期共通テストプラス            | 本学一般入試前期日程・大学入学共通テストのそれぞれ高得点 1 科目により選抜          |
|             | 後期<br>[科目試験方式]        | 英語・国語・数学の中から 1 科目選択しその得点により選抜                   |

## 関西福祉大学

|               |    |       |                          |
|---------------|----|-------|--------------------------|
| 大学入学共通テスト利用選抜 | 前期 | 5 教科型 | 大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜 |
|               |    | 3 教科型 | 大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜 |
|               |    | 2 教科型 | 大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜 |
|               | 後期 | 5 教科型 | 大学入学共通テスト 5 教科の合計得点により選抜 |
|               |    | 3 教科型 | 大学入学共通テスト 3 教科の合計得点により選抜 |
|               |    | 2 教科型 | 大学入学共通テスト 2 教科の合計得点により選抜 |

### < 社会福祉学研究科 >

| 入試区分          | 選抜方法                       |
|---------------|----------------------------|
| 一般入学試験        | 英語・専門科目・面接（研究計画書参考）を総合して選抜 |
| 学内推薦入学試験      | 小論文・面接（研究計画書参考）を総合して選抜     |
| 社会人入学試験       | 小論文・面接（研究計画書参考）を総合して選抜     |
| 社会人キャリア推薦入学試験 | 口頭試問（研究計画書参考）により選抜         |
| 外国人留学生入学試験    | 小論文・面接（研究計画書）を総合して選抜       |

### < 教育学研究科 >

| 入試区分    | 選抜方法           |
|---------|----------------|
| 一般入学試験  | 専門科目・面接を総合して選抜 |
| 社会人入学試験 | 小論文・面接を総合して選抜  |

### < 看護学研究科博士前期課程 >

| 入試区分          | 選抜方法                             |
|---------------|----------------------------------|
| 一般選抜入学試験      | 英語・専門科目（看護一般）・面接を総合して選抜          |
| 社会人入学試験       | 小論文・面接と出願書類（研究計画書、志願理由書等）を総合して選抜 |
| 社会人キャリア推薦入学試験 | 口頭試問（研究計画書参考）により選抜               |

### < 看護学研究科博士後期課程 >

| 入試区分 | 選抜方法                                  |
|------|---------------------------------------|
|      | 英語・小論文・口頭試問（研究計画等のプレゼンテーション含む）を総合して選抜 |

### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学及び本学大学院の過去 3 年間における入学定員に対する入学者数を（表 3-1-3）に示している。

表 3-1-3 入学定員数に対する学部研究科別入学者の推移

|                     |            | 令和 6 年度  |          |           | 令和 7 年度  |          |           | 令和 8 年度  |          |           |
|---------------------|------------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|
|                     |            | 入学<br>定員 | 入学<br>者数 | 定員<br>充足率 | 入学<br>定員 | 入学<br>者数 | 定員<br>充足率 | 入学<br>定員 | 入学<br>者数 | 定員<br>充足率 |
| 社会福祉<br>学部          | 社会福祉<br>学科 | 130      | 122      | 93.8%     | 130      | 130      | 100.0%    | 130      | 112      | 86.2%     |
| 教育学部                | 児童教育<br>学科 | 80       | 46       | 57.5%     | 80       | 50       | 62.5%     | 80       | 56       | 70.0%     |
|                     | 保健教育<br>学科 | 85       | 77       | 90.6%     | 85       | 100      | 117.6%    | 85       | 82       | 96.5%     |
| 看護学部                | 看護学科       | 90       | 89       | 98.9%     | 90       | 83       | 92.2%     | 90       | 103      | 114.4%    |
| 学部 計                |            | 385      | 334      | 86.8%     | 385      | 363      | 94.3%     | 385      | 353      | 91.7%     |
| 大学院社会福祉学研究科         |            | 5        | 1        | 20.0%     | 5        | 1        | 20.0%     | 5        | 3        | 60.0%     |
| 大学院教育学研究科           |            | 5        | 0        | 0.0%      | 5        | 1        | 20.0%     | 5        | 0        | 0.0%      |
| 大学院看護学研究科<br>博士前期課程 |            | 6        | 0        | 0.0%      | 6        | 3        | 50.0%     | 6        | 3        | 50.0%     |
| 大学院看護学研究科<br>博士後期課程 |            | 3        | 0        | 0.0%      | 3        | 0        | 0.0%      | 3        | 0        | 0.0%      |
| 大学院 計               |            | 19       | 1        | 5.3%      | 19       | 5        | 26.3%     | 19       | 6        | 31.6%     |

令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度の学部入学定員は大学全体としては未充足である。学部・学科別に見ると、社会福祉学部社会福祉学科、教育学部児童教育学科、教育学部保健教育学科が入学定員未充足となっているが、看護学部看護学科では入学定員を充足している。

入学者を確保するための取組みとして、入試改革や SNS での情報発信、高校内や会場ガイダンスでの高校生への直接 PR、オープンキャンパスの充実、高大連携等を行っている【資料 3-1-j】【資料 3-1-k】。

令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度の大学院全体での入学定員充足率の平均は 21.1% である。

研究科別では、年度により入学者数にばらつきがあり、さらなる入学者を確保するため、在学生への説明、卒業生への情報発信、福祉・医療・教育関係機関への募集活動の強化や各研究科のカリキュラム改正等の検討を行っている。

## 3-2. 学修支援

### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### ②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 1) 学修支援に関する体制の整備

本学は会議組織規則施行細則【資料 3-2-02】に定めるとおり、教職員で構成されている教務委員会、学生委員会、進路・就職委員会等の委員会組織、学生支援課、教務課、キャリア開発課等の事務局関係各課及び附属図書館等による学修支援体制を整備している。これらの組織が相互に連携し、教職協働のもとで学生に対する学修支援を適切に行っている。

### 2) 入学前教育の実施

高等学校教育から大学における学修への円滑な移行を目的として、入学前教育を実施している。主に専願入試による合格者を対象に、教務委員会を中心とし実施しているものであり、学部・学科ごとに事前課題や学修支援の取組みを行うことで、高等学校教育から大学教育への円滑な接続を図っている。

具体的には、問題集やレポート等の事前課題、オンデマンド動画配信に加え、教員との Web 面談や教員・在学生・入学予定者による少人数でのオンライン交流等を、各学部・学科の方針に応じて行っている。

これらの取組みは、郵送及びオンライン配信を活用した自宅学習を基本として実施しており、遠隔地から入学する学生のニーズにも対応している。

また、本学では入学前教育の一環として、新入生全員を対象に PROG テスト（ジェネリックスキルをリテラシーとコンピテンシーの 2 つの観点から測定する診断）を実施している。

PROG テストの導入目的は、主に、社会人基礎力（＝ジェネリックスキル）・学修成果の可視化のための基礎データを取得すること、本学におけるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの検証・改善を行うための基礎データを取得、アカデミック・アドバイザーによる L・L サポート（Learning と Life Design のサポート）の充実を図るための参考データを取得、学生が自己分析する基礎資料としての利活用である。

新入生の実施結果は、入学後の 5 月～6 月頃に実施する解説会においてフィードバックを行い、教員及び学生に共有している。

今後は、学生の成長度や在学中の学修成果、教育上の課題等を把握するため、3 年次後期に再度、PROG テストを実施する予定である。

### 3) 新入生オリエンテーション

新入生オリエンテーションについては、大学で学ぼううえで必要な基礎的事項の理解、大学生としての心構えやマナーの習得、履修登録・学内情報機器及び学生ポータルサイト使用に関する説明を主な目的として、入学式（例年 4 月 2 日に実施）から授業開始までの期間に、各学部・学科において実施している【資料 3-2-a】。具体的な実施内容は、これらの目的に基づき、各学部・学科の教員を中心に検討・決定している。また、準備から運営までの一連の取組みについては、各学部・学科が主体となっており、職員は必要に応じて運営管理、その他の支援を行っている。オリエンテーションの一部には、在学生がオリエンテーション・コンダクター（以下、「オリター」という。）及びゲストスピーカーとして参加し、教員の補助や新入生への説明及び助言を行っている。これらの取組みを通して、新入生が大学での学修や大学生活へ円滑に移行できるよう支援している。

#### 4) 在学生オリエンテーション

前期開始時には、各学部・学科及び各年次の学生を対象として、在学生オリエンテーションを実施している【資料 3-2-b】。教員は、大学での学修や学生生活に関する事項をはじめ、国家試験、採用試験、定期試験の受験要件、実習・インターンシップ、進路・就職等について、各学部・学科の特性に応じた各種説明及び指導を行っている。

また、教務課、学生支援課の職員は、履修登録等の教務関連事項及び各種奨学金申請を含む学生生活に関する諸手続きについて説明を行っている。後期については、各学部・学科の判断に基づき、必要な情報を対象となる年次の学生に適宜周知している。

#### 5) アカデミック・アドバイザー制度

アカデミック・アドバイザー制度【資料 3-2-c】とは、教員が学生とのコミュニケーションを深め、より良い教育環境を構築するとともに、本学の教育目的の達成を支援するための制度である。社会福祉学部及び教育学部の1～4年次生、看護学部の1・4年次生を対象に演習（ゼミ）の担当教員が、看護学部の2・3年次生を対象に学部が定める編成ごとの担当教員がアカデミック・アドバイザーを務めている。アカデミック・アドバイザーは担当学生に対して、個々の状況に応じた学修支援や履修指導をはじめ、学生生活に関する指導、進路・就職に関する指導、学籍異動に関する助言、保証人との連携等を行っている。また、組織的な対応が必要な場合には、学生支援課、学生委員会、学生相談支援室等の学内関係組織と連携しながら支援を行っている。平成30(2018)年度に策定した「学習支援・キャリア支援・生活支援等の学生支援を総合的に展開して実効性あるものとするためのアカデミック・アドバイザーの学生支援年間スケジュール」【資料 3-2-01】に基づき、計画的な声掛け、助言・指導を行っている。このように全学的な体制の下、組織的な学生支援に取り組んでいる。

#### 6) 附属図書館による学修支援

附属図書館（以下、「図書館」という。）では情報リテラシー能力の向上を支援するため、図書館ガイダンス（1年次生及び2年次生対象と3年次生及び4年次生対象の2コース）【資料 3-2-d】を実施している。ガイダンスの内容は以下のとおり、学年に応じたものとなっている。1年次生及び2年次生対象コースでは、基本的な図書館利用やインターネットを活用した館内所蔵資料検索方法等を説明している。3年次生及び4年次生対象コースでは、データベースや逐次刊行物（雑誌・学会誌・紀要等）を活用した学術的な文献検索方法を学び、テーマに沿った文献を検索する検索演習を行う。また、ガイダンスを実施し、レポート・卒業研究論文作成につながる支援を行っている。なお、本ガイダンスは、演習（ゼミ）のみならず学生の要望に応じて実施し、知識やスキルの確実な浸透を図っている。

#### 7) 学修成果・行動アンケートの活用

本学では、令和4(2022)年度より毎年度「学修成果・行動アンケート」を実施している。

このアンケートは、学生が自身の履修を通じた学修成果を振り返り、把握するとともに、大学として学生の学修成果を把握し、教育及び学修の質の向上に向けた改善の基礎資料とすることを目的としている。「学修成果・行動アンケート」の結果については、教育内容及

び授業のあり方、修得した資質・能力等、学修行動の観点から各学部・学科において分析を行っている。その分析結果は各学部・学科において共有・検討し、学修支援の具体的な改善策の立案及び実施に活用している。

このように、学生の意見や学修成果の把握に基づく継続的な点検・評価と改善を通して、教職協働による学修支援体制の充実と有効性の向上を図っている。

## ②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) TA等による学修及び授業等の支援体制

本学では、大学院教育・研究の充実及び学部教育の充実並びに後継者の育成を図ることを目的として、大学院生を対象としたTAに関する規程を整備しており、必要に応じて活用している【資料3-2-03】。

これまでにTAを活用した実績はあるものの、近年は入学する大学院生も少ない状況が続いていることに加え、入学する大学院生の多くが社会人学生であることからTA制度を十分に活用できていない状況である。

SA(Student Assistant)（以下、「SA」という。）については制度化されていないものの、新入生オリエンテーションにおいて、在学生がオリターやゲストスピーカーとして参加し、教員の補助や新入生への学修上の助言を行う等、SAに準じた学修支援活動を行っている。また心理系の実験科目では学生が授業準備・実験補助等を担っている。今後は、学生による学修支援活動をより推進するため、SAの制度化について検討を進めていく。

### 2) オフィスアワー制度

学生からの学修や学生生活に関する相談に対応するため、全専任教員が週1コマ以上のオフィスアワーを設定している。各教員は研究室前に1週間分の予定表を掲示し、その中でオフィスアワーの時間帯を明示することにより、学生へ周知している【資料3-2-04】。また、学生は、1号館正面玄関、3号館入口に設置された在館表示モニターで教員の在館状況を確認することができる。このため、オフィスアワー以外の時間帯においても、学生は面談を希望する教員が研究室等に所在しているかどうかを確認したうえで教員を訪ねることができる。このように多くの教員がオフィスアワーに加えて随時、学生の相談に応じており、学修面及び学生生活面における支援を行っている。

### 3) 障がいのある学生への配慮、支援

障がいのある学生に対する支援及び合理的配慮については、学生相談支援室が担当している。同室では、障がいのある学生及び必要に応じて保証人との面談を実施し、学修・生活上の課題や大学への要望を把握している。そのうえで、履修に関する事項については、当該学生が履修する科目の担当教員に対し必要な配慮事項を共有している。また、その他の事項については、他の関係部署・担当者と連携し、所要の対応を行っている【資料3-2-05】。

### 4) 退学・休学等に係る対応

退学・休学等の学籍異動に至る可能性がある学生については、その兆候を認知した場合、

最初の認知主体を問わず、学部長・学科長、学生委員長、学生委員会各学部部会長、当該学生のアカデミック・アドバイザー、教務課及び学生支援課職員の間で速やかに情報共有を行っている【資料 3-2-06】【資料 3-2-07】。また、当該学生が指定強化クラブ構成員の場合は、クラブ顧問・指導者とも情報共有し、組織的な支援体制を構築している。

退学・休学等の理由はさまざまであるが、個々の事案に対しては、学籍異動を回避するための対応を単なる手続きとして捉えるのではなく、学修継続を主眼とした「対人・対物環境の改善」を視野に、学部長を中心としてアカデミック・アドバイザーが能動的に学生や保証人と関わるようにしている。なお、アカデミック・アドバイザーは、担当学生の全受講科目の出席状況及び単位取得状況を、学生ポータルサイトで随時、閲覧できるようになっている。これにより、アカデミック・アドバイザーは学生の状況変化や学籍異動につながる兆候を早期に把握し、迅速な面談や支援につなげている。その際に、原因が心因性であると考えられる場合には学生相談支援室へ情報を提供し、必要に応じて連携しながら対応している。休学中の学生においては必要に応じてその保証人とも定期的に連絡を取り、復学への意欲の維持や不安の軽減を図るとともに、休学期間終了後の円滑な復学及び学修継続に向けた支援を行っている。

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

##### 1) 教育課程でのキャリア教育

本学では一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成することを目的として、各学部・学科において教育課程内にキャリア教育科目を配置している。具体的には、社会福祉学部において「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、インターンシップ入門、インターンシップ演習」（キャリア形成Ⅰ・Ⅲは卒業必修科目、キャリア形成Ⅱ・インターンシップ入門・インターンシップ演習は選択科目）、教育学部児童教育学科において「キャリア形成」（卒業必修科目）及び保健教育学科において「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」（Ⅰは卒業必修科目、Ⅱは選択科目）、看護学部において「看護キャリア形成」（卒業必修科目）を設けている【資料 3-3-02】。

これらのキャリア教育科目の目的は、主体的に職業観や自らのキャリア形成について考える意欲と態度を身につけるとともに、将来のキャリア形成に求められる基礎的な力を身につけ、自分自身のこれまでを振り返り、将来のキャリア形成を具体的に考えるための知識を身につけることを目指している。また、卒業生をはじめ、各分野で活躍する専門職業人をゲストスピーカーとして招聘し、実践的な職業観やキャリア形成について学ぶ機会を提供している。

さらに各学部・学科においてそれぞれ次のような特色を持っている。

社会福祉学部では、「将来の職業選択を含めて、自分自身の人生をどのように形作っていくかを考え」、「職業選択に必要な基礎的な知識」の理解を通して、「社会人として必要な『社会人基礎力』」の育成を図っている。

教育学部児童教育学科では、「自分の現状の経験やスキルを再認識し自己理解を深めること」を通して、「将来どのような教員や保育者になりたいのか、そのために何を学ぶべきか」を考える力を養成している。

教育学部保健教育学科では、「キャリア形成上の諸課題について関心を持ち、よりよいキャリア形成のために、主体的に考え、自己理解を深めることにより、自ら解決しようとする意欲と態度を身につける」こと、さらには「中高等学校におけるキャリア教育推進に必要なスキルや知識を概観し、教員として求められるマナーやコミュニケーションスキルをグループワーク等で身につけること」を重視している。

看護学部では、「キャリア教育について学び、看護職に求められる資質や役割、活躍の場を知り」、「看護職が経験を積み重ねながら、どのようにキャリアを形成していくのか」を概観することを特色としている。

## ②キャリア支援体制の整備

### 1) 就職・進学支援体制

本学では、教員とキャリア開発課職員で構成する進路・就職委員会を学部ごとに設置【資料 3-3-03】し、各種ガイダンスや就活支援講座等の企画・実施を通して、学生のキャリア支援を行っている。

学生への個別支援については、3年次の6月から11月にかけて「求職票」【資料 3-3-a】を回収し、その情報をもとにアカデミック・アドバイザーをはじめ各学部・学科教員及びキャリア開発課職員が進路指導や就職活動に関する助言・指導や求人情報の提供を行っている。

キャリア開発課には、職員5人を配置している。また、相談カウンター、面談室、求人検索用PC6台を設置し、学生の相談内容に合わせて対面又は個室で相談を受けられる環境を整備している。

大学に届く求人情報については、キャリア開発課内に設置したファイルで学生が自由に閲覧できる他、自宅のPCやスマートフォンから利用可能なWebシステムを導入している。さらに求職登録情報をもとに、求人情報やセミナー等イベント情報をLINEやメールにより個別に配信し、学生の積極的な参加を促している。また、キャリア開発課では、過去の受験者が作成した各事業所の試験内容等の報告書を分野別に整理し、学生が自由に閲覧できるよう設置している。これらの資料を活用しながら、進路・就職に関する助言・指導、履歴書・エントリーシート及び論作文の添削、模擬面接等を実施している。学生の活動情報や相談内容・サポート状況等については、面談システムに記録・管理し、各学部・学科の教員とも情報を共有している。令和7(2025)年度の相談等対応件数は1,551件であった(表 3-3-1)。

本学大学院においては、指導教員による個別指導を中心とし、必要に応じてキャリア開発課が情報提供や相談・助言等の支援を行っている。

表 3-3-1 学部別 キャリア開発課個別対応件数 ※面談システムでのカウント件数

|        | 令和 5 (2023) 年度 |          |          | 令和 6 (2024) 年度 |          |          | 令和 7 (2025) 年度 |          |          |
|--------|----------------|----------|----------|----------------|----------|----------|----------------|----------|----------|
| 合 計    | 1, 854         |          |          | 1, 942         |          |          | 1, 551         |          |          |
| 内 訳    | 就職<br>相談       | 模擬<br>面接 | 書類<br>添削 | 就職<br>相談       | 模擬<br>面接 | 書類<br>添削 | 就職<br>相談       | 模擬<br>面接 | 書類<br>添削 |
| 社会福祉学部 | 478            | 117      | 97       | 468            | 173      | 127      | 433            | 111      | 105      |
| 教育学部   | 505            | 151      | 160      | 480            | 178      | 168      | 430            | 115      | 117      |
| 看護学部   | 90             | 151      | 105      | 94             | 151      | 103      | 81             | 123      | 36       |

### 3-4. 学生サービス

### ①学生生活の安定のための支援

### (1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①学生生活の安定のための支援

本学では、学生サービス及び厚生補導に関する支援組織として、学生支援課、学生委員会、健康管理センター（保健室、学生相談支援室）等を設置している。これら組織は、厚生補導に関する制度及び業務を所掌し、相互に連携しながら学生生活の安定及び充実に向けた支援を実施している。

### 1) 学生生活・経済的な支援

ア アカデミック・アドバイザー制度による個々の学生への支援

アカデミック・アドバイザー制度【資料 3-4-03】の概要については、評価の視点 3-2-①で述べている。アカデミック・アドバイザーは、学生が安心して安定的に修学を継続できるよう学生生活、進路・就職、学籍異動、学費納入、アルバイト等に関する助言・指導を行っている。また、必要に応じて保証人との面談（来学による面談、電話面談、家庭訪問等）を実施し、大学と各家庭との連携強化を図っている。平成 30(2018)年度には、「学習支援・キャリア支援・生活支援等の学生支援を総合的に展開して実効性あるものとするためのアカデミック・アドバイザーによる学生支援年間スケジュール」【資料 3-4-01】を策定し、学習・進路、生活、課外活動・その他の区分ごとに、アカデミック・アドバイザーが担当する学生に対して行う助言・指導事項の基準を定めている。毎月開催される教授会において学生委員長が当該スケジュールに基づく学生に対する助言・指導事項を確実に履行するよう周知を行い、全学的かつ組織的な学生支援の推進を図っている。

## イ 経済的な支援（奨学金制度）

本学では独自の経済的支援制度として、関西福祉大学特別奨学金制度（給付型）【資料 3-4-07】、関西福祉大学奨学金制度（給付型）【資料 3-4-08】、金光奨学金制度（給付型）【資料 3-4-09】、学校法人関西金光学園設置校在籍者の兄弟姉妹特別奨学金制度（給付型）【資料 3-4-10】を設けています。

料 3-4-10】、短期貸付金制度等を設け、学生に対する経済的支援を行っている。また、日本学生支援機構の事務取り扱い、制度の周知や学生からの相談に対する助言、学生が地方自治体や病院等の奨学金制度を利用する際に必要な事務手続きを支援している。さらに、教育後援会（保護者会）【資料 3-4-11】 及び校友会（同窓会）【資料 3-4-12】と連携し、各団体が設ける緊急奨学金制度の運用を通して、学生の修学継続を支援している。

#### ウ 経済的な支援（学生生活）

学生の規則正しい生活習慣の形成及び良好な学修環境の確保を支援する取組みとして、「朝活」を実施している。「朝活」は、学生食堂において 100 円で朝食を提供することにより、学生が朝から大学に来て朝食をとったうえで、学修に取り組むことを支援するものである。本取組みは、学生のみならず、下宿している学生の保証人からも高い評価を得ており、学生の規則正しい生活習慣の形成の維持・改善に寄与している。また学生の通学支援の一環として、JR 播州赤穂駅から大学間において、授業開始時刻及び電車の運行時刻に合わせた無料のスクールバスを運行している。さらに、自家用車通学する学生のために無料駐車場を整備し、通学の利便性向上を図っている。

#### エ 学生団体、課外活動への支援

学生委員会及び学生支援課は全学生で組織・運営される学友会及び傘下組織・機関（大学祭実行委員会、課外活動団体代表者委員会等）に対し、事業計画及び予算計画の策定、行事の企画・運営等に関する相談を受け、助言・指導を行っている。また、恒常的に情報共有及び意見交換を行うとともに、学生の要望に応じて各機関代表者会議や部・サークル代表者会議にも出席し、学生団体や部・サークルの活動状況の把握に努めている。

部・サークルには顧問（教員）を配置するとともに、必要に応じて副顧問（職員）を配置している。また、指定強化クラブ（剣道部・硬式野球部・ゴルフ部・サッカー部（男子）・バレーボール部（男女）・陸上競技部・吹奏楽団）には、各種目における競技・指導実績のある監督、コーチ等（学外指導者または教職員）を配置し、指導の強化を図っている【資料 3-4-05】【資料 3-4-06】【資料 3-4-a】～【資料 3-4-c】。

また、正規の部・サークルに対しては、教育後援会（保護者会）と連携し、学外指導謝礼や年間指導に伴う旅費・交通費の助成を行っている。加えて、学友会の地域行事（赤穂義士祭等）参加にあたり必要経費の助成や地震・豪雨災害の被災地におけるボランティア活動等の社会貢献活動に対する支援についても、教育後援会（保護者会）と連携し、活動に必要な活動経費の助成も行っている【資料 3-4-d】。

さらに、部・サークル活動、ボランティア活動等において、他の団体、個人の模範となる優れた成果を上げた団体及び個人を表彰する制度（理事長賞・学長特別賞・八つ波賞）を設けており、卒業式等の機会において表彰を行うことで、学生の積極的な活動を奨励している【資料 3-4-e】【資料 3-4-f】。

課外活動への支援、特に、指定強化クラブの活性化を図ることを主な目的として、平成 31(2019)年 3 月に、大学スポーツの振興により「卓越性を有する人材を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、わが国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する。」ことを設立理念に掲げる一般社団法人 大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」

という。) 設立時に会員として加盟した。また、平成 31(2019)年 4 月には、「スポーツを通じた連携・協力により、それぞれが有する資源を適切に活用することによって、相互の発展と赤穂市におけるスポーツ振興に資する」ことを目的として、赤穂市との間に、「赤穂市と関西福祉大学とのスポーツ振興に関するパートナーシップ協定」を締結した【資料 3-4-g】【資料 3-4-h】。

## 2) 健康管理センターによる支援

### ア 健康管理・健康相談

学生の健康管理については保健室が担っており、学生を対象として定期健康診断の実施をはじめ、健診後の健康相談、健康教育及び学内で発生した傷病に対する応急措置等を行っている。また、熱中症対策や感染症流行についての情報提供を適宜行い、学生の健康維持・増進に努めている【資料 3-4-02】【資料 3-4-i】。さらに、学内における緊急時対応に備え、体育館前や 2 号館等教職員や学生等が容易に利用できる場所に AED（自動体外式除細動器）を計 5 カ所に設置するとともに、血圧計を 1 カ所に設置している【資料 3-4-j】。

このように、保健室を中心として、健康管理、健康相談及び緊急時対応を含めた支援体制を整備し、学生が安心して学生生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいる。

### イ 心理的支援

学生生活の中で生じる心理的・精神的な悩みや問題については、学生相談支援室が中心となって支援している。学生相談支援室では、授業期間中の平日 5 日間 10 時から 16 時の間、臨床心理士の資格を有する学部兼任教員 6 人が配置され、学生からの相談やカウンセリングに対応している。また、相談内容に応じて、学内の関係部署や教員と連携しながら、継続的な支援を行っている。さらに非常勤の学外カウンセラーを月 2・3 日配置し、10 時から 14 時まで学生相談に対応できる体制を整えている【資料 3-4-04】【資料 3-4-k】～【資料 3-4-m】。

このように、学生相談支援室では、学内外の専門的な相談体制を整備し、学生が安心して学修及び学生生活を送ることができるよう心理的支援を行っている。

## 3) 各種ハラスメント対策

学生が安心して安定的に学生生活を送るためには、各種ハラスメントの防止策及び発生時の適切な対応が重要である。このため、関西福祉大学ハラスメント防止規程【資料 3-4-n】を制定し、防止のための措置、各種ハラスメントに起因する問題が発生した場合の適切な対応をするための措置を定めている。

また、ハラスメントに関する問題を所掌する HA（ヒューマン・アフェアーズ）委員会では、毎年度外部講師を招聘し、教職員及び学生を対象としたハラスメント防止研修会を実施している。さらに、学生ハンドブックへハラスメントの防止等についての内容を掲載【資料 3-4-o】するとともに、演習（ゼミ）等を通して啓発活動を行い、ハラスメントの未然防止に努めている。

ハラスメントに関する相談については、アカデミック・アドバイザーや学生相談支援室、HA 委員への直接相談の他に、手紙やメール、もしくは匿名による投書可能なハラスメント

投書箱の設置（学内 2 カ所に設置し、毎週水曜開封実施）等相談者の状況に応じた方法で相談を寄せることができるような体制を整えており、学内用ポスター【資料 3-4-p】等を通して周知している。

このように、本学では、規程の整備、啓発活動及び相談体制の充実を通じて、ハラスメントの防止と早期対応に取り組み、安全で良好な修学環境の維持・向上に努めている。

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

##### 1) 校地、校舎面積

本学の校地、運動場については、校地面積が 60,804 m<sup>2</sup>（うち校舎敷地 39,799 m<sup>2</sup>、運動場敷地 17,717 m<sup>2</sup>、その他 3,288 m<sup>2</sup>）を有しており、大学設置基準に定める必要面積を十分に満たしている。また、校舎面積は 17,027 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定める必要面積を十分に満たしている。校舎の配置については、学生ハンドブック【資料 3-5-a】に示しており、主な施設の概要は以下のとおりである。

##### 2) 講義室、実習施設等

講義室は 1 号館、2 号館、3 号館及び 4 号館に設置しており、各講義室にはプロジェクター、マイク、PC 等の AV 機器を整備している。また、ゼミ・演習室を 1 号館、2 号館、3 号館に、実習室を 1 号館、3 号館に設置している。

さらに、学生の主体的・能動的な学修を支援するアクティブラーニングルーム、マネジメントラボ等を整備し、各教室については、教育目的に沿って円滑に利用できるよう各学部・学科、事務局間で調整を行っている。

情報教育施設は、デスクトップ PC70 台を備えた情報・LL 教室、ノート PC108 台を備えたマルチメディア講義室を設置し、情報関連科目の授業に利用するとともに、学生にも開放している。また学内には無線 LAN を敷設しており、ノート PC、タブレット端末等が利用できる環境を整備している。

本学では各種教員免許状、スポーツ系資格の受験資格、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、助産師など、将来の職業につながる資格・免許の取得に向け、実習施設の充実を図っている。

教育学部児童教育学科においては、学校・園・所を模した教室として、模擬教室、図工室、模擬保健室、調理実習室、実験室、保育実習室を整備している。また、音楽等の指導に特化した大教室やピアノ練習室を整備し、教職課程及び保育士養成課程における演習や実習指導において模擬授業や模擬保育を行っている。さらに、学校現場で急速に進む ICT

(情報通信技術)活用に対応するため、電子教科書やタブレット端末等の機器も備えている。また、教育学部保健教育学科においては、運動生理学演習室は高性能な体組成計、ヒトの身体動作を可視化できる装置などを備え、トレーニングの効果や動作解析等を行う学生の研究拠点として、2棟の体育館やグラウンドとともに機能している。

看護学部においては、実際の医療施設を再現した設備として、第1、第2、第3実習室を設け、演習や実習において活用している。また、コロナ禍の影響を受け、看護学部の臨地実習が困難な状況にも対応できるよう令和3(2021)年8月にはシミュレーションルームを新設し、高機能シミュレータ(人形)や模擬電子カルテシステムなどのICT機器を導入した。これにより、各種領域の実習準備や臨地実習を補完する実践的な学修環境を整えている。

### 3) 体育関連施設

本学ではキャンパス内に屋内外の体育施設を設けている【資料3-5-b】。

屋内体育施設については、第1体育館(1,207 m<sup>2</sup>)及び第2体育館(1,035 m<sup>2</sup>)の2棟を有し、クラブ棟内にはトレーニングルーム(142 m<sup>2</sup>)を完備している。第1体育館には固定式バスケットゴールやシャワールームを、第2体育館には、ミーティングルームや更衣室を設置し、それぞれバレーボールコート2面を使用できる広さを有していることから、授業だけでなく課外活動等においても有効に活用されている。また、トレーニングルームには、エアロバイク等の各種トレーニング機器を導入し、「トレーニングルーム使用講習会」を受講した学生は自由に利用することができる。平日(月曜日から金曜日)13時から18時の時間帯は、外部委託によるトレーナーが常駐しており、学生・課外活動の部員へのトレーニング指導を行うとともに、室内の安全管理及び備品管理を実施することで、学生が安全にトレーニングを行える環境を確保している。

屋外体育施設については、全天候型ウレタン舗装トラックと人工芝を敷設したインフィールドを備えたグラウンドを整備している。トラック周辺には陸上競技用の砂場を設置するとともに、夜間でも使用できるように照明設備も備えている。さらに、隣接してテニスコート2面及び運動場を併設している。加えて、雨天時でも活動可能な「室内練習場」(950 m<sup>2</sup>)を整備しており、指定強化クラブである硬式野球部等の課外活動に活用している。令和5(2023)年度にはゴルフ打席練習場、アプローチ練習場、令和6(2024)年度にはゴルフパター練習場を整備し、指定強化クラブであるゴルフ部の活動環境の充実を図っている。

このように、屋内・屋外施設ともに、体育関連施設を計画的に整備するとともに、適切な維持・管理を行いながら、授業及び課外活動等において有効活用し、学生の学修環境の充実に資している。

### 4) 附属施設

本学では、附属施設として、附属図書館(以下、「図書館」という。)及び附属地域センター(以下、「地域センター」という。)を設けている。

図書館には、学生の学修環境の充実を図るため閲覧席、個別学習スペース及びPCスペースを整備し、有効に活用している。

地域センターでは、地域貢献の窓口として子育てや学校生活上の問題等の相談活動を行

う臨床福祉サービス事業、生涯学習及び社会教育を推進する公開講座や各種セミナー・研修会の開催、講師派遣等を実施している。また、施設の開放や地域住民との交流事業を通じて、地域社会との連携・協力を推進している。

このように、本学では図書館及び地域センターを設置し、学生の学修活動の支援及び地域社会への貢献に取り組んでいる。

## ②図書館の有効活用

図書館は1号館中央に位置し、915 m<sup>2</sup>(うち、閲覧等サービススペース 751 m<sup>2</sup>、書庫含む管理等スペース 164 m<sup>2</sup>)を占めている。令和4(2022)年度には、教育環境のさらなる充実に向け、閲覧席、個別学習スペース等の改装を行った。閲覧席は236席、図書館資料の所蔵数は約84,000点である。冊子体以外の電子媒体として、電子ジャーナル8点(パッケージ契約1点含む)またデータベース8点を提供し、学習活動を支援している。館内は、無線LANを使用してインターネットに接続可能であり、ノートPC12台が設置されている。また、館内にあるPCスペースにはデスクトップPC32台、プリンター2台が備えられ、研究資料の調査やレポート作成等に利用されている。

所蔵図書、雑誌についてはOPAC(Online Public Access Catalog)により検索可能であり、インターネットを使用できる環境であればどこからでも所蔵確認ができる。館内にはOPAC検索専用のPCを2台設置している。学部生・大学院生・科目等履修生・聴講生・教職員は図書館システムMyCarinへの利用申込みを行えば、インターネットを使用した図書館資料の貸出予約や貸出履歴の確認、図書館の到着資料のお知らせ等をメールで確認できるよう整備している。

開館時間は、通常授業期間は平日の9時から21時まで、土曜日は9時から17時半までとなっている。長期休暇期間は、平日・土曜日とも9時から17時半まで開館し、授業のない期間も快適な学修環境を整備している【資料3-5-06】。

## ③施設・設備の安全性・利便性

本学では、開学当初よりキャンパスのバリアフリー化に取り組んでいる。自動ドア、エレベーター、多目的トイレ、スロープを整備し、車椅子利用者が円滑に移動できる環境を整備している【資料3-5-c】。また、点字ブロックや学内案内板への点字フィルムを設置に加え、図書館内には車椅子利用者専用席や拡大読書器を備えた視覚障がい者用専用席の設置等、障がいのある学生に配慮した施設整備を行っている。

施設設備の維持管理については、関係法令に基づく定期的な保守点検を実施しており、不具合等が確認された場合には速やかに修繕等の対応を行うことで、安全性の確保に努めている。また、施設の老朽化に伴う大規模修繕については、施設の現況や築年数、緊急性及び優先順位等を総合的に勘案した年次計画を策定し、計画的に実施している。

近年の主な取組としては、車椅子利用者の利便性向上を目的として、既存施設の出入口の自動ドア化及び段差解消工事を進めている。具体的には、令和4(2022)年度に1号館、令和7(2025)年度に4号館の出入口ドア改修工事を実施した。

このように、本学では施設・設備の安全性及び利便性の向上に継続的に取り組み、全ての学生が安心して学修及び学生生活を送ることができる環境の整備に努めている。

### 〔基準3の自己評価〕

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な選抜制度を実施している。特に、総合型選抜においては、各学部・学科の特色に応じた選抜「学びマッチング特別選抜」「特色選抜看護探究型」「社会福祉特別選抜」「教育・保育者特別選抜」「養護教諭特別選抜」「教育福祉専攻特別選抜」「商業資格特別選抜」「英語資格特別選抜」を実施し、各分野への関心と学修意欲の高い受験者の確保につなげている。

学修支援については、「学修成果・行動アンケート」を活用し、各学部・学科単位において、学生の学修実態や学修成果を分析し、教育改善に活用している。また、全専任教員がオフィスアワーを設けるとともに、学生が容易に相談できる環境を整備していることは、本学の特色ある学修支援体制となっている。

キャリア支援については、社会福祉学部及び教育学部3年次生を対象とし、学生から提出のあった「求職票」に基づく全学生との面談を実施している。アカデミック・アドバイザーやキャリア開発課職員が、学生一人ひとりの進路希望や状況を把握し、就職支援を行っていることは本学の特色ある取組みである。

学生サービスについては、アカデミック・アドバイザー制度に基づき、年間を通して出席状況や単位取得状況、成績確認や学生生活の状況把握を徹底し、課題の早期発見・早期支援につなげている。また、100円朝食「朝活」や無料スクールバスの運行は学生の生活改善や通学に関する負担の軽減に寄与しており、修学継続を支える取組みとして成果をあげている。

校地・校舎等の学修環境については、老朽化した施設や教室内のAV機器等について計画的に更新・補修を実施することで、安全かつ快適な学修環境を維持・向上させており、授業及び課外活動の充実につながっている。

このように、本学では、入学者受入れから学修支援、キャリア支援、学生支援及び教育環境整備に至るまで、一貫した支援体制を構築し、学生の成長と修学成果の向上に向けた取組みを組織的に推進している。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の学部入学定員は大学全体としては未充足である。入学定員に沿った適切な学生数を維持するためにも、高校生に対して本学の教育内容や特色を直接発信する機会をさらに拡充し、志願者確保につなげていくことが課題となる。

学修支援については、学生支援に関するさまざまな取組みを行っているが、「学修支援に関する方針」として定められていないことは課題である。今後、より組織的かつ計画的に推進するため、整備が必要である。また、学生による学修支援活動をより効果的に推進するという観点から、SAの制度化について検討が必要であると感じている。

キャリア支援については、低年次からのキャリア形成に対する意識向上のための具体的なプログラムの充実が求められる。また、運動部に所属する学生に対するキャリア形成に対する支援についても、競技活動と進路形成の両立を支援する観点から、一層の充実を図る必要がある。

学生サービスについては、学生相談支援室及び学外カウンセラーによる相談体制を整備しているものの、相談対応時間が平日昼間に限定されていることや制度の周知や利用促進に差が見られることから、支援を必要とする学生に十分行き届いていない可能性があると考ええる。

学修環境については、令和 6(2024)年度に実施した「在学生アンケート」において、「建物・教室に対する満足度」では、68.3%の学生が「満足・やや満足」と回答し、「どちらでもない」と回答した 22.6%であり、全体としては概ね良好な評価を得ている。一方で、最寄駅から大学間で運行しているスクールバスについては、運行本数や運行時間帯の改善を求める意見が寄せられており、通学環境のさらなる向上に向けた検討が必要である。

以上のことから、本学では、入学者確保、学修支援体制の制度整備、キャリア支援の充実、相談支援体制の強化及び通学環境の改善を今後の課題として認識しており、内部質保証の取組みを通して継続的な改善を図っていく。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者を確保するための取組みとして、内部校・姉妹校 4 校及び高大連携校 32 校を対象に出張講義等の高大連携事業の実施や大学見学会を実施している。令和 6(2024)年度から令和 7(2025)年度では、14 校 857 名の受け入れ、高校生に本学の教育内容や特色を直接 PR する機会の拡充を図った。今後は、これらの取組みを継続するとともに、ホームページや SNS を活用した情報発信を強化し、志願者確保につなげていく。

学修支援及び学生サービスについては、学生ポータルサイトによる情報配信や学内掲示を通じて各種支援制度の周知を図っている。今後は、学修支援に関する方針の整備を進めるとともに、SA 制度の制度化についても検討していく。また、学生相談支援室による対面相談に加え、オンライン相談窓口の開設を検討し、相談に対する心理的負担の軽減と相談機会の拡充を図ることで、多様な学生ニーズに対応できる支援体制の充実に取り組んでいく。

キャリア支援については、令和 7(2025)年度より、「スポーツ学生対象就職支援セミナー」を新たに実施し、また、大学を通して応募するインターンシップの説明会については、参加対象を 1・2 年次生にも拡大し、低年次からのキャリア形成に対する意識向上に努めている。

学修環境の整備については、今後も計画的に、講義室や実習室の AV 機器等について整備を継続するとともに、学内無線 LAN の拡張により、学生が持ち込むノート PC 等を円滑に利用できる ICT 環境のさらなる充実を図る。また、施設改修においては、バリアフリー化を推進し、利便性と学修環境の向上を図っていく。

以上のように、本学では自己点検・評価等で明らかとなった課題に対し、改善策を順次実施するとともに、内部質保証の仕組みを通じて継続的な改善・向上に取り組んでいく。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

関西福祉大学（以下、「本学」という。）及び関西福祉大学大学院（以下、「本学大学院」という。）では本学の基本理念及び教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシー【資料 4-1-01】を定めている。なお、ディプロマ・ポリシーは、学生ハンドブック【資料 4-1-06】及び院生ハンドブック【資料 4-1-07】に掲載し周知しており、学生にはオリエンテーション時に教員が説明している。また、教育情報の公表という観点から本学ホームページ【資料 4-1-01】にも掲載している。

具体的なディプロマ・ポリシーは以下のとおりである（表 4-1-1）。

表 4-1-1 学部学科・研究科別ディプロマ・ポリシー

|                  |                                                                                                                                                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉学部<br>社会福祉学科 | 次に示す3項目の能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。<br>(1) どのような時代が来ても、ほんとうに大切なことを見極められる教養と人間性<br>(2) 人や地域が抱えている課題を見極め、その課題を改善・解決できる高度な専門性<br>(3) 身につけた教養と専門性を、地域社会の貢献に結びつける社会性と公共性         |
| 教育学部<br>児童教育学科   | 次に示す3項目の能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。<br>(1) 教育・保育の専門家としての豊かな人間性と使命感の養成<br>(2) 子どもの「生きる力」を育むための専門知識と実践力<br>(3) 子どもの問題解決を図るため、地域・家庭と連携する力                                      |
| 教育学部<br>保健教育学科   | 次に示す能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。<br>(1) 保健・体育分野の専門家としての豊かな人間性と使命感の養成<br>(2) 子どもの個性に応じた健やかな心と身体の成長発達を支援、「生きる力」を育むための専門知識と実践力<br>(3) 保健・体育の知識や技術を活かし、広域の地域社会において多様な職域で社会貢献できる力 |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 看護学部<br>看護学科                | <p>次に示す4項目の能力・素養を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>(1)豊かな人間性を育み、ヒューマンケアリングが実践できる能力</p> <p>(2)看護の独自性を発揮し、保健・医療・福祉チームで連携・協働できる能力</p> <p>(3)国際社会及び地域社会の健康に対する多様なニーズに貢献できる能力</p> <p>(4)ヒューマンケアに対する科学的探究心や創造性をもち、生涯学習へ主体的に取り組む姿勢</p>                               |
| 社会福祉学研究科<br>社会福祉学専攻<br>修士課程 | <p>次に示す能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格した者に対して、修了を認定し、学位を授与する。</p> <p>(1)社会福祉実践の課題を自ら発見して解決する能力</p> <p>(2)地域社会における課題を解決し発展させる地域貢献力</p> <p>(3)共生社会の実現に貢献する力</p>                                                                                           |
| 教育学研究科<br>児童教育学専攻<br>修士課程   | <p>次に示す能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格した者に対して、修了を認定し、学位を授与する。</p> <p>(1)児童の教育指導における高度な教育実践能力</p> <p>(2)教育実践上の課題を発見し、それを継続的に探究していく研究能力</p> <p>(3)地域社会と連携・協力し、学校及び地域の教育の質を高めていく力</p>                                                                      |
| 看護学研究科<br>看護学専攻<br>博士前期課程   | <p>次に示す能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格した者に対して、修了を認定し、学位を授与する。</p> <p>(1)看護実践能力を高めるための明確な目的意識の堅持</p> <p>(2)現場の看護職者への研究・教育の指導者としての自覚</p> <p>(3)看護の質の向上のための関係職者と連携・協働する力</p>                                                                               |
| 看護学研究科<br>看護学専攻<br>博士後期課程   | <p>次に示す能力・素養を身につけ、かつ、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格した者に博士（看護学）の学位を授与する。</p> <p>(1)自立して研究活動を行い、看護ケアの改革・開発に取り組むことができる能力</p> <p>(2)看護学の教育研究者として、看護学における教育研究を積極的に推進し、その発展に貢献することができる能力</p> <p>(3)包括ケア看護を視座とした看護実践上の課題を探究し、看護サービスの改善・改革に組織的に取り組むことができる能力</p> |

## ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学では、前述のディプロマ・ポリシーを定め、卒業・修了までにそれらの内容を身に

つけることを求めており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を下記の通り策定し、厳正に適用している。

なお、これらは学生ハンドブック及び院生ハンドブックに掲載し周知しており、オリエンテーション等において教員が説明している。

#### 1) 単位認定基準

学部では、関西福祉大学学則（以下、「大学学則」という。）第 22 条（単位の計算方法）～第 24 条（単位の認定）【資料 4-1-15】に定め、その細則は各学部における履修規程【資料 4-1-17】～【資料 4-1-19】に適切に定めている。研究科では、関西福祉大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 14 条（試験等及び修得単位の認定）【資料 4-1-16】に定めている。

また、成績評価基準は、学部及び研究科ともに共通であり、学部は学則第 33 条（成績の評価・報告）に定めており、研究科は、関西福祉大学大学院試験及び成績評価に関する規程【資料 4-1-a】に定めている。具体的な基準は以下のとおりである（表 4-1-2）。

表 4-1-2 成績評価基準

| 可否区分 | 成績の素点           | 成績区分 |
|------|-----------------|------|
| 合格   | 100～90 点        | S    |
|      | 89～80 点         | A    |
|      | 79～70 点         | B    |
|      | 69～60 点         | C    |
| 不合格  | 59 点以下          | D    |
| 評価無し | 定期試験未受験・受験資格未充足 | X    |

学年暦であらかじめ定められた履修期間に実施した授業科目を履修し、各科目の定められた出席回数をもって定期試験の受験資格を得ることができる。授業科目担当教員は、シラバスで示した成績評価基準により評価を行い、単位認定している。

さらに学部では、成績評価において、学修への取組みを客観的な指標として把握するために、GPA(Grade Point Average)制度を導入している【資料 4-1-b】。算出方法は、以下のとおりである（表 4-1-3）。

表 4-1-3 GPA 算出方法

|                                       |   |   |   |   |   |   |    |
|---------------------------------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 【GP】                                  |   |   |   |   |   |   |    |
| 成績評価                                  | S | A | B | C | D | X | 認定 |
| GP                                    | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | －  |
| GPA ＝（科目の単位数 × GP）の合計 ÷ 履修登録科目の単位数の合計 |   |   |   |   |   |   |    |
| ※小数点第 3 位以下四捨五入                       |   |   |   |   |   |   |    |
| ※分母の総単位数には、不合格科目（評価が「D」、「X」）の単位数を含む   |   |   |   |   |   |   |    |

なお、各学科の成績分布状況の把握については、前年度の GPA を 5 月～6 月頃に算出し、各学部・学科において共有している。また、教員は教務システムを活用し、各学期における担当学生の GPA を閲覧することができるため、学生指導等に利用している。

GPA 制度と関連し、学生の学習時間確保の観点から CAP 制を導入しており、年間の履修可能な単位数を、社会福祉学部は 1 年次生 49 単位、2～4 年次生 46 単位、教育学部児童教育学科は 1 年次生 48 単位、2～4 年次生 46 単位、教育学部保健教育学科及び看護学部は 46 単位と定め、学生ハンドブックに記載し、1 年次のオリエンテーションにおいて学生へ周知している。

各学期の成績評価について、学生は「成績確認願」を提出することで成績・採点内容の開示請求をすることができる。開示請求の対象は、定期試験の採点内容、学期の途中に実施する小テスト及びレポートの採点内容等である。

## 2) 進級基準

看護学部では、関西福祉大学看護学部進級に関する規程【資料 4-1-20】に基づき、下記のとおり進級基準を定め、判定を行っている。2 年次終了時点に進級可否の認定を行っており、その判定は学部の教務委員会及び学部会で審議するとともに、進級基準を満たしているか適切に判断し、最終的には学長が進級を決定している【資料 4-1-21】～【資料 4-1-24】。

進級基準は以下のとおりである（表 4-1-4）。

表 4-1-4 看護学部進級基準

| 単位未修得の必修科目数<br>(一般教養を除く) | 進級基準                          |
|--------------------------|-------------------------------|
| 3 科目以上の場合                | 進級できない (3 年次開講科目を履修できない)      |
| 2 科目以内の場合                | 当該科目の内容・実施形態によっては進級できない場合がある。 |

社会福祉学部及び教育学部においては、進級基準を定めていない。ただし、各学部の実習科目の履修については、前提科目の履修等の一定の条件を設け、実習科目の履修制限を行っている【資料 4-1-c】～【資料 4-1-i】。

## 3) 卒業認定基準、修了認定基準

学部における卒業要件は、学則に定めるとおり 4 年以上の在籍と、指定された卒業要件単位数以上を取得した場合、学長が学位を授与している【資料 4-1-08】。卒業要件単位数は、社会福祉学部及び教育学部が 124 単位、看護学部が 125 単位となっており、具体的には以下のとおりである（表 4-1-5）。

表 4-1-5 学部の卒業要件

【社会福祉学部社会福祉学科】

| 科 目     | 必修科目必要単位数 | 選択科目必要単位数 | 合計       |
|---------|-----------|-----------|----------|
| 教養科目    | 10 単位     | 14 単位以上   | 24 単位以上  |
| 専門科目    | 10 単位     | 72 単位以上   | 82 単位以上  |
| 演習・卒業研究 | 18 単位     | —         | 18 単位    |
| 合 計     | 38 単位     | 86 単位以上   | 124 単位以上 |

【教育学部児童教育学科】

初等教育専攻

| 科 目                    | 必修科目必要単位数 | 選択科目必要単位数 | 合計       |
|------------------------|-----------|-----------|----------|
| 教養科目                   | 12 単位     | 4 単位以上    | 16 単位以上  |
| 専門基礎科目・専門科目・<br>実習演習科目 | 52 単位     | 56 単位以上   | 108 単位以上 |
| 合 計                    | 64 単位     | 60 単位以上   | 124 単位以上 |

教育福祉専攻

| 科 目                    | 必修科目必要単位数 | 選択科目必要単位数 | 合計       |
|------------------------|-----------|-----------|----------|
| 教養科目                   | 12 単位     | 4 単位以上    | 16 単位以上  |
| 専門基礎科目・専門科目・<br>実習演習科目 | 58 単位     | 50 単位以上   | 108 単位以上 |
| 合 計                    | 70 単位     | 54 単位以上   | 124 単位以上 |

幼児教育専攻

| 科 目                    | 必修科目必要単位数 | 選択科目必要単位数 | 合計       |
|------------------------|-----------|-----------|----------|
| 教養科目                   | 12 単位     | 4 単位以上    | 16 単位以上  |
| 専門基礎科目・専門科目・<br>実習演習科目 | 44 単位     | 64 単位以上   | 108 単位以上 |
| 合 計                    | 56 単位     | 68 単位以上   | 124 単位以上 |

【教育学部保健教育学科】

| 科 目         | 必修科目必要単位数 | 選択科目必要単位数 | 合計       |
|-------------|-----------|-----------|----------|
| 教養科目        | 12 単位     | 8 単位以上    | 20 単位以上  |
| 専門基礎科目・専門科目 | 30 単位     | 62 単位以上   | 92 単位以上  |
| 演習科目        | 12 単位     | —         | 12 単位    |
| 合 計         | 54 単位     | 70 単位以上   | 124 単位以上 |

【看護学部看護学科】

| 科 目                | 必修科目必要単位数 | 選択科目必要単位数 | 合計       |
|--------------------|-----------|-----------|----------|
| 一般教養               | 13 単位     | 12 単位以上   | 25 単位以上  |
| 看護実践の基盤及び<br>看護の発展 | 95 単位     | 5 単位以上    | 100 単位以上 |
| 合 計                | 108 単位    | 17 単位以上   | 125 単位以上 |

研究科の修了要件は、大学院学則【資料 4-1-09】及び関西福祉大学大学院学位授与規程【資料 4-1-10】に定めるとおり、授業科目及び単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で論文を提出し、本学大学院の行う審査及び最終試験に合格することであり、合格した者に対して研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与している。各研究科において学位論文審査基準も設定しており、適切に運用している【資料 4-1-11】～【資料 4-1-14】。研究科の修了要件は以下のとおりである（表 4-1-6）。

表 4-1-6 研究科の修了要件

【社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程】

- (1) 修士課程の修了要件は、同課程に 2 年以上在学し、指導教員の指導により、30 単位以上を修得すること、かつ、社会福祉学研究科が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格すること。
- (2) 課程修了に必要な単位
  - 1) 全科目区分の中から特講・演習を含めて 22 単位以上履修
  - 2) 社会福祉特別研究 8 単位を履修（社会福祉特別研究は、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、社会福祉学研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。）

【教育学研究科児童教育学専攻修士課程】

- (1) 修士課程の修了要件は、同課程に 2 年以上在学し、指導教員の指導により、30 単位以上修得すること、かつ、教育学研究科が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格すること。
- (2) 課程修了に必要な単位
  - 1) 基礎科目の必修 10 単位、専門科目の選択 12 単位以上履修
  - 2) 特別研究（8 単位）を履修（特別研究は必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。）

【看護学研究科看護学専攻博士前期課程】

- (1) 博士前期課程の修了要件は、同課程に 2 年以上在学し、指導教員の指導により、30 単位以上を修得すること、かつ、看護学研究科が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格すること。
- (2) 課程修了に必要な単位

- 1) 共通基盤科目のうち「看護理論」(2単位)、「看護倫理」(2単位)、「看護研究方法論Ⅰ」(2単位)、「看護教育方法論」(2単位) から2科目4単位以上を含み、共通基盤科目及び他の領域の特論から計16単位以上を履修
- 2) 専攻する領域の専門科目特論及び演習6単位以上を履修
- 3) 専攻する領域の特別研究8単位を履修(特別研究は、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、看護学研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。)

#### 【看護学研究科看護学専攻博士後期課程】

- (1) 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、指導教員の指導により、16単位修得すること、かつ、看護学研究科が行う博士論文の審査及び最終試験(口頭試験)に合格すること。
- (2) 課程修了に必要な単位
  - 1) 共通基盤科目の必修科目「包括ケア看護特論」(2単位)、「看護科学研究特論」(2単位)、「看護学教育特論」(2単位)を履修
  - 2) 専門科目の「包括ケア看護学特論」(2単位)及び「包括ケア看護学特別演習」(2単位)を履修
  - 3) 「包括ケア看護学特別研究」(6単位)を履修

なお、修了要件は、院生ハンドブック【資料4-1-j】に掲載するとともに、大学院生にはオリエンテーション時に教員が説明している。また、教育情報の公表という観点から本学ホームページにも掲載している。

卒業認定は、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえ実施している。学部の卒業要件単位数は学則に、履修等の要件は履修規程にそれぞれ定めており、学生の修得単位数等を各学部の教務委員会及び学部会において審議するとともに、学生が所定の単位を修得しているかどうか適切に判断し、最終的には学長が卒業を決定している。

研究科における修了認定も同様に各研究科委員会において修了を審議し、最終的に学長が決定している【資料4-1-21】～【資料4-1-24】。

## 4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

- (1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

## (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学及び本学大学院の使命・目的及び教育目的に基づき、学部会及び研究科委員会において、学部・学科及び研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている【資料 4-2-02】～【資料 4-2-05】。なお、カリキュラム・ポリシーは、学生ハンドブック【資料 4-2-06】及び院生ハンドブック【資料 4-2-07】に掲載し周知しており、学生にはオリエンテーション時に教員が説明している。また、教育情報の公表という観点から本学ホームページ【資料 4-2-01】にも掲載している。

具体的なカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

#### <社会福祉学部>

社会福祉学部では、「人間の尊厳を大切にする『福祉の心』を基盤とする豊かな教養と社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、広い視野から福祉社会の発展に大きく貢献できる人材を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

#### [社会福祉学部カリキュラム・ポリシー]

教育目的を達成するために、建学の精神を根底に据えた「教養」「専門」という枠組みと、「講義」「演習」「実習」という授業形態を踏まえ、カリキュラムを構成している。そして、それぞれの授業が相互に関連することで最大限の教育効果が発揮できるよう、体系的にカリキュラムを構成している。こうしたカリキュラム構成により、各学年で次の内容を修得する。

- 1年次：ものごとの本質を見極められる教養と福祉の心を育み、社会福祉の価値と基礎的知識を理解する。
- 2年次：社会福祉の専門的知識・技術を修得すると同時に、行動力と対話力を身につける。
- 3年次：演習と実習を通して、課題の改善・解決ができる実践力を身につける。
- 4年次：教養、専門性、社会性を自分自身の中に統合することで、地域社会に貢献できる人となる。

#### <教育学部>

教育学部では、「人の生涯にわたる発達を見据えつつ、人が社会の中で育ち、他者の影響を受けながら自己を形成していくことや社会の望ましい在り方について、教育・保育に携わる立場から真摯に考え、課題解決のために行動できる確かな実践力を持った教員・保育者を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

#### [教育学部児童教育学科カリキュラム・ポリシー]

確かな実践力を持って社会に貢献できる教員・保育者を育成するために、講義科目(教養科目・専門基礎科目・専門科目)、演習科目、実習科目を有機的に関連させている。

教養科目では、豊かな人間性を涵養し、専門基礎科目・専門科目で知識と技術を、演習科目では、課題探求力を修得する。そして、教育・保育実習、卒業研究が、「理論と実践をつなぐ」役割を果たすように組み立てられている。これらのカリキュラム構成により、各学年で次の内容を修得する。

1年次：社会人・職業人として必要な基礎的な知識・スキルを学び、子どもの発達の基礎を理解する。  
2年次：教育・保育に関する広い視野と、子どもの発達の基礎知識・技能を修得する。  
3年次：教員・保育者として、教科教育等の技能を高め、指導計画を立案し、実行する力を修得する。  
4年次：教育・保育実践の体験を振り返り、課題を探究する力を修得する。

[教育学部保健教育学科カリキュラム・ポリシー]

教育や保健・体育領域の幅広い職域で人々の健康保持・増進に貢献できる人材を育成するために、低学年から段階的に専門的知識や技術を修得できるように、カリキュラム編成を行っている。教養科目と演習科目では、豊かな人間性と社会人基礎力を滋養し、専門科目では知識と技術を修得する。

また、各実習科目においては「理論と実践の統合」を目指し、教員としての人間関係能力及び教育実践力を修得する。

1年次：社会人・職業人として必要な基礎的な知識・技能を学び、健康安全や身体機能の維持教育について理解する。  
2年次：教育や保健体育分野に関する広い視野と、子どもの個性に応じた成長・発達の基礎的知識・技能を修得する。  
3年次：教育や保健体育分野の専門家として、教科教育等の技能を高め、専門知識や指導技術を用いて、実行する力を修得する。  
4年次：教育実践の体験を振り返り、課題を探究する力を修得する。

<看護学部>

看護学部では、「生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを提供し、保健・医療・福祉を総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会及び国際社会に貢献しうる質の高い実践能力のある看護専門職者を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

[看護学部カリキュラム・ポリシー]

教育目的を踏まえ、看護学部のカリキュラムを「一般教養」「看護実践の基盤」「看護の発展」の枠組みで構成する。

「一般教養」では、人文・社会・自然に関する諸科学を基盤として、豊かな人間性と国際的な視野・教養を深める。

「看護実践の基盤」では、看護の理論的枠組みを理解する。「看護の発展」では、あらゆる健康レベルに対応する看護の知識・応用技術を学修する。

これらのカリキュラム構成により、各学年で次の内容を身につける。

1年次：豊かな人間性と社会的マナーをしっかりと身につけ、看護を理解し、看護に対する興味・関心をもつ。  
2年次：人の身体と心と社会に関心をもち、専門知識を用いて対象の状況に応じた看護を考える。  
3年次：演習及び実習を通して得た知識・技術を活用し、看護の役割と関連職種との連携

について関心を深め、基礎的な看護を実践できる。

4年次：看護学習の集大成として、対象となる全ての人々のニーズを尊重し、看護の担い手としての責任と主体的に研鑽する姿勢を身につけ、看護専門職者としての自覚をもつ。

#### <社会福祉学研究科>

社会福祉学研究科では、「社会福祉における高度な専門職業人の育成と、その知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

##### [社会福祉学研究科カリキュラム・ポリシー]

科目区分は、「共通基盤科目」「専門科目」「研究指導」で構成される。

「共通基盤科目」は「社会福祉学研究特講」「ソーシャルワーク研究特講」からなり、これらは社会福祉学研究科での学修に必要な基盤科目として位置づけ、2科目4単位は必修である。

「専門科目」は、社会福祉における「基盤」「マネジメント」「実践」「スポーツ」を軸とした領域についての特講科目と演習科目を設定する。

さらに、指導教員による「研究指導」の下に、研究テーマを設定し、研究計画を立て、研究成果を修士論文にまとめていく。

#### <教育学研究科>

教育学研究科では、「高度化が求められる教育実践において、自立して研究活動が推進できる研究能力及び教育能力を育成し、同時に児童一人ひとりの資質・能力と、個性の伸長を図る教育方法といった高度な実践力を備えた人材を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

##### [教育学研究科カリキュラム・ポリシー]

科目区分は、「基盤科目」「専門科目」「特別研究」で構成される。その基本的な考え方は以下の通りである。

「基礎科目」は、教育学研究科での学修の基盤となるもので、学部課程での各学生の学修を踏まえながら、「専門科目」「特別研究」における学修・研究の推進につなげられるように、子どもの教育・学校教育心理学及び教育実践方法学の理論的知見について学修を行う。また、教育の実践と研究とを往還する研究的実践力を育成するための「教育実践方法学特論」を設定する。

「専門科目」は、本学教育学研究科の中心的科目として設定されるものであり、高度な教育指導能力を有した人材養成という目的に照らし、小学校の教科教育についての特論及び演習科目を置く。また、学校現場のいくつかの重要な教育領域についての特論と演習科目を設定する。さらに、これらの教科等専門科目を実践する方法として、評価・分析に関する科目を設定する。

「特別研究」では、「基礎科目」と「専門科目」において学んだことを結集する意図をもって、大学院教育学研究科における全学修期間を通して、個別の指導教員の指導の下、自らの研究テーマを設定し、研究計画を立て、研究成果を修士論文としてまとめていくものとする。

#### <看護学研究科>

##### [博士前期課程]

看護学研究科博士前期課程では、「高度な専門的知識を発展させ、看護の研究的視点をもつ看護実践者であり、さらに臨地教育・指導が出来る人材を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

##### [看護学研究科博士前期課程カリキュラム・ポリシー]

科目区分は、「共通基盤科目」と「専門科目」で構成される。「共通基盤科目」は 14 科目で構成され、「専門科目」と関連させて科目を選択必修して学ぶ。

専門科目は、「実践ケア看護学」「地域・在宅看護学」の 2 領域から成り立ち、それぞれ特論科目、演習科目、特別研究を一体として学ぶ。

「実践ケア看護学」領域では、人々の健康レベルと健康ニーズに対応した看護ケアを行うために、看護活動を研究的に評価し、工夫し、改善し、改革する方法を学修する。

「地域・在宅看護学」領域では、人々の生活の場において、健康維持、疾病の発症予防・重症化予防する看護活動を研究的に評価し、工夫し、改善し、改革する方法を学修する。

##### [博士後期課程]

看護学研究科博士後期課程では、「高度の専門性が求められる看護実践において、高い学識と倫理観をもって、人々の健康ニーズに対応できる高度な看護専門性と、看護学における理論構築に向けて自立して研究活動が推進できる研究能力及び教育能力を有し、看護学の発展に寄与できる人材を育成する」ため、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

##### [看護学研究科博士後期課程カリキュラム・ポリシー]

科目区分は、「共通基盤科目」と「専門科目」で構成される。「共通基盤科目」は「包括ケア看護特論」「看護科学研究特論」「看護学教育特論」からなり、これらは看護学研究・教育者に必要な基盤科目と位置づけ、3 科目 6 単位は必修である。

「専門科目」は「包括ケア看護学」1 領域であり、特論科目、特別演習科目、特別研究を一体として学修する。

「包括ケア看護学」は看護サービスの対象者を心身の状況及び社会生活環境等を総合的に捉えて、健康レベルや健康課題を分析し評価し、対象者の生活の場に合わせた包括ケア看護を基盤にして、療養生活支援やケアシステム等を開発・探求する。

## ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、前述のとおりディプロマ・ポリシーを定め、教育目的と密接に結びつく形で、育成する人材像を明確化しており、本学を卒業・修了するまでにそれらの内容を身につけることを学生に求めている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保していることをわかりやすく明示するためにカリキュラム・マップを作成している。本学のカリキュラム・マップは、4年間の学修の中でどの科目がどのディプロマ・ポリシーに対応する科目なのかを可視化するとともに、科目ナンバリングとあわせて学生が4年間の履修・学修のプロセスの中でディプロマ・ポリシーを自覚できる構造となっている。

カリキュラム・マップは学生ハンドブック【資料 4-2-06】に掲載し、学生や教職員がいつでも確認できるようになっており、本学ホームページにも掲載している。

## ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、学部及び研究科ごとの教育目的を受けて定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されるよう学部及び研究科ごとに審議し、学長補佐会議で定めている【資料 4-2-02】～【資料 4-2-05】。本学の教育課程は学則【資料 4-2-a】に明記しており、また、学部それぞれが履修規程【資料 4-2-09】～【資料 4-2-11】を定め、厳正に運用、管理している。

### <社会福祉学部>

社会福祉学部の教育課程は、社会福祉士（ソーシャルワーカー）養成教育を中核に据え、教養科目、専門科目、演習・卒業研究、資格科目をもって編成している（表4-2-1）。

表4-2-1 社会福祉学部社会福祉学科教育課程の概要

| 科目区分    | 内容                                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 教養科目    | 「人文科学系」「社会科学系」「情報語学系」「人間理解の基礎」「キャリア形成」の区分を設け科目を配置             |
| 専門科目    | 「社会福祉の基礎」「社会福祉の応用」「健康とスポーツ」「マネジメントと政策」の区分を設け科目を配置             |
| 演習・卒業研究 | 1年次から4年次まで演習科目を配置                                             |
| 資格科目    | 精神保健福祉士国家試験受験資格、認定心理士、スクールソーシャルワーク教育課程認定資格、トレーニング指導者等の資格科目を配置 |

### <教育学部児童教育学科>

教育学部児童教育学科の教育課程は、教員及び保育者養成教育を中核に据え、教養科目、専門基礎科目、専門科目、実習演習科目をもって編成している（表 4-2-2）。

表4-2-2 教育学部児童教育学科教育課程の概要

| 科目区分 | 内容                                                |
|------|---------------------------------------------------|
| 教養科目 | 「からだと健康」「ことばと情報」「地域と環境」「社会と文化」「キャリア形成」の区分を設け科目を配置 |

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 専門基礎科目 | 「基礎理論」「子どもの理解」「基礎技能」「こころの発達と理解」の区分を設け科目を配置 |
| 専門科目   | 「児童の学習支援」「幼児の発達支援」「総合発達支援」の区分を設け科目を配置      |
| 実習演習科目 | 1年次から4年次まで演習科目と各種資格に係る実習科目を配置              |

<教育学部保健教育学科>

保健教育学科の教育課程は、中学校・高等学校保健体育教諭及び養護教諭養成教育を中核に据え、教養科目、専門基礎科目、専門科目、演習科目、自由科目をもって編成している(表4-2-3)。

表4-2-3 教育学部保健教育学科教育課程の概要

| 科目区分   | 内容                                        |
|--------|-------------------------------------------|
| 教養科目   | 「ことばと情報」「地域と環境」「社会と文化」「キャリア形成」の区分を設け科目を配置 |
| 専門基礎科目 | 「こころの理解」「教職の基礎」「保健と体育の基礎」の区分を設け科目を配置      |
| 専門科目   | 「教職の展開」「保健体育」「学校保健」「総合発達支援」の区分を設け科目を配置    |
| 演習科目   | 1年次から4年次までの演習科目を配置                        |
| 自由科目   | ジュニアスポーツ指導員及びスポーツプログラマー受験資格等に係る科目を配置      |

<看護学部>

看護学部の教育課程は、看護師養成教育を中核に据え、一般教養、看護実践の基盤、看護の発展、自由科目、教職科目をもって編成している(表4-2-4)。

表4-2-4 看護学部看護学科教育課程の概要

| 科目区分    | 内容                                                      |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 一般教養    | 「人文科学系」「社会科学系」「自然科学系」「語学系」「人間理解の基礎」「教養ゼミナール」の区分を設け科目を配置 |
| 看護実践の基盤 | 「人間の理解」「健康の理解」「環境の理解」「看護の理解」の区分を設け科目を配置                 |
| 看護の発展   | 「健康生活援助」「療養生活援助」「統合看護」「研究」の区分を設け科目を配置                   |
| 自由科目    | 看護・教職にかかる自由科目を配置                                        |
| 教職科目    | 教職科目を配置                                                 |

<社会福祉学研究科>

社会福祉学研究科の教育課程は、「共通基盤科目」「専門科目」「研究指導」で構成される。また、研究科の教育目的をより明確にした教育を実施するために、社会福祉研究において原理論の核となる「社会福祉学研究特講」及び「ソーシャルワーク研究特講」を必

修科目としている(表 4-2-5)。

表4-2-5 社会福祉学研究科教育課程の概要

| 科目区分   | 内容                                                     |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 共通基盤科目 | 「社会福祉学研究特講」「ソーシャルワーク研究特講」を配置                           |
| 専門科目   | 「福祉基盤研究特講Ⅰ」「福祉マネジメント研究特講Ⅰ」「福祉実践研究特講Ⅰ」「スポーツ福祉学研究特講」等を配置 |
| 研究指導   | 「社会福祉特別研究」を配置し、修士論文を作成                                 |

<教育学研究科>

教育学研究科の教育課程は、「基礎科目」「専門科目」「特別研究」で構成されている。また、研究科の教育目的をより明確にした教育を実施するために、「教育実践方法学特論」「教育課程・評価特論」「学校教育心理学特論」「未来の学校と教師」「現代の課題と学校教育(SDGs、データサイエンス、AI)」を必修科目としている(表 4-2-6)。

表4-2-6 教育学研究科教育課程の概要

| 科目区分 | 内容                           |
|------|------------------------------|
| 基礎科目 | 「教育実践方法学特論」「教育課程・評価特論」等を配置   |
| 専門科目 | 「教育専門科目」「教科等専門科目」の区分を設け科目を配置 |
| 特別研究 | 「特別研究」を配置し、修士論文を作成           |

<看護学研究科博士前期課程>

看護学研究科博士前期課程の教育課程は、「共通基盤科目」と「専門科目」で構成されており、「共通基盤科目」のうち「看護理論」「看護倫理」「看護研究方法論Ⅰ」「看護教育方法論」から2科目を選択必修としている。「専門科目」は、「実践ケア看護学」「地域・在宅看護学」の2領域において特論、特別演習、特別研究を配置している(表 4-2-7)。

表 4-2-7 看護学研究科博士前期課程教育課程の概要

| 科目区分   | 内容                                                                                                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通基盤科目 | 「看護理論」「看護倫理」「看護研究方法論Ⅰ」「看護教育方法論Ⅱ」「看護教育方法論」「家族看護論」「看護管理論」「緩和ケア論」「看護生涯学習論」「障害者看護論」「アドバンスドヘルスアセスメント論」「メンタルヘルスケア論」「看護政策論」「ケアコーディネーション論」を配置 |
| 専門科目   | 「実践ケア看護学」「地域・在宅看護学」の2領域において特論、演習、特別研究を配置し、修士論文を作成                                                                                     |

<看護学研究科博士後期課程>

看護学研究科博士後期課程の教育課程は、「共通基盤科目」と「専門科目」で構成されており、「共通基盤科目」の「包括ケア看護特論」「看護科学研究特論」「看護学教育特論」を

必修としている。「専門科目」は、「包括ケア看護学」領域に特論、演習、特別研究を配置している(表 4-2-8)。

表 4-2-8 看護学研究科博士後期課程教育課程の概要

| 科目区分   | 内容                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 共通基盤科目 | 「包括ケア看護特論」「看護科学研究特論」「看護学教育特論」を配置     |
| 専門科目   | 「包括ケア看護学」領域に特論、特別演習、特別研究を配置し、博士論文を作成 |

教育課程における授業科目については、学生はシラバスによって科目の目的や意義を確認しながら履修していく。シラバスには授業計画を明確化するため、「授業前学習・授業後学習」を記載し、授業時間外の学習について求められる学習時間を含め、具体的に示している。シラバスは全面的に WEB 化しており、学生・教職員は自由に閲覧できるようになっている。シラバスの作成や修正にあたっては、FD 委員会が関西福祉大学シラバス作成要領を定め、各種点検するとともに、修正依頼等【資料 4-2-14】を行っている。

#### ④教養教育の実施

教養教育は各学部・各学科においてそれぞれのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。

卒業に必要な教養科目の修得単位数は、社会福祉学部 24 単位以上、教育学部児童教育学科 16 単位以上、教育学部保健教育学科 20 単位以上、看護学部 25 単位以上としている。配置している教養科目は共通の教養科目をはじめ、心理系、語学系や健康・運動系の科目である。

教養科目の点検や見直しは、共通教務委員会【資料 4-2-15】において適宜実施している。

共通教務委員会における点検の成果として、令和 4(2022)年度より、全学共通の教養教育科目として「データサイエンス概論」【資料 4-2-b】及び「リベラルアーツと SDGs」【資料 4-2-c】を開設している。

「データサイエンス概論」は、今後のデジタル社会において、数理・データサイエンス・AI を、日常の生活や仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身につけることを目的としており、全学必修科目として位置づけている。なお、この科目は「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」(文部科学省)に認定されている。

「リベラルアーツと SDGs」は、本学の建学の精神に基づく社会を生き抜くための見方・考え方について考える授業や福祉・看護・教育という学部の垣根を越えて、様々な学問領域を専門とする教員の講義から豊かな教養の素地を身につけるとともに SDGs についての理解を深め、加えて専門職として活躍できる「社会人基礎力」を養うことを目的としており、教養教育の在り方を探るオンデマンド形式の新しい教養科目として位置づけている。

以上のように、点検や議論を重ね教養教育を実施している。

#### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、FD 委員会を中心として、研修会、学

生による授業評価アンケートの実施及び結果のフィードバックを行い効果的な教授方法の開発に取り組んでいる。さらに授業の内容や履修者数に基づき履修制限やクラス分けを行う等、効果的な教育を実施している。また、教育環境の整備等を行い、以下のように教育の質向上に取り組んでいる。

#### <全学部共通>

##### 1) カリキュラム・マップ【資料 4-2-08】

各学部において、ディプロマ・ポリシーとの対応関係を明確にすることを目的としたカリキュラム・マップを作成し、学生ハンドブックに記載している。各科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に適合しているかどうかを「◎」「○」で示すことで、教職員と学生が、履修科目とディプロマ・ポリシーとの関係や修得が期待される能力・素養を視覚的に把握できるようにしている。また、令和 8（2026）年度より、教育課程の体系性や履修段階をより明確に示すことを目的として、全学的に科目ナンバリングをカリキュラム・マップに反映した。科目ナンバリングは、開講・提供学科、配当年次、授業形態区分等を組み合わせた体系的なコードにより構成しており、学生が授業科目の位置づけや履修順序を把握しやすいよう整備している。

##### 2) シラバス

授業計画を明確化するため、シラバスに「授業前学習・授業後学習」を記載している。授業時間外の学習について具体的に示し、学生に公開することで、事前学習・事後学習に取り組むことができるよう促している。

##### 3) アクティブ・ラーニング

各学部の教育課程は専門職業人を養成することを目的としているため、グループワーク、課題解決型学習、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを取り入れ、学生が主体的に学習し表現することができるような授業を積極的に取り入れている。

また、アクティブ・ラーニングを支える教育環境の整備に努め、壁全面がホワイトボードとなっているアクティブラーニングルームや電子黒板システム、プレゼンテーションスペース等を整備している。

##### 4) FD 活動

授業改革及び意識改革やアクティブ・ラーニングに関する FD 研修会を実施している。FD 研修会の詳細については 5-3①において述べる。

##### 5) 教育環境の整備

本学では、授業前後の資料配付、授業時間外におけるレポート提出、履修者への一斉お知らせ配信、授業内容について意見交換ができる掲示板等の機能を持つ LMS（学生ポータルサイト）を導入し、学生のオンライン授業受講や自主学習を促す体制を整えている。

また、タブレット、電子黒板システム等 ICT（情報通信技術）機器を揃えており、学内演習や模擬授業を撮影する等、振り返り学習に活用されている。各演習室には、55 インチモニタを設置し、ゼミや各種演習、学生の自習、グループワーク等に利用している。

学内には無線 LAN を備えており、学生がスマートフォンやタブレット端末、PC を利用し

て、学内どこでもアクセスできるようにした。

#### <社会福祉学部>

##### 1) 学士スタンダード【資料 4-2-d】

社会福祉学部では、学生に身につけてもらいたい教養の力と専門性を『学士スタンダード―教養豊かなソーシャルワーカーになるために―』という 100 頁ほどの冊子にまとめている。これを入学時のオリエンテーションで学生に配付し、主に 1 年次のゼミである「演習Ⅰ」のテキストとして使用している。この内容をもとに、卒業時、学生にどんな力を身につけてほしいか、教員間でも話し合いをしている。令和 4(2022)年度からは、これまで 8 つ(①大切なことを見極められる力、②合意・折り合いをつけられる力、③国語力、④論理力、⑤コミュニケーション能力(対話力)、⑥想像力と共感力、⑦自学力、⑧習慣化する力)だった教養の力に 9 つめの力として⑨自己をケアする力を追加し教育にあたっている。

##### 2) 実習指導

実習施設との打合せ会を毎年実施し、指導上の課題等について事前に協議する場を設けている。また、実習終了後には、学内に実習先の指導者を招いて実習報告会を開催している。学生が実習を振り返り、発表する機会を設けることによって、主体的に取り組むことができる。

##### 3) サービスラーニング

「実践的公共論」は、事前学習で得た知識・技能をもとに、中学生の福祉体験教育、地域の夜店といったボランティア等の社会的活動を通して、市民性や公共心、対話力等を「実践的」に学ぶことを目的としている。

さらに、令和 6(2024)年度より「共生社会実践論」を開設した。精神障害のある方との交流や車いす利用者と協働した赤穂市内のバリアフリーマップ作成等、地域での社会的活動を通じて、共生社会の理念を理解するとともに、課題発見力や協働力、他者への理解を深める力を育成している。

##### 4) 「演習・コミュニティアワーⅡ」(2 年次演習)

コミュニティアワーとは、「誰も置き去りにしない社会」の創出を目的に、2 年次生がゼミ(演習)のクラスごとに分かれ、1 年間かけて地域においてさまざまな調査・実践・報告に取り組む課題解決型の授業を実施している。実際にさまざまな生きづらさを抱え、取り残されがちになっている人に出会い、つながり、寄り添うことで、社会・地域のあり様・課題に気づき、その変化に寄与できる活動を行っている。

#### <教育学部児童教育学科>

##### 1) 「大学入門演習」(1 年次演習)

学校・保育現場の実際を見ることを通して、教育・保育への関心を高め、乳幼児・児童の育ちの姿を理解することを目的に、小学校現場と保育現場での観察や活動体験等を実施しており、人間関係づくりを目的としたフィールドワークを実施している。

## 2)「教育基礎演習」

課題探究心を養い、連携や協働に必要なスキル(マナーやコミュニケーション)の獲得、専門性に基づいた職業観を身につけることを目的としている。各ゼミの方針に応じて、研究のテーマの選定から、テーマに即したフィールドワーク、成果のまとめや振り返り等に至るまで、学生が主体的に取り組んでおり、発表には ICT を活用したプレゼンテーション等も取り入れている。

## 3)「課題発見・解決型プロジェクト」

児童教育学科では、令和 6 (2024) 年度より「課題発見・解決型プロジェクトⅠ・Ⅱ」を開設し、PBL(課題解決型学習)を導入している。学生が地域や教育・保育現場に関連する課題を主体的に見出し、情報収集や意見交換を重ねながら、課題の分析と解決策の立案、成果発表までをグループで行っている。こうした学修を通して、能動的に行動し、現実の課題に粘り強く取り組む力や、様々な人と協働して地域と関わる中で新たな視点を見出す力、コミュニケーション能力を養成している。

### <教育学部保健教育学科>

## 1)「教育基礎演習」(2 年次演習)

地元企業や学校関係者等による講義や演習を通して課題探求心を喚起し、連携や協働の経験を積み重ねることで、実践力及び連携や協働に必要な社会人としてのマナー、コミュニケーション力を身につけるとともに、グループワークや発表を通じて得られた知見をもとに、課題意識の深化や将来設計に向けた模索を行っている。

## 2)ミズノプレイリーダー3 級取得講座の受講

子どもの運動能力と体力の向上を目的としたミズノ株式会社との連携によりミズノプレイリーダー3 級取得講座が受講できる。取得後は学内や大型ショッピングセンター等で学生が地域の子どもたちに運動習慣をつけることを支援する実践の場を設けている。

## 3)「模擬保健室」・「運動生理学演習室」を利用した実践教育

実際の保健室を想定して作られた「模擬保健室」で、学校現場において養護活動を展開するために必要な知識・技術を修得することができ、また、シミュレータによる各種事例を体験することで、実践力を身につけている。

「運動生理学演習室」では、運動生理学研究の他、体力測定や測定法に関する演習に活用するとともに、多用途筋機能評価運動装置、モーションキャプチャシステム、多用途テレメータ筋電図、心電計等の多岐にわたる機器を設置しており、実習指導においても活用している。

## 4)体育実技

球技、水泳、武道、陸上競技、ダンス、体操、ウィンタースポーツ、野外活動といった実技授業により、保健体育科の授業を行うために必要な知識・技術を修得するとともに、より良い授業実践のために主体的に考え、解決しようとする意欲と態度を身につけている。

<看護学部>

1)「教養ゼミナール」

「教養ゼミナール」は、1 年次導入教育として設定された科目で、大学生として学ぶために必要なスキル（ノートテイキング、文献の読み方や引用方法、アカデミック・ライティングスキル、プレゼンテーションスキル、対象者理解、グループ学習方法等）を身につけ、主体的に学び、探究する大学生としての学習習慣を確立できるようにしている。

2)シミュレーション教育

演習科目では、実際の臨床場面や患者を模擬的に再現した学習環境で、体感しながら学び、知識・技術・態度の統合と向上を目指す体験型学習を取り入れている。

教材は、採血・注射、導尿、胸骨圧迫、沐浴等看護技術や手技のトレーニングができる人体模型、事例に合わせて心音・呼吸音・血圧・心電図等がプログラミングされ、思考や判断力も鍛えることができる高機能シミュレータ等を使用している。これらは、安全かつ繰り返し学習が可能であり、適宜タブレットも併用しながら学生の主体的な学びを促している。

演習グループは、学生一人ひとりをしっかりと観察しつつ、対話を通して双方向性に関われるよう少人数で編成している。また、演習に関わる教員間での打合せと準備を十分に行い、学修環境を整えている。

学内に3つある実習室で様々な演習を実施しているが、特にシミュレーションルームでは、高機能シミュレータや模擬カルテシステム、ICT 機器等を導入したシミュレーションルームが設置され、さらに臨床に近い学びの場として活用されている。

3)実習指導

実習指導については、実習施設と大学側が効果的な実習教育の連携を図るため、指導者会議を開催し、指導方法等について事前に協議する場を設けている。また、実習前後には担当教員と実習指導者で打合せを行っている。実習期間中は教員が指導者とともに学生個々の状況に応じたきめ細かな学修支援を行っている。

実習の最終日には、グループごとに実習先の病院や施設にて実習報告会を行っている。看護師長等責任者、指導者、教員、学生が集まり、実習の振り返りを行い、アドバイスを受けることによって実習での学びを確実なものにしている。また、実習終了後、学内においてケーススタディ発表会や報告会を実施し、学びの共有化を図っている。

<研究科共通>

学部と研究科共同のFD研修会の実施により、教員の教授方法における改善や工夫を行っている。また、社会人の大学院生が多いことから、各研究科委員会において、一人ひとりの近況や研究の進み具合について情報共有を図るとともに、研究指導教員間でより密な連絡調整を行っている。大学院生の研究テーマ決定にあたっては、大学院生の希望を尊重し、研究指導の時間を設定しており、経験、能力等に十分配慮した指導を行っている。

#### <社会福祉学研究科>

社会福祉学研究科では、令和 8（2026）年度にカリキュラムを改正し、大学院生の研究課題の拡大と教育・研究指導の充実を図るため科目の再構築を実施している。この改革により学部教育と大学院教育との連続性が強化され、一貫した学修が可能となっており、課題発見・解決能力、地域貢献力、共生社会の実現に寄与する力を備えた高度な福祉専門職の育成を進め、多様化する福祉ニーズに応える教育・研究体制を整えている。

#### <教育学研究科>

教育学研究科では、令和6（2024）年度にカリキュラムを改正し、現代の教育課題に対応する新たな基礎・教育専門科目を設置した。教育実践方法学や授業分析、教育経営に加え、情報化・多様化が進む社会における学校教育の在り方を多角的に考察する学びを通して、理論と実践の往還を図りながら、課題解決力と高度な教育指導力を備えた人材の育成に取り組んでいる。

また、大学院生の現場経験の有無や年齢により、本学で学ぶ目的がそれぞれ異なることから、各大学院生が自らの課題意識を踏まえ、関心に応じた科目を履修し、的確な研究の課題・対象・方法論（研究枠組と具体的な研究の方法・手順等）を設定し、主体的に教育実践に有用な研究を進められるようにしている。

#### <看護学研究科>

看護学研究科では、博士後期課程設置以降、FD企画担当を研究科内で選任し、研究科独自の活動としてFD研修会を実施している。博士後期課程完成年度における振り返りと今後の方向性やカリキュラム改革時の教育目標・授業内容の共有と教育方法、副指導教員の役割の位置づけ等多岐にわたっている。令和7年度には「研究課題の発見と焦点化」（8月6日）というテーマで実施するとともに、効果的な大学院生の研究指導等の方法を追求している。

### 4-3. 学修成果の把握・評価

#### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

#### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、教育目的に沿って策定した学部及び大学院の三つのポリシーを踏まえて教育課程を編成しており、学生ハンドブック及び院生ハンドブック、本学ホームページを通じて教職員・学生に周知している。

### 1) 学修成果の把握・評価

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、学生の学修状況（GPA、単位取得状況、資格取得状況等）や学修成果・行動アンケート調査等を組み合わせ実施している。

学生の学修状況は、本学が定める成績評価基準、GPA を活用し、セメスターごとに算出している。学生は、学生ハンドブックに掲載しているカリキュラム・マップと学生ポータルサイト（学生カルテ）の単位取得状況、成績評価、出席状況、GPA、学位授与までの単位数等を組み合わせることで、総合的に学修状況を確認することができる。

学生ポータルサイト（学生カルテ）は、アカデミック・アドバイザーも確認できるシステムであり、個別面談を通じて学生の学修指導、資格取得指導や生活指導に利用している。

GPA は、関西福祉大学 GPA に関する規程【資料 4-3-a】に基づき運用され、学修指導及び退学勧告等の基準を定め、学生の学修意欲の向上に努めている。個人の GPA はアカデミック・アドバイザーによる面談等に利用し、GPA の成績分布状況や学生の単位取得状況等は、教務委員会や学部会において適宜確認している。

大学レベルや教育課程レベルにおける学修成果の点検・評価については、関西福祉大学学修成果・行動アンケート調査【資料 4-3-07】を活用している。内容は、学生自身が教育課程を通じた学修成果を認識することを前提として、学生の学修成果を大学が把握し、教育及び学修の質向上を目的とした改善の基礎データとするために実施し、学生による授業評価アンケート、資格取得状況、就職・進学状況等を用いて、さまざまな面から、学修成果について点検・評価している。

### 2) 学生による授業評価アンケート

本学では学生による授業評価アンケートを、原則としてすべての科目で実施している【資料 4-3-b】。学生が Web 上の学生ポータルサイト内のアンケートに回答すると、担当教員は即時、集計結果を確認できる。評価内容は「学生自身に関する評価」「授業に関する評価」「オンラインに関する評価」「自由記述」により構成されており、教員が授業評価に基づいて自己点検を行う際、自らの改善点を明確に把握できるよう工夫している。教員は、科目レベルにおいてシラバスを毎年見直し、学生に対し評価方法を提示している。

### 3) 資格・免許取得状況

本学は、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、助産師、養護教諭、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、保育士等を養成する教育課程を編成している。これらの資格免許取得状況は教育目的の達成状況把握のための指標となるため、学内において各学部・学科の資格・免許対策の実施状況や課題、さらに優れた方法を全教職員参加の SD 研修として実施している国試教採就職等対策情報交換会において共有することにより全学的に取り組んでいる。過去 3 年間の資格取得状況等については、以下のとおりである（表 4-3-1）（表 4-3-2）。

表 4-3-1 国家試験合格状況〈単位：人 ( ) 内は合格率を示す〉

|         | 令和 5 年度 |          | 令和 6 年度 |          | 令和 7 年度 |          |
|---------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|
| 社会福祉士   | 44      | (78.6%)  | 44      | (67.7%)  | 40      | (62.5%)  |
| 精神保健福祉士 | 9       | (81.8%)  | 12      | (92.3%)  | 2       | (50.0%)  |
| 看護師     | 93      | (92.1%)  | 92      | (98.9%)  | 72      | (94.7%)  |
| 保健師     | 14      | (100.0%) | 18      | (100.0%) | 15      | (93.8%)  |
| 助産師     | 6       | (100.0%) | 2       | (100.0%) | 6       | (100.0%) |

表 4-3-2 資格・免許取得状況〈単位：人〉

|                 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 小学校教諭           | 43      | 35      | 26      |
| 幼稚園教諭           | 45      | 30      | 31      |
| 保育士             | 31      | 23      | 25      |
| 中学校教諭（保健体育）     | 57      | 50      | 48      |
| 高等学校教諭（保健体育）    | 56      | 50      | 49      |
| 養護教諭            | 37      | 37      | 27      |
| 小学校教諭（専修）       | 0       | 0       | 0       |
| 養護教諭（専修）        | 0       | 0       | 0       |
| 認定心理士           | 38      | 15      | 17      |
| スクールソーシャルワーカー   | 6       | 6       | 7       |
| ジュニアスポーツ指導員受験資格 | 24      | 19      | 11      |
| スポーツプログラマー受験資格  | 15      | 10      | 4       |
| 初級パラスポーツ指導員     | 5       | 15      | 3       |
| JATI-ATI        | —       | 3       | 1       |

#### 4) 就職・進学状況

過去 3 年間の就職・進学状況は、何れの学部も良好である。

キャリア開発課が保有する学生個々の求職登録情報や就職活動状況等は、定期的、また随時必要に応じて各学部の進路・就職委員会で共有している。また、アカデミック・アドバイザーとも逐次共有し、学生の活動進捗状況や希望進路の変更等を把握しながら教職員が連携して個別指導に活用している。そして、キャリア開発課で集約している学生の動向は、毎月開催する教授会において前月末の内定状況速報として報告し、全学で共有している。

### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

#### 1) 学生に対する学修状況評価のフィードバック

アカデミック・アドバイザーは、適宜面談を実施するにあたり、担当学生の学修状況（出席状況、単位修得状況及び成績、科目ごとの評価、GPA 等）を学生ポータルサイトから確認でき、各学生の学修状況に応じた学修支援・指導を行っており、適宜学部・学科で共有している。国家試験対策の模擬試験や学力テスト等の成績については、関係委員会やアカデミック・アドバイザーが把握し、授業の改善や学習指導等学修支援に活用している。

## 2) 入学前教育における学修成果の把握とフィードバック (PROG テスト)

入学前教育の一環として、新入生全員を対象に、社会で求められる汎用的能力であるジェネリックスキルを、論理的思考や課題解決力等を含むリテラシーと、主体性や協働力等を含むコンピテンシーの2つの観点から測定する PROG テストを実施している。受験後には、学生一人ひとりに個人レポートを配付するとともに、開発元である株式会社リアセックによる解説会を通じて、結果の理解を深め、今後の学びや成長に活かすためのフィードバックを行っている。また、アカデミック・アドバイザーにも担当学生の個人レポートや PROG テスト全体の傾向報告書を共有し、個別指導や学修支援に役立てている。全体傾向については、国試教採就職等対策情報交換会において、業者による解説会を開催し情報共有している。

## 3) 教育内容・方法及び学習指導方法改善に向けてのフィードバック

学生による授業評価アンケートでは、各科目担当教員へその結果がフィードバックされることにより、教育内容・方法の改善に役立てるようにしている。教員は、授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業内容や指導方法を振り返り、次年度に向けた取組みや改善策を自己点検レポート【資料 4-3-c】として記入している。これにより、自身の教授方法の改善点を客観的に把握し、授業運営の工夫や指導方法の開発に継続的に取り組んでいる。令和 5 (2023) 年度からは、授業評価アンケートの結果及び自己点検レポートを、附属図書館での紙媒体による公開に加え、学生ポータルにもデータを掲載し、学生がより容易に閲覧できる環境を整えている。

資格取得や就職・進路の状況については、国試教採就職等対策情報交換会において、各学部・学科別に説明されており、全教職員が状況を把握している。年度ごとの資格取得・就職結果については、教授会、学部会、関係委員会、教職員合同会議等を通じて全教職員にフィードバックされており、適宜、状況に応じた学修・進路指導に活かしている。

進路・就職に関する学生の情報については、キャリア開発課が集約、アカデミック・アドバイザー、各学部進路・就職委員会、各学部会・学科会において把握することにより、学生個々への支援・指導や就職ガイダンス等就職支援プログラムの修正等を検討するための情報として活用している。また、毎月開催する教授会において各学科の進路・就職委員から4年次生の前月末の内定状況速報が報告され、学生の動向を全学で共有している。このように、各方面から得た情報は、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けてフィードバックされている。

さらに、大学レベルや教育課程レベルにおいては、教学マネジメントの観点から関西福祉大学アセスメント・ポリシー【資料 4-3-03】及び関西福祉大学大学院アセスメント・ポリシー【資料 4-3-04】に基づき、学修の質保証のために三つのポリシーとカリキュラムや科目との関連性を確認しながら適宜見直している。

## 【基準 4 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学修成果の把握・評価においては、「入学前教育における学修成果の把握とフィードバック (PROG テスト)」を実施している。新入生全員に PROG テストを実施し、ジェネリックス

キルに関する自己認識を促進するとともに、その結果を個別フィードバックやアカデミック・アドバイザーとの面談に活用し、学修初期から個々の課題に応じた支援を行っている。

さらに、学修成果・行動アンケート調査結果を教育内容や授業のあり方、身に付いた資質・能力及び学修行動の観点から各学部・学科において分析するとともに、改善の方向性を確認し、教育内容・方法やカリキュラムの改善に活用している。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学修成果・行動アンケート調査において、「ICT の活用力」、「リーダーシップ」、「数理・統計・データサイエンスに関する知識・技能」や「プレゼンテーション能力」等に関する学生の自己評価が、他の項目と比較して相対的に低い傾向が見られた。こうした結果を踏まえ、本学では ICT を効果的に活用した教育を推進するための環境整備が課題である。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の課題改善に向け、本学では令和 8（2026）年度入学生より「ノート PC 必携化」を実施した。また、本学では学生が在学中に大学から付与されたアカウントを利用し、自身のノート PC で Microsoft 365 を活用できる環境を整備している。加えて、1 年次必修科目である「情報科学」では、学生自身のノート PC を活用した授業を実施しており、レポート作成、プレゼンテーション、情報収集等に必要な ICT 活用力の向上を図っている。今後は、レポート課題の提出や教材・資料等の共有に電子データを積極的に活用する等、段階的に ICT を活用した教授方法や教育環境の充実を進めるとともに、教育の質の向上及び教職員の業務効率化につなげていく。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

関西福祉大学（以下、「本学」という。）では、平成 27(2015)年の学校教育法改正に基づき関西福祉大学学則（以下、「大学学則」という。）【資料 5-1-03】、関西福祉大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）【資料 5-1-04】、関西福祉大学教授会規則（以下、「教授会規則」という。）【資料 5-1-05】、教授会の審議事項に関する内規【資料 5-1-07】、各研究科委員会の審議事項に関する内規【資料 5-1-a】を改定することにより、学長のリーダーシップを明確にし、学長を教学に関する最高責任者として意思決定を行っている。

学長は、教学部門の代表として理事会の構成員を務め、大学に関する審議事項について理事会で説明・提案を行う等、学校法人と大学との連携を図り、法人運営と教学運営の調

整機能を果たしている。

また、学長は、学長補佐会議を招集の上、大学運営等についての審議や理事会の方針・決定事項をフィードバックし、さらに、教授会を招集の上、教育課程・研究等に関する事項についての方針を説明し、構成員の理解や支持を得ている。

学長補佐会議では、本学の運営について協議し、予算編成に関する事項、人事の基本方針に関する事項、教授会及び研究科委員会で審議する教育課程及び教学運営等に関する事項、内部質保証の推進に関する事項等全学的な方針の策定及び改善方策について協議し、その結果を大学運営及び教育研究活動の改善に反映している【資料 5-1-01】【資料 5-1-02】。

## ②権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、学長が教学に関する最高責任者として教育研究に係る重要な事項についての最終的な意思決定を行う体制としている。学長の役割は、学校教育法第 92 条第 3 項の規定に基づき、大学学則第 7 条の 2 第 2 項において「学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。また、教育・研究に係る大学の審議機関として教授会や各研究科委員会が整備され、学長が最終的に決定する仕組みが機能している【資料 5-1-03】。

教授会規則【資料 5-1-05】第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて設けられている教授会の審議事項に関する内規【資料 5-1-07】第 2 条では、学長裁定に関する事項として、教育課程及び授業に関する事項、教育・研究に関する事項、教員の教育研究業績に関する事項、入学試験に関する事項、学生の学籍異動に関する事項、学生の賞罰に関する事項が定められており、周知されている。

また、社会福祉学研究科委員会規則【資料 5-1-b】、教育学研究科委員会規則【資料 5-1-c】及び看護学研究科委員会規則【資料 5-1-d】のそれぞれ第 3 条第 3 項の規定に基づいて設けられている各研究科委員会の審議事項に関する内規【資料 5-1-a】第 2 条では、学長裁定に関する事項として、教育課程及び授業に関する事項、教育・研究に関する事項、教員の教育研究業績に関する事項、入学試験に関する事項、学生の学籍異動に関する事項、学生の賞罰に関する事項が学長によりあらかじめ定められており、周知されている。

なお、学生の懲戒については、大学学則第 45 条及び大学院学則第 39 条にて、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒すると規定しており、手続き等については関西福祉大学学生懲戒規程【資料 5-1-e】に定めている。

学長補佐会議、教授会、各研究科委員会は、学長が意思決定を行うに際して意見を聴取する場となっていることから、学長を補佐する機能を有し、学長の意思決定を支える補佐体制及び審議体制を整備し、適切に運用している。

また、各学部・学科の教員と職員で構成される教学に関する委員会等を設け、それぞれの目的に従って職務を遂行している。また、委員会で審議された内容のうち、検討が必要な審議事項は、学部会・教授会・研究科委員会等で審議される。

各学部では所属する教員が参加する学部会を原則月 1 回開催し、学部の運営・教育研究や学生の修学上等の情報交換及び指導を議論している。

以上のように、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮し教育研究活動のための管理運営の機能を構築している。

### ③職員の配置と役割の明確化

法人関連の業務を行う部門としては、学園本部が設置されており、学園本部の下に、総務課、経理課、企画室及び宗務課を配置している。学園本部の事務組織、職制及び事務分掌等は、学校法人関西金光学園本部事務組織規程【資料 5-1-f】に規定しており、総務課では、学園の管理運営に関すること、理事会及び評議員会に関すること、教職員の研修及び福利厚生に関すること等を、経理課では、学園の予算、決算に関すること、資金の管理・運営に関すること、教職員の給与に関すること等を、企画室では、学園の将来計画に関する企画、立案、総括、連絡調整の他、特命事項の調査、研究等に関すること等を、宗務課では、学園設置校の宗教情操教育に関する企画、立案、総括、連絡調整等の業務をそれぞれ行うこととしている。

大学事務局の組織編制及び各組織の業務分掌等については、会議組織規則施行細則【資料 5-1-01】及び関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程【資料 5-1-09】に定められている。事務局には、経営戦略室、内部校連携推進室、総務課、教務課、入試広報課、学生支援課、キャリア開発課を設置している。

事務局組織以外には、附属図書館、附属地域センター、健康管理センター、情報システムセンター、教職センター、キャリア・ディベロップメント・センター、入試センターを配置している。

これらの規程に基づき、職員の適切な人員確保及び配置を行うとともに、各部署の役割及び業務分掌に基づいた体制を整備し、円滑な大学運営を遂行している。本学の令和 8(2026)年 5 月 1 日現在の職員数は、専任職員（準専任職員を含む）36 人とその他（パート、派遣）19 人の合計 55 人体制である。

また、関西福祉大学委員会等組織表【資料 5-1-g】のとおり、教授会をはじめとした各種会議組織に職員が参画し、教育・研究面においても教職協働にて業務を遂行できる体制を整えている。会議組織規則【資料 5-1-02】第 10 条に定める事務局管理職会議では、経営に関する事項も審議しており、審議した重要事項については、学長補佐会議に上程される。

以上のように、職員の適切な配置と役割の明確化を図るとともに、教職協働による教育研究活動及び大学運営を支える体制を適切に整備・運営している。

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在、専任教員 75 人（内、教授は 31 名）が教育活動に従事している。教員 1 人あたりの学生数(ST 比)は、大学全体で 19 人、社会福祉学部で 23.8 人、教育学部で 22 人、看護学部で 29 人となっている。教員が学生とコミュニケーションを深め、より良い教育環境を築き、本学の教育目的の達成を支援するためのアカデミック・ア

ドバイザー制度が、教育を行ううえでの大きな強みとなっている。

本学の教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を満たしており、各種免許・資格関係の認定基準に定められた教員数についても同様に満たしていることから、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置がなされているといえる【資料 5-2-a】。

教員の採用及び昇任については、関西福祉大学教員選考規則【資料 5-2-02】、関西福祉大学教員選考手続に関する内規【資料 5-2-03】、教員の採用及び昇任選考に関する申し合わせ【資料 5-2-01】に基づき行っている。教育課程の適切な運営と教育目的の実現のために、定年退職や欠員補充の際には本学教員として適切かつ必要な人材を採用し、教育貢献・学内貢献・研究貢献・地域社会貢献を加味した総合評価の審査により昇任選考を行っている。

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育理念に基づく教育活動を全学的に向上させる FD の推進を目的に、FD 委員会を設置している。FD 委員会は各学部教員及び教務課職員で構成され、関西福祉大学 FD 委員会規程に基づき運営されている【資料 5-3-01】。

##### 1) 学生による授業評価アンケート

本学では学生による授業評価アンケートを、原則としてすべての科目で実施している【資料 5-3-a】。学生が Web 上の学生ポータルサイト内にあるアンケートに回答すると、担当教員は即時、集計結果を確認できる。評価内容は「学生自身に関する評価」「授業に関する評価」「オンラインに関する評価」「自由記述」により構成されており、教員が授業評価に基づいて自己点検を行う際、自らの改善点を明確に把握できるよう工夫している。

教員は授業評価アンケート結果を踏まえて、自己点検レポート【資料 5-3-b】を作成している。自己点検レポートには、アンケート結果及び記述による学生からの指摘内容について、次年度に向けての改善点等を記入している。自己点検レポートは原則として当年度分を図書館にて公開している。教員は自己点検レポートを作成することで自らの教授方法に対する改善点を明らかにし、その後の教授方法について工夫・開発を行っている。

##### 2) FD 研修会の開催

毎年度、教員による教授方法の改善を目的とした FD 研修会を開催している。年度により内容や方法は異なっているが、講演やグループワーク、ゲストスピーカーを招聘した研修等を企画・実施している。

グループワークでは、教員が自身の授業の教材、進め方において工夫している点、授業

評価方法（小テスト、レポート等）や課題を持ち寄り、教員間において共有や討論を行うことで、教育内容・方法・評価の改善と向上を図る機会としている。

令和 3(2021)年度・令和 4(2022)年度・令和 5(2023)年度はオンライン開催とし、ゲストスピーカーを招聘して学生と教員間の意見交換を同時双方向で行うことができるオンラインツールの活用方法の紹介やグループワークを実施した。また、令和 5(2023)年度は、入学前教育の一環として導入した PROG テストの活用方法の紹介及び内部質保証との関連付け等の研修を行った。

令和 6(2024)年度は、「内部質保証のために 評価のあり方」と題して、学長による講演会を開催した。

令和 7(2025)年度は、対面形式により FD 研修会を開催し、「授業改善のポイントについて」をテーマとしたグループワークを実施した。グループワークでは、授業運営における工夫や課題について教員間で共有及び意見交換を行い、教育内容及び教授方法の改善に関する理解を深め、その成果を各授業の改善に反映している。

### 3) 授業公開

教授方法の改善、一層の教育力向上を目的とし、各教員が授業公開を実施している【資料 5-3-c】。授業公開では、ある一定の期間に本学の全教員が原則 1 回以上の授業公開及び授業参観をする【資料 5-3-d】とともに、授業参観振り返りアンケートを提出することで授業者にフィードバックを行っている。授業参観振り返りアンケートとは、授業参観後に、学びになった点や自身の授業の参考にできそうな点等を記載した評価シートである【資料 5-3-e】。

## ②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

### 1) 研修会の実施

教職員の知識とスキルの向上や相互研鑽を目的に、月 1 回程度、全教職員対象の国試教採就職等対策情報交換会を研修会として行っている【資料 5-3-f】。各学部・学科が保有する知識や情報を共有し、課題に向き合うことにより教職員全体の資質・能力の向上を図っている。

また、昨今の大学を取り巻く環境変化が著しいことから、経営の中核を担う職員の役割、資質・能力、組織編制についても新たな発想・育成手法が必要となりつつあることから、各種能力を身につけるため外部研修への参加や DX 人材育成のためオンライン研修【資料 5-3-g】等を活用し、大学運営に必要な知識及び能力の向上を図るとともに、研修成果を各部署の業務改善へ活用している。

### 2) 人事評価制度

事務局職員を対象とした関西福祉大学職員人事評価規程【資料 5-3-h】を定め、人事評価制度の手引き【資料 5-3-i】に基づき、人材育成に取り組んでいる。

この人事評価制度は、年間スケジュールをもとに、目標設定票チャレンジシートを用いて、各自が目標設定をし、1 年間その目標達成に向けて取り組むものであり、目標設定時と中間期に、目標設定票チャレンジシートを用いて一次評価者である所属長及び二次評価

者である事務局長が面談をしている。面談では、進捗状況の把握と目標達成の確認を行い、評価者は勤務成績等報告書にて評価し、現在の仕事の量・質、仕事の満足度、適性等について各自が申告する自己申告票と合わせて人材育成、人事管理等に活用している。

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、教育研究等の環境整備に関する方針【資料 5-4-02】を定め、教育研究環境等の維持に努めている【資料 5-4-01】。講師以上の専任教員に個別の研究室、助教・助手には個別ブース付共同研究室を整備している。研究室には、机・椅子・PC・書架・プリンター等必要物品を揃えることにより、教員の教育研究活動に必要な研究環境として、適切に整備・運用している。

附属図書館には、蔵書の他、一部電子ジャーナルやオンラインデータベース等の研究情報を収集する環境が整備されている。

また、専任教員は、「研修日」の取得が認められている。自宅や学外での授業の準備、研究及び研究のための実地調査等に充てるものとし、授業期間中の週 1 日以内及び春期・夏期・冬期にも関西福祉大学学外授業の準備・研究等に関する規程に示す範囲で研修日の取得ができる。したがって、研究活動に充てる日数も確保されているといえる。

研究を遂行するための研究費としては、関西福祉大学個人研究費規程【資料 5-4-07】及び関西福祉大学個人研究費の執行・管理に関する施行細則【資料 5-4-08】に基づき、個人研究費が配分されている。個人研究費の執行については、個人研究費執行マニュアル【資料 5-4-04】に基本的なルールを示し、適切に執行・管理を行っている。

さらに、研究活動をバックアップする体制として「外部資金獲得推進委員会」を設置している。各教員の外部資金、特に「科学研究費助成事業」（以下、「科研費」と略す）の獲得に向けて、申請書類内容確認等の支援や学内の科研費採択者等を講師とした科研費対策セミナー【資料 5-4-a】の企画・運営等を行っている。総務課には、専従の担当職員を配置し「科研費執行マニュアル」【資料 5-4-05】に基づき、随時、適切な執行・管理を行っている。

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

本学の学術研究を適正に行うため、以下の規程を設け運用している。

###### 1) 関西福祉大学倫理審査委員会規程【資料 5-4-b】

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」に基づいて研究が適正かつ円滑に行われるように、倫理的及び科学的観点か

ら審議及びその他必要な措置を講じている。

当該規程を厳正に運用、管理するために、研究倫理審査委員会を開催している。

また、毎年、研究倫理審査委員会主催で教員、大学院生、職員を対象に、研究倫理に関する講習会【資料 5-4-c】を開催している。受講者には、研究倫理に関する講習会受講証を学長名で発行し、有効期間は受講日から1年間としている。

## 2) 関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程【資料 5-4-06】

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、本学ホームページにて公表している。

## 3) 関西福祉大学競争的研究資金の執行・管理に関する規程【資料 5-4-08】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、競争的研究費の適正な運用及び管理等に関する必要な事項を定めている。

コンプライアンス教育については、教員及び競争的研究費関連職員の全構成員を対象とした研修会を定期的を開催し、不正行為防止に向け取り組んでいる。また、新任教員着任時には、日本学術振興会のe-ラーニング「eLCoRE」の受講と修了証・誓約書の提出を必須とし、教職員の競争的研究費に対する知識、意識の向上を図るよう徹底している。令和7(2025)年度は、全構成員を対象に専門家によるコンプライアンス研修を実施する等、その理解度を確認し、競争的研究費の適正な運用に繋げるよう継続的な取組みを行っている。研修の受講後には、誓約書の提出を課しており、提出により受講確認を行っている。

## ③研究活動への資源の配分

個人研究費の配分については、関西福祉大学個人研究費規程【資料 5-4-07】、関西福祉大学個人研究費の執行・管理に関する施行細則【資料 5-4-08】に基づき行われている。配分については、個人調書・教育研究業績書により顕著な研究成果等が認められる教員については加算、特に科研費を獲得した研究代表者には、間接経費の30%相当額を個人研究費として加算しており、科研費獲得の意欲向上に繋がる方策としている。令和7(2025)年度の個人研究費及び科研費等の競争的外部研究資金の事業経費は以下のとおりである(表5-4-1)。

また、過去3年間の科研費採択件数は、「科学研究費補助金採択一覧」【資料 5-4-11】のとおりである。研究室環境等については、研究室への物的支援を行っており、人的支援としては、外部資金獲得推進委員会が中心となり、科研費等の採択経験教員や審査経験教員による講演、申請書類記述内容への助言等を行っている。

表 5-4-1 個人研究費及び科学研究費補助金の事業経費

| 個人研究費 |              | 科学研究費補助金 |             |
|-------|--------------|----------|-------------|
| 令和7年度 | 計            | 令和7年度    | 計           |
| 配分金額  | 26,459,000 円 | 直接経費     | 4,910,000 円 |

## 〔基準 5 の自己評価〕

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長を中心とした意思決定体制を整備するとともに、学長補佐会議、教授会及び各研究科委員会等を適切に運営し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を確立している。また、権限と責任を明確にした管理運営体制の下、教職協働による各種会議・委員会を通じて、教育研究活動及び大学運営を円滑に推進している。

教員については、教育研究上の目的及び教育課程に即した配置を行うとともに、関連規程に基づき採用及び昇任を適切に実施している。また、教育研究環境の整備、研究倫理の確立及び研究活動への支援についても、関連規程に基づき適切に運用し、教育研究活動を支える体制の充実を図っている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

研究環境については、施設・設備の整備や研究支援を実施していたものの、教育研究環境の整備に関する基本方針が明文化されていなかった。このため、自己点検・評価を契機として、令和 7(2025)年度に「教育研究等の環境整備に関する方針」を策定し、教育研究環境に関する基本的な考え方を明確化した。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年度に策定した「教育研究等の環境整備に関する方針」に基づき、教育研究環境及び研究支援体制の充実を計画的に推進している。

今後も、学長のリーダーシップの下、教職協働による管理運営体制の充実を図るとともに、教育研究活動を支える体制について継続的な点検・検証を行い、その結果を大学運営及び教育研究活動の改善につなげることで、管理運営の機能性の向上に取り組んでいく。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①経営の規律と誠実性の維持

学校法人関西金光学園（以下「本学園」という。）では、学校法人関西金光学園内部統制システム整備の基本方針（以下「内部統制システム基本方針」という。）【資料 6-1-10】を定め、(ア) 経営に関する管理体制、(イ) リスク管理に関する体制、(ウ) コンプライアンスに関する管理体制、(エ) 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）の 4 つの体制分野別に内部統制システムを整備し、業務を運営している。

(ア) 経営に関する管理体制については、学校法人関西金光学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）【資料 6-1-a】並びに学校法人関西金光学園理事会運営規則（以下「理事会

運営規則」という。)【資料 6-1-b】及び学校法人関西金光学園評議員会運営規則(以下「評議員会運営規則」という。)(【資料 6-1-c】に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、理事会及び評議員会の運営を適切に行っている。また、寄附行為【資料 6-1-a】第 14 条第 5 項(理事長の職務権限)及び第 6 項(業務執行理事の職務権限)及び理事会決定に基づき、業務執行理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図っている。職務分掌・決裁権限については、学校法人関西金光学園事務処理規程【資料 6-1-d】に基づき、明確化を図っている。理事会・評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為【資料 6-1-a】及び文書保存規程等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。

(イ) リスク管理に関する体制については、学校法人関西金光学園リスク管理規則【資料 6-1-15】を定め、これに基づきリスク管理体制を整備し、継続的に運用している。さらに、個別のリスク要因として、個人情報保護については、学校法人関西金光学園個人情報保護基本方針(プライバシー・ポリシー)【資料 6-1-04】及び学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規則【資料 6-1-05】に基づき、適切な管理を行っている。関西福祉大学における研究活動については、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程【資料 6-1-06】及び関西福祉大学競争的研究資金の執行・管理に関する規程【資料 6-1-e】等を定め、必要な措置を講じている。

(ウ) コンプライアンスに関する管理体制については、理事及び職員が法令並びに寄附行為【資料 6-1-a】及び本学園の諸規則を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンス及び組織倫理に関する規程として、学校法人関西金光学園公益通報者の保護等に関する規則(以下「公益通報者保護規則」という。)

【資料 6-1-03】を定めている。公益通報者保護規則では、本学園内外からの匿名を含む相談・通報窓口の常設、迅速調査・是正体制の推進、相談・通報を理由とした不利益取扱いの禁止等を定めるとともに、その適用範囲は、公益通報者保護法所定の通報対象事実及び法令に限定せず、法令一般のほか、本学園の内部諸規程にも及ぼしている。

(エ) 監査環境の整備(監事の監査業務の適正性を確保するための体制)については、「基準項目 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能」で記載する。

なお、内部統制システム整備の重要な体制である内部監査部門について、本学園では、監査テーマごとに内部監査チームを理事長直属の組織として編制し、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査し、業務の適正及び効率性を確保している。

## ②環境保全、人権、安全への配慮

### 1) 環境保全への配慮

本学では、省エネルギー及び環境問題への配慮、職場環境の向上のため、「クールビズ」「ウォームビズ」を通年実施している。また、節電のため、順次体育館や教室、事務局を LED 照明器具へ更新し、トイレ・廊下の照明に人感センサーを設置、冷暖房機器を 21 時で自動的に停止するよう設定する等省エネに努めている。健康増進法の改正に伴い、令和元(2019)年 7 月より学内全面禁煙を実施している。加えて、生活環境保全の観点から、自転車通学の推奨を行い、令和 4(2022)年度より、本学の教職員・学生であれば、無料でいつ

でも利用できるシェアサイクルサービスを開始した。また、令和 6(2024)年度以降、学内会議には各自 PC 等を持参する等し、ペーパーレス化を推進している。

## 2) 人権への配慮

各種ハラスメントの防止については、関西福祉大学ハラスメント防止規程【資料 6-1-13】を定め、ハラスメント防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関する必要な事項を定め、HA 委員会（ヒューマン・アフェアーズ委員会）を中心に活動している。また、毎年 1 回外部講師を招いてハラスメント防止セミナー【資料 6-1-f】を開催している。

労働条件については、コンプライアンスの観点から、学校法人関西金光学園関西福祉大学専任教職員就業規則【資料 6-1-01】の改定を開学以来重ねる等、継続的に整備し、適切な運用に努めている。

個人情報保護については、学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規則【資料 6-1-14】において、個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め学園及び本学の業務運営を適正かつ円滑に進めるとともに、個人の権利利益の保護に努めている。

また、関西福祉大学個人情報取り扱い規程【資料 6-1-g】では、本学における個人情報の保護に関して必要な事項を定めるとともに、各部門の業務に即した対応を行うため関西福祉大学各課個人情報取り扱い細則【資料 6-1-h】を定め、的確な個人情報の取り扱いに努めている。

## 3) 安全への配慮

労働安全衛生法に基づき関西福祉大学安全衛生管理規程【資料 6-1-i】を定め、教職員の安全と健康の保持に努めている。具体的には、同規程第 6 条に定める安全衛生委員会を設置し、教職員の定期健康診断、校内巡視等、教職員の安全衛生に関する取組みを行っている。その他、AED(自動体外式除細動器)を学内 5 カ所に設置しており、新型コロナウイルス感染症予防のため未実施の場合を除き、傷病者の救助に関する知識及び技術を習得するための救命救急講習を実施している。

日常の警備・保安は、警備会社に警備業務請負委託し、緊急時における対応も適切に行われている。また、平成 26(2014)年度より、24 時間体制で学生からの通報に対して確実かつ迅速に対応できるよう、警備会社に夜間及び休業日の緊急電話対応業務委託をし、その緊急情報は、緊急連絡網【資料 6-1-j】により本学の責任者へつながるようになっている。

また、毎年各所に防犯カメラの増設等を実施し、キャンパス内の監視体制を整えている。

防災体制については、関西福祉大学危機管理規程【資料 6-1-16】及び関西福祉大学危機管理マニュアル【資料 6-1-17】を定め、本学における災害等緊急事態の発生及びその恐れがある場合に備え、適切に対処し、災害等から学生並びに教職員の安全を確保するとともに本学施設の保安に備えている。入学試験実施時には、関西福祉大学入学試験警備・危機事象発生時マニュアル【資料 6-1-k】及び関西福祉大学入学試験警備規程【資料 6-1-l】を定め、危機管理している。避難・防災訓練【資料 6-1-m】は、関西福祉大学危機管理マニュアル【資料 6-1-17】に基づき毎年 1 回実施している。

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園では、私立学校法の「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方に基づき、意思決定ができる体制を整備し、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限・職務を整理している。

理事会は、本学園の業務を決定し、理事の職務執行を監督する権限を有している。具体的な決議事項は、理事会運営規則【資料 6-2-a】に規定しており、私立学校法所定の事項に加え、本学園及び本学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針の決定、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、学則及び就業規則その他重要な規則の制定及び変更等を定めている。

理事会は、年間 5～6 回開催することとしている。理事長及び業務執行理事（専務理事及び常務理事をいう。以下同じ。）は、理事会で自己の職務執行の状況を報告しており、理事会による理事の職務執行の監督権限は、適正に行使されている。

理事選任機関は、評議員会としており、評議員会の監視・監督機能を発揮させ、理事会からの中立性を確保している。

理事には、私立学校法第 31 条第 4 項第 1 号に係る理事として、関西福祉大学学長（以下「学長」という。）及び本学園が設置する中学校・高等学校校長（以下「校長」という。）のうちから 1 人の計 2 人を選任している他、5 人の理事を選任している。理事総数は、令和 7 年 8 月 1 日時点で 7 人であり、うち 3 人が外部理事である。

理事のうち 1 人を理事長としており、理事会の普通決議（特別利害関係理事を除く理事の過半数の同意による理事会の決議）によって選定することとしている。理事会での選定に先立って、学校法人関西金光学園理事長候補者選考規則【資料 6-2-b】に基づく理事長候補者の選考を行っており、本学園の建学精神、理念及び経営方針を理解し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者を理事長候補者として選出している。

本学園では、代表業務執行理事は置いていないが、業務執行理事として、理事会の決議により、理事のうちから、専務理事及び常務理事を選定している。専務理事は財務・総務を、常務理事は労務・宗務の業務をそれぞれ掌理し、理事長を補佐している。

理事長に事故があるときへの備えとして、理事長職務代行者を置き、業務執行理事を選定し、理事長の内部的な職務を行うこととしている。

理事会の運営は、寄附行為【資料 6-2-03】及び理事会運営規則【資料 6-2-a】に基づき、適切に行っている。

理事会は、理事長が招集し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が招集するとしている。理事会の招集通知は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時・場所・議題・議案を書面により行っている。

理事会の議長は、理事長をもって充てることとしているが、理事長がその職務を行えない場合（理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき）や理事長に議長を務めさせることが適当でない場合（招集請求理事による招集、監事による招集）には、出席理事の互選によって議長を選出すべきことを定めている。

決議の種類と決議要件については、私立学校法上の特別決議（特別利害関係理事を除く理事の3分の2以上の同意による理事会の決議）事項は、寄附行為の変更のみであるが、本学園では、寄附行為の変更、任意解散・合併、予算・事業計画（中期的な計画を含む。）の作成・変更、事業報告・計算書類・財産目録の承認、新たな義務負担等の事項については、特殊決議（理事総数の3分の2以上の同意による理事会の決議）事項としている。

決議の参加方法は、書面によりあらかじめ意思表示した者は、理事会の出席者として扱っている。

議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するとしており、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印するとしている。

## ②使命・目的の達成への継続的努力

本学園及び本学の使命・目的を実現させるため、学園の業務に係る最高意思決定機関である理事会と諮問機関である評議員会をそれぞれ適切に開催している。理事会では、理事会運営規則【資料 6-2-a】第4条第1項第1号の規定により、本学を含む学園設置校の管理・運営に関する基本方針等を決定し、評議員会では、寄附行為【資料 6-2-03】第37条第2項及び評議員会運営規則【資料 6-2-04】第4条第1項第3号の規定により、予算や事業計画等に対する意見聴取等を行っている。

また、学園を管理し、その事務を処理するための組織として、学園本部を設置している。学園本部は、総務課、経理課、経営企画課及び宗務課で構成されており、これらの管理組織は、中期計画の原案を策定するとともに、各年度の事業計画【資料 6-2-c】の原案策定とその進捗管理を担っている。

本学の使命・目的を実現させるために必要な教育・研究上の重要事項等については、学部にあつては関西福祉大学学則（以下「大学学則」という。）【資料 6-2-d】第8条に定める教授会において、また関西福祉大学大学院（以下「本学大学院」という。）にあつては関西福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）【資料 6-2-e】第9条に定める研究科委員会において、それぞれ審議している。

本学の使命・目的を実現させるために必要な本学の管理・運営に係る重要事項については、関西福祉大学会議組織規則（以下「会議組織規則」という。）【資料 6-2-f】第6条の3に定める学長補佐会議において審議しており、学園本部の指導のもと本学における中期計画や各年度の事業計画の原案策定やその進捗管理を行っている。

## 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

### ①法人の意思決定の円滑化

### ②評議員会と監事のチェック機能

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

## (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定の円滑化を図るため、評議員会には、毎回、業務執行理事が出席し、議案の説明を行ったり、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明を行うこととしている。理事会又は評議員会の終了後には、決議された内容を全ての理事又は評議員に通知している。

教職員の提案等を汲み上げるため、学長と校長 3 人を理事又は評議員に選任し、理事会及び評議員会で意見表明できるようにしている。具体的には、私立学校法第 31 条第 4 項第 1 号に係る理事に、学長及び校長のうちから 1 人の計 2 人を、私立学校法第 62 条第 3 項第 1 号に係る評議員に、校長のうち理事でない校長 2 名をそれぞれ選任している。

なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、再度評議員会を招集できることとしており、業務執行理事は、当該評議員会に出席し、改めて必要な説明を行う一方で、評議員会は、当該理事の説明を尊重して再度決議を行うこととしている。

### ②評議員会と監事のチェック機能

評議員は、評議員会と理事会の建設的な協働と相互けん制の観点から、評議員の総定数 8 人のうち 2 人を理事会の選任としている。評議員会が選任する評議員は 6 人であり、内訳は、法人職員 2 人、卒業生 4 人である。理事会選任の 2 人は、設立母体である金光教の関係者であり、建学の精神が法人運営に反映されているかを確認するうえで、重要な役割を担っている。

評議員会は、諮問機関と決議機関としての職務権限を有しており、前者は、本学園の業務・財産の状況・役員の職務執行状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること、評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること、後者は、評議員会の決議を要する事項について決議すること等を主な内容としている。いずれも私立学校法所定の事項を超えていないが、具体的な内容は、評議員会運営規則【資料 6-3-a】に規定している。

評議員会の運営は、寄附行為【資料 6-3-b】及び評議員会運営規則【資料 6-3-a】に基づき、適切に行っている。

評議員会は、理事会での議決に基づき、理事長が招集し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が招集するとしている。評議員会の招集通知は、理事会において、評議員会の日時・場所・議題・議案等について定めた上で、評議員会の日の 1 週間前までに、書面により行っている。

評議員会は、年間最低 3 回開催しており、議長は、評議員の互選によって定めている。評議員会には、業務執行理事が出席し、議案の説明を行ったり、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明を行っている。

決議の参加方法は、書面によりあらかじめ意思表示した者は、評議員会の出席者として扱っている。

議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するとしており、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印するとしている。

次に、監事の選任について、理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、本学園では、書面で同意をとっている。監事総数は、令和7年8月1日時点で2人であり、常勤監事は置いていない。

監事の職務については、内部統制システム基本方針に「監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）」を定め、公平不偏の立場で監事監査を行うこと、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行うこと等を定めている。

監事監査は、学校法人関西金光学園監事監査等職務規則（以下「監事監査規則」という。）

【資料6-3-04】に基づき、会計年度毎に監査計画【資料6-3-05】を作成し、事業計画及び予算の履行状況、事業の中期的な計画の推進状況、組織及び制度全般の運営状況、理事の業務執行状況、資産の取得、管理及び処分に関する事項、事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する事項等を対象に行っている。監査の方法は、理事会及び評議員会には、少なくとも1人の監事が出席し、議事進行の確認や理事会・評議員会議事録その他重要な書類・文書の閲覧、業務状況の聴取の他、関西福祉大学教授会へ出席し、審議経過を確認するといったことも行っている。

監査以外の職務では、理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査は、監事が評議員会の議案を決定する理事会へ出席し、監査することにより行っている。

この他、内部統制システム基本方針には、理事長は、定期的に監事と会合を持つ等により、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深めることについて定めているところ、具体的には、年に2回、理事長、専務理事、常務理事、内部監査部門及び会計監査人との情報交換会を通じて、情報共有・情報交換を行い、監査業務の改善及び合理化に努めている。

#### **6-4. 財務基盤と収支**

##### **①財務基盤の確立**

##### **②収支バランスの確保**

##### **③中期的な計画に基づく適切な財務運営**

###### **(1) 6-4 の自己判定**

「基準項目 6-4 を満たしている。」

###### **(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **①財務基盤の確立**

令和7(2025)年度決算時点の法人全体の資産総額は約179億円であり、負債総額の約23億円を差し引いた正味財産は約156億円である。現金預金と特定資産及び有価証券を含めた運用資産は約62億円、借入金は約1億8千万円であり、本学の経営状況から判断すると大学運営に必要な資金を確保しており、大学を運営するために必要な財務基盤を確立している。

##### **②収支バランスの確保**

令和7(2025)年度における学園全体の資産総額は約179億円であり、このうち純資産は

約 87%の約 155 億円である。また、学園全体の総負債比率は令和 7(2025)年度末時点で 13.2%であり、健全性は高く、自己資金を基本とした財務運営の下、教育研究活動及び学生への支援に必要な経費を確保している。

## 1) 学園全体

学園の収支状況については、以下のとおりである(表 6-4-1)。

表 6-4-1 学園全体の過去 5 年間の収支状況 (単位：百万円)

| 項目 \ 年度                      | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学 生 生 徒 等 納 付 金              | 3,113   | 3,125   | 3,155   | 2,891   | 2,790   |
| 経 常 収 入 合 計                  | 4,966   | 5,119   | 5,123   | 4,961   | 5,083   |
| 経 常 支 出 合 計                  | 4,816   | 4,985   | 5,328   | 5,119   | 5,420   |
| 経 常 収 支 差 額                  | 150     | 133     | △204    | △158    | △336    |
| 事 業 活 動 収 入 合 計              | 5,060   | 5,155   | 5,165   | 4,987   | 5,083   |
| 事 業 活 動 支 出 合 計              | 4,817   | 4,989   | 5,339   | 5,122   | 5,420   |
| 基 本 金 組 入 前<br>当 年 度 収 支 差 額 | 242     | 165     | △173    | △135    | △510    |
| 基 本 金 組 入 額                  | △332    | 58      | △358    | △102    | △121    |
| 当 年 度 収 支 差 額                | △89     | 223     | △532    | △238    | △631    |

本学園の経常収支差額は、令和 4(2022)年度までプラスの状況で推移していたが、令和 5(2023)年度においては金光大阪中学校・高等学校の校舎塗装工事、屋根張替工事・防水工事、管理棟・特別棟廊下階段改装工事及び金光八尾中学校・高等学校の外壁改修工事、空調入替工事、LED 化工事等、教育環境の整備に係る大規模工事の実施、令和 6(2024)年度については金光八尾高等学校及び金光八尾中学校の生徒数減少等によりマイナスとなった。令和 7(2025)年度においては、金光大阪中学・高校において体育館の整備工事等の実施により、経常収支差額はマイナスとなった。しかしながら、教育環境の整備に係る計画的な施設投資による影響であり、中期経営計画に基づき、財務基盤の維持・強化に取り組んでいる。

現在の経営上の課題は、関西福祉大学教育学部児童教育学科、金光八尾高等学校の学生生徒数の確保並びに老朽化する施設設備の計画的な更新である。

これらの課題に対応するために教学面や学生生徒募集対策も含めた学校法人関西金光学園中期経営計画及び単年度毎の事業計画を定めており、その計画に基づいた適切な管理運営と財務運営の確立により、世のお役に立つことを自らの喜びとする人材の育成を推進するとともに、中期経営計画に基づく適切な財務運営により、学園の持続的な発展を図っていく。

## 2) 本学

大学部門の収支状況(表 6-4-2)及び入学定員充足率の推移(表 6-4-3)については、以下

のとおりである。

表 6-4-2 大学部門過去 5 年間の収支状況（単位：百万円）

| 項目 \ 年度                      | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学 生 生 徒 等 納 付 金              | 1,808   | 1,789   | 1,842   | 1,753   | 1,749   |
| 経 常 収 入 合 計                  | 2,198   | 2,280   | 2,283   | 2,235   | 2,357   |
| 経 常 支 出 合 計                  | 2,053   | 2,099   | 2,123   | 2,179   | 2,348   |
| 経 常 収 支 差 額                  | 145     | 180     | 160     | 55      | 9       |
| 事 業 活 動 収 入 合 計              | 2,245   | 2,291   | 2,306   | 2,250   | 2,358   |
| 事 業 活 動 支 出 合 計              | 2,054   | 2,101   | 2,125   | 2,180   | 2,408   |
| 基 本 金 組 入 前<br>当 年 度 収 支 差 額 | 190     | 189     | 180     | 69      | △50     |
| 基 本 金 組 入 額                  | △31     | 168     | △228    | △60     | △65     |
| 当 年 度 収 支 差 額                | 159     | 357     | △48     | 8       | △115    |

表 6-4-3 入学定員充足率の推移(学部)

| 項目 \ 年度       | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入 学 定 員 ( 人 ) | 345     | 345     | 365     | 385     | 385     |
| 入 学 者 数 ( 人 ) | 385     | 351     | 387     | 335     | 363     |
| 充 足 率 ( % )   | 111.6   | 101.7   | 106.0   | 87.0    | 94.2    |

入学定員について、令和 5(2023)年度に編入学定員を変更し入学定員を 20 人増、さらに令和 6(2024)年度には 20 人増員を行った。入学者数について、令和 5(2023)年度までは、入学定員が安定して推移し、令和 6(2024)年度には入学定員充足率が 87%となったが、令和 7(2025)年度には 94.2%まで回復した。収支状況としては、令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度は安定した経常収支差額を維持しているが、令和 6(2024)年度には、入学者数の減による学生生徒等納付金収入の減額と物価高騰等による経費の増額により、経常収支差額が 55 百万円となり、令和 7(2025)年度も経常収支差額 9 百万円の黒字で決算を終えた。

また、外部資金の獲得については、科学研究費等補助金、私立大学等経常費補助金の獲得を継続的に行っている。科学研究費等補助金については、外部資金獲得推進委員会が中心となって、科研費申請対策セミナーの実施や申請書類のチェック、外部セミナーの受講援助等研究者の申請を促し、採択への後押しとなる活動により研究活動を支えている。

### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

学園本部では、令和 7(2025)年 3 月に学校法人関西金光学園第 6 期中期経営計画書（令和 7 年度～令和 11 年度）【資料 6-4-a】を策定し、当該計画をもとに年次の事業計画策定や予算編成を行っている。

中期計画の進捗状況や社会情勢に大幅な変動があった場合には、評議員会に諮った上で、

理事会で見直しを行い、安定した経営基盤づくりに努めている。

大学においては基本方針実現のための方策に、学部・研究科別主要計画と予算計画を合わせて策定している。この計画に基づき、学生生徒納付金収入確保のため令和 6(2024)年度入学生から、全学部学科の学費の改定を行った。更に、近年のエネルギー価格の高騰や物価上昇等、社会環境の変化に対応し、財務基盤の強化を図る施策の一環として令和 9(2027)年度入学生より再度、全学部・学科の学費改定を行う予定としている。学部学科の新たな取組みによる募集強化、外部資金の獲得及び学費の改定による収入源の確保に加え、費用対効果の検証を行い経費の見直し等を行うことで大学の収支改善を図り、計画に基づく適切な財務運営に努めている。

なお、予算策定にあたっては、毎年度予算編成方針【資料 6-4-01】を明示し、学園の経営状況や経営方針、予算編成にあたっての指示事項を教授会にて説明している。

## 6-5. 会計

### ①会計処理の適正な実施

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

#### (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①会計処理の適正な実施

会計処理方法は、学校法人会計基準及び学園の経理関連規程の学校法人関西金光学園経理規則【資料 6-5-01】、学校法人関西金光学園経理規則施行細則【資料 6-5-02】、学校法人関西金光学園資産運用規程【資料 6-5-a】等に基づき、適正に実施している。

当初予算の編成については、中期計画及び学園本部からの予算編成方針をもとに、学長及び事務局管理職において次年度予算編成方針を定め、教授会において予算案作成を依頼している。各種委員会及び事務局各室課においては、次年度の事業計画を審議の上、予算を編成している。各種委員会及び事務局各室課から提出された事業・予算案については、個別ヒアリングを実施し、事業の概要・趣旨を確認及び事業の優先度や金額の妥当性を厳格に検証している。大学としての予算案を確定した後、事業計画案及び当初予算案について学園本部によるヒアリングを実施し、理事会・評議員会の承認を経て決定している。

なお、補正予算については、学生数変動による学費収入への反映や各種委員会及び事務局各室課において事業の見直しを行い、毎年補正予算を編成している。

執行においては、学校法人関西金光学園学校会計事務決裁規則【資料 6-5-b】及び学校法人関西金光学園学校会計事務決裁細則（大学部門）【資料 6-5-c】に定める決裁区分に準じて承認を経た後に行っている。また、判断が難しい会計処理については、法人が契約を結んでいる監査法人へ相談し、助言・指導を受け処理を行っている。

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 1) 監査法人による監査

本学園では、寄附行為に基づき、会計監査人を適切に選任しており、「私立学校法第 104

条第 2 項及び私立学校振興助成法第 14 条第 4 項」に基づく監査法人による会計監査は、毎年滞りなく実施されている。

監査法人による監査は、学園本部をはじめ学園が設置する本学及び中学校 2 校、高等学校 3 校それぞれにおいて実施され、本学における監査は、年 3 回行われている。毎会計年度終了後、監事、監査法人及び内部監査責任者の三者が、各々の監査結果について、理事長をはじめ学園本部役員と意見交換する監査報告会を開催しており、この報告会を通じて、各々が監査実施状況をよりの確に把握できるようにしている【資料 6-5-d】。

## 2) その他の監査

学校法人関西金光学園内部監査実施要領【資料 6-5-e】を整備し、内部監査を実施している。内部監査は、業務の改善を図り、経営の効率化及び業務の円滑化に資することを目的としており、学園の業務及び会計処理等について、書面及び実地により検査をしている。

### 【基準 6 の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

法人運営については、法令及び寄附行為規則に則り、健全な法人運営を行っており、私立学校法改正に対応して、寄附行為を変更するとともに、内部統制システム整備の基本方針及び関連規程を適切に整備した。また、令和 7(2025)年 4 月以降についても、改正私立学校法及び寄附行為に則り理事会及び評議員会の運営等を適切に行っている。

また、監査報告会として、監査法人、学園監事、内部監査責任者（学園本部理事）の三者が、監査結果について理事長及び学園本部所属の常勤役員と意見交換をする機会を設けており、この報告会を通じて各々が監査結果を共有し、監査実施状況をよりの確に把握するとともに、次回の監査事項の設定の参考にする等、監査の効率性を高められるよう努めている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学運営については、令和 6(2024)年度及び令和 7(2025)年度入学者数が入学定員を下回る結果となった。入学者数の減は、予算上の学生生徒納付金収入等に影響をもたらすことから、財務基盤の安定的な確保のためにも学生募集活動の強化が喫緊の課題である。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年 3 月に策定した第 6 期中期経営計画(令和 7 年度～令和 11 年度)に基づき、将来に向けた財務基盤の強化に取り組んでいる。具体的には、年度ごとの事業計画及び予算編成の中で、安定的な学生・生徒数の確保と積立の充実を図るとともに、資産運用の見直しや経費に対する費用対効果の検証を通じて、持続可能な経営体制の確立を図っている。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域社会との連携・協力

##### A-1. 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化と組織体制

###### ① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

###### ② 地域社会との連携・協力に関する組織体制

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

関西福祉大学（以下、「本学」という。）は、兵庫県赤穂市（以下、「赤穂市」という。）との公私協力方式によって開学した大学であり、建学の精神に基づく基本理念の一つである「地域社会に貢献する開かれた大学」として、有能な人材の育成を目指して教育・研究活動を推進している。また、関西福祉大学学則【資料 A-1-01】第 1 条には、本学の使命・目的として「金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材の養成」を掲げており、地域社会との連携・協力に関する方針を明確に示している。

###### ② 地域社会との連携・協力に関する組織体制

本学は、地域に開かれた大学として、積極的に地域活動を行うことを目的として、附属地域センター（以下、「地域センター」という。）を設置し、関西福祉大学附属地域センターに関する規程【資料 A-1-02】に基づき運営している。また、関西福祉大学会議組織規則施行細則（以下、「会議組織規則施行細則」という。）別表 2【資料 A-1-03】に定める附属地域センター運営委員会において、地域センターの管理運営、地域住民を対象とした子育て上の問題・学校生活上の問題等の相談活動を行う臨床福祉サービスに関すること、公開講座・セミナーによる研修教育等を行うコミュニティ実践に関すること、講師派遣・施設の開放を行い地域と密着した支援と実践のためのオープン化事業に関すること等を審議し、年間計画の策定・実施・運営を行っている。

##### A-2. 地域社会との連携・協力に関する具体的な取り組み

###### ① 近隣市町との連携・協力

###### ② 近隣高校との連携・協力

###### ③ 産官学の連携・協力

###### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

###### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 近隣市町との連携・協力

本学は、赤穂市との公私協力方式によって開学しており、平成 15(2003)年度には、赤穂

市と関西福祉大学との連携推進会議設置要綱【資料 A-2-01】が制定された。これにより、赤穂市が設置する各種委員会や審議会に教職員や学生を派遣する等、人的連携を行っている。また、平成 23(2011)年度より、赤穂市長、副市長以下の市幹部と学長、学部長及び事務局長等が参加し、相互の連携に係る方向性の確認や意見・情報交換を行うための連携推進会議を継続して実施している【資料 A-2-02】。さらに、連携推進の一環として赤穂市役所のインターンシップに本学学生も参加している【資料 A-2-03】。

看護学部の設置以来、赤穂市民病院（以下、「市民病院」という。）とは、公私協力の一環として協力体制を築いており、看護学部学生の主要な実習受け入れ先及び本学客員教授として医師の派遣等、協力を得ている。

近隣市町については、平成 25(2013)年度に岡山県備前市（以下、「備前市」という。）と、平成 26(2014)年度に兵庫県赤穂郡上郡町（以下、「上郡町」という。）と包括連携協定を締結【資料 A-2-04】【資料 A-2-05】し、双方のニーズに合った連携活動を展開していくこととしている。包括連携協定のもと、備前市・上郡町が設置する各種委員会や審議会等への委員派遣等の人的連携を行っている。令和元(2019)年度以降、備前市役所と上郡町役場のインターンシップに本学学生も参加している。

また、地域との連携活動の一環として、平成 27(2015)年度以降、東備西播定住自立圏形成推進協議会との共催で、関西福祉大学地域連携フォーラムを本学にて開催している【資料 A-2-06】。この地域連携フォーラムは、総務省の「定住自立圏構想」に基づく協定を備前市・赤穂市・上郡町の 2 市 1 町が締結し、「東備西播定住自立圏共生ビジョン（計画）」によって実施されるもので、上記 2 市 1 町の住民を対象とし、「福祉」「教育」「看護」という視点から地域における課題に共に取り組み、「地域住民の幸せづくり」を目的として開催している。

## ② 近隣高校との連携・協力

本学と高等学校との連携の目的は、双方の教育内容の充実と生徒の学ぶ意欲を向上させ、地域社会に貢献する人材養成を促進することである。そのため、近隣市町にある高等学校と連携協定を締結し、現在 32 校が連携校となっている【資料 A-2-07】。

具体的な連携事業として、「福祉」「教育」「看護」の各分野において、大学教員による高等学校への出張講義や生徒のインターンシップの受け入れを行っている。また、学校評議員や高等学校教員対象とした講演会の講師派遣等も行っている。平成 28(2016)年度から兵庫県立上郡高等学校において、正課授業内で本学教員が年間を通して授業を行っている【資料 A-2-08】。

## ③ 産官学の連携・協力

### 1) 兵庫県社会福祉事業団・福祉施設等との連携

社会福祉の発展と福祉人材の育成・確保に寄与することを目的として、兵庫県下で様々な施設を運営する社会福祉事業団、福祉施設等と連携協定を締結している。協定に基づき、インターンシップや見学等福祉の現場における実践教育等の福祉人材の育成、相互のイベント交流、講演会等への講師派遣等のさまざまな連携活動を展開している（表 A-2-1）。

表 A-2-1 関西福祉大学との連携協定団体

| 協定を締結した団体    | 締結年度  | 協定書         |
|--------------|-------|-------------|
| 兵庫県社会福祉事業団   | 令和元年度 | 【資料 A-2-09】 |
| 兵庫県児童養護連絡協議会 | 令和元年度 | 【資料 A-2-10】 |
| 社会福祉法人清章福祉会  | 令和元年度 | 【資料 A-2-11】 |
| 社会福祉法人三幸福社会  | 令和元年度 | 【資料 A-2-12】 |

2) 赤穂市とのスポーツ振興に関するパートナーシップ協定

スポーツを通じた連携・協力により、それぞれが有する資源を適切に活用することによって相互の発展と赤穂市におけるスポーツ振興に資することを目的として連携協定を締結している（表 A-2-2）。

表 A-2-2 関西福祉大学との連携協定自治体

| 協定を締結した自治体 | 締結年度  | 協定書         |
|------------|-------|-------------|
| 赤穂市        | 令和元年度 | 【資料 A-2-13】 |

3) 近隣中枢都市での産官学連携事業

地域の子ども達の成長につながる取り組みを展開し、地域貢献及び教育の実践の場とすることを目的とする産官学連携事業を実施している。

「教育・文化・スポーツ」事業の展開として、イオンモール姫路大津と大学が連携し、地域の資源としての新たな価値につながる教育の場を設けることによって、子ども達を地域で見守り育てていく大きな輪となっている。また、令和 7(2025)年度からは（夏季休業中）、地元アース製菓の「子ども向けイベント」を学内で開催している【資料 A-2-14】（表 A-2-3）。

表 A-2-3 産官学連携事業

| 事業名                                | 実施年度    | 参加者数             |
|------------------------------------|---------|------------------|
| 夏休み宿題教室<br>忍者学校                    | 令和元年度   | 1,462 名<br>150 名 |
| 健康系 脱出ゲーム                          | 令和 2 年度 | 1,177 名          |
| 夏休み宿題教室<br>SDGs 探求イベント             | 令和 3 年度 | 322 名<br>1,076 名 |
| 夏休み宿題教室<br>謎解き SDG s ツアー           | 令和 4 年度 | 194 名<br>277 名   |
| アース製菓 子ども向けイベント<br>ふしぎ発見！くらしのなぞ研究所 | 令和 7 年度 | 153 名            |

### A-3. 教育・研究成果の地域への提供

#### ① 研修事業、公開講座、啓発交流事業の地域への提供

#### ② 学生団体、部・サークル等による活動

##### (1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 研修事業、公開講座、啓発交流事業の地域への提供

本学では、教育・研究成果を地域へ提供するため、各種研修事業や公開講座、講演会等を開催し、地域住民の知識の向上や生涯学習の活性化を支援している。

##### 1) 研修事業

###### ア ガイドヘルパー養成研修（同行援護従業者養成研修一般課程）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的とし、毎年1回兵庫県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱に基づき、地域住民及び本学学生を対象にガイドヘルパー養成研修を実施している【資料A-3-01】。

##### 2) 公開講座

###### ア 市民福祉大学講座

平成9(1997)年度より、本学と赤穂市中央公民館（赤穂市教育委員会所管）が共催で赤穂市民に向けて講座を実施している。講義のテーマは、福祉・教育・看護の視点から選定しており、近年では、心身の健康と生きがい、幸せづくりに関するものが主流となっている。参加者にはリピーターも多く、講義だけでなく、体を動かす体験を含めた講義も好評である【資料A-3-02】。

###### イ 子ども支援セミナー

子ども支援セミナーの実施は、令和7(2025)年度で、21年目(21回目)となった（前身の発達支援セミナー7回を含む）。

虐待、不登校、自閉症、発達障がい等、児童を巡る問題の解決について、福祉・教育・看護の視点からテーマ設定しており、基調講演と分科会の構成で開催している。講師は、関連する分野の現場担当者や教育関係者であり、本学の教員も分科会を担当している。主要な参加者は、保育園、幼稚園、小学校、支援学校の保育・教育現場の関係者であり、子ども支援による地域のネットワーク形成にも寄与する研修となっている【資料A-3-03】。

##### 3) 啓発交流事業

###### ア 中学生体験プログラム

大学教育への理解を深めてもらい、将来に向けて学ぶ意欲や職業意識の向上を目的とし、地域の中学生を対象に、福祉・教育・看護に関する教育プログラムを提供している。体験プログラムは、教員・学生スタッフが中心となり、グループごとの体験学習を行い、職業

体験の一環としても実施している【資料A-3-04】。

#### イ 夏休み宿題教室

地域貢献の一つとして、本学学生が、地域の小学生を対象に夏休みの宿題を支援することにより、地域との交流を図っている。近隣の赤穂市、備前市、上郡町において開催し、毎年200人を超える小学生が参加している。学生は問題の解き方・答えの導き方を丁寧に説明し、小学生が自分の力でやり遂げられるよう支援している【資料A-3-05】。

#### ウ 赤穂特別支援学校との交流学习

赤穂特別支援学校（高等部、小学部）と本学学生との交流を通じて、本学学生が特別支援教育の現場を体験し、支援のあり方やコミュニケーション技術等の習得をめざしている。高等部生徒との交流では、高等部生徒が本学に来学し、学生と一緒にクイズやゲーム、ダンス等のレクリエーションを行ってコミュニケーションを図っている。また、小学部児童との交流では、本学学生が赤穂特別支援学校を訪問し、同校体育館にてゲーム、手遊びや歌に合わせた遊び等を行っている。本学学生は事前に交流内容の打合せをし、知的障がい、身体障がい等のある生徒・児童にもわかりやすく、参加しやすい遊びやゲームとなるよう工夫している【資料 A-3-06】。

### 4) 地域での活動

#### ア 地域活性化事業

本学教員と学生が協働して展開する地域の活性化に向けた取り組みを行う事業について、学内公募にて事業を募り、附属地域センター運営委員会にて審査の上、助成事業を決定している【資料A-3-07】。事業費の一部は赤穂市の助成金によりまかなっており、地域の課題研究にも寄与している【資料A-3-08】。

#### イ まちの居場所づくり事業（ユニバーサル社会づくり推進事業）

赤穂市では、平成 22(2010)年 8 月に、兵庫県より「加里屋地区」がユニバーサル社会づくり推進地区の指定を受け、ユニバーサル社会づくり推進事業プランを策定している。本学は平成 26(2014)年度より赤穂市から委託費を受け、「まちの居場所づくり事業」として地域の活性化に貢献できる事業を行っている【資料 A-3-09】。

## ② 学生団体、部・サークル等による活動

本学の学生団体、部・サークル等は、「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」という本学の基本理念を踏まえ、赤穂市で開催されるさまざまな行事に参加する等、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいる。参加行事の一例は(表 A-3-3)のとおりである。特に、赤穂義士祭は学年暦に行事日として位置付ける等、学友会運営委員会の構成員が赤穂義士祭奉賛会の企画委員会に参画し、同祭の企画段階から関わっている。

表 A-3-3 学生が参画する赤穂市の主な行事

| 開催月  | 行事                |
|------|-------------------|
| 4 月  | 春の義士祭（大石神社）       |
| 7 月  | 赤穂元禄ゆかたまつり        |
| 10 月 | 国指定重要無形文化財「坂越の船祭」 |
| 12 月 | 赤穂義士祭             |

また、サークル「すまいる at home」は、赤穂市産業振興部農林水産課と連携し、毎月、赤穂市坂越で開催される「赤穂軽トラ朝市」の支援活動や地域住民とのレクリエーションを企画・実施している【資料 A-3-10】。

以上のように、本学では、学生による社会連携・地域貢献活動が活発に行われている。

### (3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

「福祉」「教育」「看護」の教育内容をもとに、地域との連携活動を幅広く展開している。今後も、地域社会のニーズや有効性を吟味・精査し、積極的な事業展開を行っていく。

### 【基準 A の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「啓発交流事業の地域への提供」として実施されている取り組みのうち、特に、子ども支援セミナー・中学生体験プログラム・夏休み宿題教室等は、定例行事化しており、毎年度、成果をあげている。また、夏休み宿題教室は、本学教員が監督者として関わりつつ、本学学生及び近隣の高校・中学校の生徒が学習支援ボランティアとして加わり、小学生の宿題をサポートする形態が確立している。現在では、地域の小学生が毎年楽しみにしているプログラムとなっている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

1) アルバイトを積極的に行わなければ生活が困難な学生が増える中、無償でボランティアに参加する学生を募ることは難しくなっており、参加学生に対する「報酬」のあり方について検討することが課題である。

2) 地域貢献活動は入試広報活動とリンクする点も多く、この両活動の連携・協力の在り方を検討することが課題である。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域貢献活動については、入試広報課との協議を行い、連携・協力のあり方についても検討していく。

## V. 法令等の遵守状況一覧

### 学校教育法

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                  | 該当<br>基準項目        |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 83 条    | ○        | 学則第 1 条に定めている。                                                           | 1-1               |
| 第 83 条の 2 | —        | 該当なし（専門職大学を設置していない）                                                      | 1-1               |
| 第 85 条    | ○        | 寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号及び学則第 3 条に定めている。                                      | 1-1               |
| 第 87 条    | ○        | 学則第 12 条に定めている。                                                          | 4-1               |
| 第 88 条    | —        | 該当なし（修業年限の通算については導入していない）                                                | 4-1               |
| 第 88 条の 2 | —        | 該当なし（専門職大学は設置していない）                                                      | 4-1               |
| 第 89 条    | —        | 該当なし（早期卒業を認めていない）                                                        | 4-1               |
| 第 90 条    | ○        | 学則第 15 条及び関西福祉大学入学資格に関する規程に定めている。                                        | 3-1               |
| 第 92 条    | ○        | 学則第 7 条及び大学院学則第 8 条に基づき、学長、学部長、研究科長、教授、准教授、講師、事務職員等を置くとともに、所定の職務に従事している。 | 4-2<br>5-1<br>5-2 |
| 第 93 条    | ○        | 学則第 8 条及び関西福祉大学教授会規則に定めている。                                              | 5-1               |
| 第 104 条   | ○        | 学則第 41 条に基づき、大学卒業者に所定の学位を授与している。                                         | 4-1               |
| 第 105 条   | —        | 該当なし（履修証明プログラムを設けていない）                                                   | 4-1               |
| 第 108 条   | —        | 該当なし（短期大学を設置していない）                                                       | 3-1               |
| 第 109 条   | ○        | 学則第 2 条及び関西福祉大学自己点検・評価に関する規程に基づき自ら点検及び評価を行い、その結果を本学ホームページ上で公表している。       | 2-2               |
| 第 113 条   | ○        | 教育研究活動の状況は、本学ホームページ上で公表している。                                             |                   |
| 第 114 条   | ○        | 学則第 7 条第 1 項及び関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程に定めている。                               | 5-1<br>5-3        |
| 第 122 条   | ○        | 令和 5 年 4 月に募集を停止している。                                                    | 3-1               |
| 第 132 条   | ○        | 令和 5 年 4 月に募集を停止している。                                                    | 3-1               |

### 学校教育法施行規則

|                 | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                           | 該当<br>基準項目 |
|-----------------|----------|---------------------------------------------------|------------|
| 第 4 条           | ○        | 学則に学校教育法施行規則第 4 条（第 1 項第 9 号は除く）が定める事項について明示している。 | 4-1<br>4-2 |
| 第 24 条          | —        | 学校教育法で定める学齢児童は在籍していない。ただし学籍、成績等は適正に管理している。        | 4-2        |
| 第 26 条<br>第 5 項 | ○        | 学則第 45 条に定めている。                                   | 5-1        |

関西福祉大学

|            |   |                                                                                                                        |                                 |
|------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 第 28 条     | ○ | 備えるべき表簿については、各管轄部署において作成し、保管している。                                                                                      | 4-2                             |
| 第 143 条    | — | 該当なし（代議員会、専門委員会等は設置していない）                                                                                              | 4-1                             |
| 第 146 条    | — | 該当なし（修業年限の通算については導入していない）                                                                                              | 4-1                             |
| 第 147 条    | — | 該当なし（早期卒業を認めていない）                                                                                                      | 4-1                             |
| 第 148 条    | — | 該当なし（修業年限が 4 年を超える学部は設置していない）                                                                                          | 4-1                             |
| 第 149 条    | — | 該当なし（早期卒業を認めていない）                                                                                                      | 4-1                             |
| 第 150 条    | ○ | 学則第 15 条及び関西福祉大学入学資格に関する規程第 2 条第 3 項に定めている。                                                                            | 3-1                             |
| 第 151 条    | — | 該当なし（飛び入学制度を設けていない）                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 152 条    | — | 該当なし（飛び入学制度を設けていない）                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 153 条    | — | 該当なし（飛び入学制度を設けていない）                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 154 条    | — | 該当なし（飛び入学制度を設けていない）                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 161 条    | ○ | 令和 5 年 4 月に募集を停止している。                                                                                                  | 3-1                             |
| 第 162 条    | — | 該当なし（外国の大学等に在学した者の転学受け入れをしていない）                                                                                        | 3-1                             |
| 第 163 条    | ○ | 学年の始期及び終期は学則第 9 条で定めている。入学時期は学則第 14 条で学年の始めとしているが、再入学及び編入学については、学期の始めとすることができると定めている。卒業は学則第 40 条に定めるとおりであり、前期卒業を認めている。 | 4-2                             |
| 第 163 条の 2 | — | 該当なし（履修証明プログラムを設けていない）                                                                                                 | 4-1                             |
| 第 164 条    | — | 該当なし（履修証明プログラムを設けていない）                                                                                                 | 4-1                             |
| 第 165 条の 2 | ○ | 学則第 3 条第 4 項及び関西福祉大学教育方針に関する規程に定めており、本学ホームページ上で公表している。                                                                 | 1-1<br>2-3<br>3-1<br>4-1<br>4-2 |
| 第 166 条    | ○ | 学則第 2 条及び関西福祉大学自己点検・評価に関する規程に定めている。                                                                                    | 2-2                             |
| 第 172 条の 2 | ○ | 本学ホームページ上で公表している。                                                                                                      | 1-1<br>3-1<br>4-1<br>4-2<br>6-1 |
| 第 173 条    | ○ | 学則第 41 条に基づき、課程を修了した者に学位記を授与している。                                                                                      | 4-1                             |
| 第 178 条    | ○ | 令和 5 年 4 月に募集を停止している。                                                                                                  | 3-1                             |
| 第 186 条    | ○ | 令和 5 年 4 月に募集を停止している。                                                                                                  | 3-1                             |

大学設置基準

|                     | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                                                                                       | 該当<br>基準項目                                    |
|---------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 条               | ○        | 大学設置基準を遵守し、水準の向上に努めている。                                                                                                                                                                       | 2-2<br>2-3                                    |
| 第 2 条               | ○        | 学則第 1 条に定めている。                                                                                                                                                                                | 1-1                                           |
| 第 2 条の 2            | ○        | 学則第 16 条、第 17 条及び関西福祉大学入試センター規程に基づき、適正に実施している。                                                                                                                                                | 3-1                                           |
| 第 3 条               | ○        | 教育研究実施組織及び教員数は、教育研究上適当な規模内容を有している。                                                                                                                                                            | 1-1                                           |
| 第 4 条               | ○        | 寄附行為第 4 条及び学則第 3 条に定めている。                                                                                                                                                                     | 1-1                                           |
| 第 5 条               | —        | 該当なし（学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設置していない）                                                                                                                                                      | 1-1                                           |
| 第 6 条               | —        | 該当なし（学部以外の基本組織を有していない）                                                                                                                                                                        | 1-1<br>4-2<br>5-2                             |
| 第 7 条               | ○        | 本条及び学則等関連規程を遵守した教育研究実施組織となっており、各種の会議及び委員会において教員と職員が構成員として参画し、教職協働の連携体制を構築しつつ、責任の所在を明確にしている。また関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程を設け、大学運営に関し必要な職員を各室課に配置している。なお、教育研究水準の維持・向上のため、教員の構成については年齢層の偏りがないよう配慮している。 | 3-2<br>3-3<br>3-4<br>4-2<br>5-1<br>5-2<br>5-3 |
| 第 8 条               | ○        | 科目担当者は適切に配置している。                                                                                                                                                                              | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 9 条               | —        | 該当なし（授業を担当しない教員は置いていない）                                                                                                                                                                       | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 10 条<br>(旧第 13 条) | ○        | 適切に配置している。                                                                                                                                                                                    | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 11 条              | ○        | 教員及び事務職員に対して必要な知識及び技能の研修を実施している。また FD 委員会を中心に、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修や研究の機会を設けている。                                                                                           | 4-2<br>4-3<br>5-3                             |
| 第 12 条              | ○        | 適格者である。                                                                                                                                                                                       | 5-1                                           |
| 第 13 条              | ○        | 関西福祉大学教員選考規則第 3 条に定めている。                                                                                                                                                                      | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 14 条              | ○        | 関西福祉大学教員選考規則第 4 条に定めている。                                                                                                                                                                      | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 15 条              | ○        | 関西福祉大学教員選考規則第 5 条に定めている。                                                                                                                                                                      | 4-2                                           |

関西福祉大学

|           |   |                                                                                                                                                                                                      |            |
|-----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|           |   |                                                                                                                                                                                                      | 5-2        |
| 第 16 条    | ○ | 関西福祉大学教員選考規則第 6 条に定めている。                                                                                                                                                                             | 4-2<br>5-2 |
| 第 17 条    | ○ | 関西福祉大学教員選考規則第 7 条に定めている。                                                                                                                                                                             | 4-2<br>5-2 |
| 第 18 条    | ○ | 学則第 3 条第 2 項に定めている。                                                                                                                                                                                  | 3-1        |
| 第 19 条    | ○ | 各学科がそれぞれのカリキュラム・ポリシーに合致した教育課程を編成している。                                                                                                                                                                | 4-2        |
| 第 19 条の 2 | — | 該当なし（連携開設科目を開設していない）                                                                                                                                                                                 | 4-2        |
| 第 20 条    | ○ | 学則第 20 条及び第 21 条に定めている。                                                                                                                                                                              | 4-2        |
| 第 21 条    | ○ | 学則第 22 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-1        |
| 第 22 条    | ○ | 学則第 23 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-2        |
| 第 23 条    | ○ | 学則第 23 条第 2 項に定めている。                                                                                                                                                                                 | 4-2        |
| 第 24 条    | ○ | 本条を踏まえ、教育効果が十分に上がるよう適当な人数としている。                                                                                                                                                                      | 4-2        |
| 第 25 条    | ○ | 本条を踏まえ、学則第 22 条に定められた通り教育課程を編成している。第 2 項については状況に応じて、オンデマンド授業を展開している。第 3 項は外国において履修することを認める規定がないため該当なし。第 4 項は校舎及び附属施設以外（学校・病院・福祉施設・保育所等各種施設）にて臨地実習を、また各学科の演習等では地域の企業・福祉施設・病院・学校等にてインターンシップ等の活動を行っている。 | 3-2<br>4-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | カリキュラム表及びシラバスを学生に公開し、学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準を学生ハンドブックにて公開し、適切に評価・認定している。                                                                                                                                | 4-1        |
| 第 26 条    | — | 該当なし（昼夜開講なし）                                                                                                                                                                                         | 4-2        |
| 第 27 条    | ○ | 学則第 24 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-1        |
| 第 27 条の 2 | ○ | 関西福祉大学社会福祉学部履修規程、関西福祉大学教育学部履修規程、関西福祉大学看護学部履修規程に各学部の履修上限単位数を定めている。第 2 項に相当する事項について定める規定がないため該当なし。                                                                                                     | 4-2        |
| 第 27 条の 3 | — | 該当なし（連携開設科目を開設していない）                                                                                                                                                                                 | 4-1        |
| 第 28 条    | ○ | 学則第 30 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-1        |
| 第 29 条    | ○ | 学則第 31 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-1        |
| 第 30 条    | ○ | 学則第 32 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-1        |
| 第 30 条の 2 | — | 該当なし（学部生の長期履修制度を設けていない）                                                                                                                                                                              | 4-2        |
| 第 31 条    | ○ | 学則第 47 条に定めている。                                                                                                                                                                                      | 4-1<br>4-2 |
| 第 32 条    | ○ | 学則第 40 条に定めている。第 2～5 項は、本学で医学又は歯学、                                                                                                                                                                   | 4-1        |

関西福祉大学

|            |   |                                                       |            |
|------------|---|-------------------------------------------------------|------------|
|            |   | 薬学、獣医学に関する学科を設置していないため該当なし。                           |            |
| 第 33 条     | — | 該当なし                                                  | 4-1        |
| 第 34 条     | ○ | 教育にふさわしい環境を有し、学生が交流や休息その他に利用するのに適切な環境を整えている。          | 3-5        |
| 第 35 条     | ○ | 校地内に運動場 1 カ所、体育館 2 棟、室内練習場 1 カ所、トレーニングルーム 1 カ所を有している。 | 3-5        |
| 第 36 条     | ○ | 校舎等施設は基準通り備えている。                                      | 3-5        |
| 第 37 条     | ○ | 校地面積は基準を満たしている。                                       | 3-5        |
| 第 37 条の 2  | ○ | 校舎面積は基準を満たしている。                                       | 3-5        |
| 第 38 条     | ○ | 教育研究上必要な資料及び図書館については適正に備えている。                         | 3-5        |
| 第 39 条     | — | 該当なし(本学は第 39 条の学部または学科の設置はない)                         | 3-5        |
| 第 39 条の 2  | — | 該当なし(薬学に関する学部または学科を設置していない)                           | 3-5        |
| 第 40 条     | ○ | 必要な機械、器具及び標本を備えている。                                   | 3-5        |
| 第 40 条の 2  | — | 該当なし(二以上の校地において教育研究を行っていない)                           | 3-5        |
| 第 40 条の 3  | ○ | 教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備を行っている。                | 3-5<br>5-4 |
| 第 40 条の 4  | ○ | 大学、学部及び学科の名称は適当であり教育研究上の目的にふさわしいものとしている。              | 1-1        |
| 第 41 条     | — | 該当なし(学部等連携課程実施基本組織を設置していない)                           | 4-2        |
| 第 42 条     | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 1-1        |
| 第 42 条の 2  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 3-1        |
| 第 42 条の 3  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 5-2 、      |
| 第 42 条の 4  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 4-2        |
| 第 42 条の 5  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 4-2<br>5-1 |
| 第 42 条の 6  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 4-2        |
| 第 42 条の 7  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 4-2        |
| 第 42 条の 8  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 4-1        |
| 第 42 条の 9  | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 4-1        |
| 第 42 条の 10 | — | 該当なし(専門職学科を設置していない)                                   | 3-5        |
| 第 43 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 4-2        |
| 第 44 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 4-1        |
| 第 45 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 4-1        |
| 第 46 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 4-2<br>5-2 |
| 第 47 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 3-5        |
| 第 48 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 3-5        |
| 第 49 条     | — | 該当なし(共同教育課程を設置していない)                                  | 3-5        |
| 第 49 条の 2  | — | 該当なし(工学分野の連続性に配慮した教育課程を設置していな                         | 4-2        |

関西福祉大学

|           |   |                                 |                   |
|-----------|---|---------------------------------|-------------------|
|           |   | い)                              |                   |
| 第 49 条の 3 | — | 該当なし(工学分野の連続性に配慮した教育課程を設置していない) | 5-2               |
| 第 49 条の 4 | — | 該当なし(工学分野の連続性に配慮した教育課程を設置していない) | 5-2               |
| 第 58 条    | — | 該当なし(外国に組織を設けていない)              | 1-1               |
| 第 59 条    | — | 該当なし(本学は学部を置くことなく大学院を置く大学ではない)  | 3-5               |
| 第 61 条    | — | 該当なし(本条に該当する段階的整備の予定はない)        | 3-5<br>4-2<br>5-2 |

専門職大学設置基準 該当なし

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目        |
|--------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条  |          |         | 2-2<br>2-3        |
| 第 2 条  |          |         | 1-1               |
| 第 3 条  |          |         | 3-1               |
| 第 4 条  |          |         | 1-1               |
| 第 5 条  |          |         | 1-1               |
| 第 6 条  |          |         | 1-1               |
| 第 7 条  |          |         | 1-1<br>4-2<br>5-2 |
| 第 8 条  |          |         | 3-1               |
| 第 9 条  |          |         | 4-2               |
| 第 10 条 |          |         | 4-2<br>5-1        |
| 第 11 条 |          |         | 4-2               |
| 第 12 条 |          |         | 4-2               |
| 第 13 条 |          |         | 4-2               |
| 第 14 条 |          |         | 4-1               |
| 第 15 条 |          |         | 4-2               |
| 第 16 条 |          |         | 4-2               |
| 第 17 条 |          |         | 4-2               |
| 第 18 条 |          |         | 3-2<br>4-2        |
| 第 19 条 |          |         | 4-1               |
| 第 20 条 |          |         | 4-2               |

|        |  |  |                                               |
|--------|--|--|-----------------------------------------------|
| 第 21 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 22 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 23 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 24 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 25 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 26 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 27 条 |  |  | 4-2                                           |
| 第 28 条 |  |  | 4-1<br>4-2                                    |
| 第 29 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 30 条 |  |  | 4-1                                           |
| 第 31 条 |  |  | 3-2<br>3-3<br>3-4<br>4-2<br>5-1<br>5-2<br>5-3 |
| 第 32 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 33 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 34 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 35 条 |  |  | 5-2                                           |
| 第 36 条 |  |  | 4-2<br>4-3<br>5-3                             |
| 第 37 条 |  |  | 5-1                                           |
| 第 38 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 39 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 40 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 41 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |
| 第 42 条 |  |  | 4-2<br>5-2                                    |

関西福祉大学

|        |  |  |                   |
|--------|--|--|-------------------|
| 第 43 条 |  |  | 3-5               |
| 第 44 条 |  |  | 3-5               |
| 第 45 条 |  |  | 3-5               |
| 第 46 条 |  |  | 3-5               |
| 第 47 条 |  |  | 3-5               |
| 第 48 条 |  |  | 3-5               |
| 第 49 条 |  |  | 3-5               |
| 第 50 条 |  |  | 3-5               |
| 第 51 条 |  |  | 3-5               |
| 第 52 条 |  |  | 3-5               |
| 第 53 条 |  |  | 3-5<br>5-4        |
| 第 54 条 |  |  | 1-1               |
| 第 55 条 |  |  | 4-2               |
| 第 56 条 |  |  | 4-1               |
| 第 57 条 |  |  | 4-1               |
| 第 58 条 |  |  | 4-2<br>5-2        |
| 第 59 条 |  |  | 3-5               |
| 第 60 条 |  |  | 3-5               |
| 第 61 条 |  |  | 3-5               |
| 第 77 条 |  |  | 1-1               |
| 第 78 条 |  |  | 3-5<br>4-2<br>5-2 |

学位規則

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                           | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 2 条     | ○        | 学士の学位授与の要件については、学則第 40 条及び第 41 条に規定し、適正に授与している。                                   | 4-1        |
| 第 2 条の 3  | —        | 該当なし（専門職大学は設置していない）                                                               | 4-1        |
| 第 10 条    | ○        | 学則第 41 条に基づき、適切な専攻分野の名称を付記し授与している。                                                | 4-1        |
| 第 10 条の 2 | —        | 該当なし（共同教育課程を設置していない）                                                              | 4-1        |
| 第 13 条    | ○        | 論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項については、各学部が定める履修規程に基づき、また授業科目ごとにシラバスに明記し、適正に運用している。 | 4-1        |

私立学校法

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                    | 該当<br>基準項目               |
|---------|----------|--------------------------------------------|--------------------------|
| 第 20 条  | ○        | 法令に基づき、理事・監事・評議員・職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。 | 6-1                      |
| 第 27 条  | ○        | 寄附行為第 68 条に定めている。                          | 6-1                      |
| 第 29 条  | ○        | 寄附行為第 6 条に定めている。                           | 6-2                      |
| 第 30 条  | ○        | 寄附行為第 7 条に定めている。                           | 6-2                      |
| 第 31 条  | ○        | 寄附行為第 8 条に定めている。                           | 6-2                      |
| 第 36 条  | ○        | 寄附行為第 13 条に定めている。                          | 2-1<br>2-3<br>6-1<br>6-2 |
| 第 37 条  | ○        | 寄附行為第 14 条に定めている。                          | 6-1<br>6-2               |
| 第 39 条  | ○        | 寄附行為第 16 条に定めている。                          | 6-1<br>6-2<br>6-3        |
| 第 43 条  | ○        | 寄附行為第 21 条に定めている。                          | 6-2                      |
| 第 45 条  | ○        | 寄附行為第 22 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 46 条  | ○        | 寄附行為第 23 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 52 条  | ○        | 寄附行為第 28 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 54 条  | ○        | 寄附行為第 30 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 55 条  | ○        | 寄附行為第 28 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 56 条  | ○        | 寄附行為第 28 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 61 条  | ○        | 寄附行為第 32 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 62 条  | ○        | 寄附行為第 33 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 66 条  | ○        | 寄附行為第 37 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 78 条  | ○        | 寄附行為第 47 条に定めている。                          | 6-3                      |
| 第 80 条  | ○        | 寄附行為第 49 条に定めている。                          | 6-3<br>6-5               |
| 第 86 条  | ○        | 寄附行為第 54 条に定めている。                          | 6-5                      |
| 第 99 条  | ○        | 寄附行為第 56 条に定めている。                          | 1-1<br>2-3<br>6-4        |
| 第 100 条 | ○        | 寄附行為第 57 条に定めている。                          | 6-2<br>6-3               |
| 第 103 条 | ○        | 寄附行為第 67 条に定めている。                          | 6-1<br>6-2               |

関西福祉大学

|         |   |                          |                                 |
|---------|---|--------------------------|---------------------------------|
|         |   |                          | 6-3<br>6-4<br>6-5               |
| 第 104 条 | ○ | 寄附行為第 67 条に定めている。        | 6-2<br>6-5                      |
| 第 105 条 | ○ | 寄附行為第 67 条に定めている。        | 6-3                             |
| 第 106 条 | ○ | 寄附行為第 68 条に定めている。        | 6-1                             |
| 第 107 条 | ○ | 寄附行為第 68 条に定めている。        | 6-1                             |
| 第 108 条 | ○ | 寄附行為第 70 条に定めている。        | 6-1                             |
| 第 144 条 | ○ | 寄附行為第 5 条に定めている。         | 6-5                             |
| 第 145 条 | ○ | 寄附行為第 29 条に定めている。        | 6-3                             |
| 第 146 条 | ○ | 寄附行為第 8 条及び第 16 条に定めている。 | 6-2                             |
| 第 148 条 | ○ | 寄附行為第 56 条に定めている。        | 1-1<br>2-1<br>2-3<br>6-1<br>6-4 |
| 第 151 条 | ○ | 寄附行為第 74 条に定めている。        | 6-1                             |

学校教育法（大学院関係）

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|-----------------------------------------|------------|
| 第 99 条  | ○        | 大学院学則第 1 条に定めている。                       | 1-1        |
| 第 100 条 | ○        | 大学院学則第 4 条に定めている。                       | 1-1        |
| 第 102 条 | ○        | 大学院学則第 21 条及び関西福祉大学大学院入学資格に関する規程に定めている。 | 3-1        |

学校教育法施行規則（大学院関係）

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|-----------------------------------------|------------|
| 第 155 条 | ○        | 大学院学則第 21 条及び関西福祉大学大学院入学資格に関する規程に定めている。 | 3-1        |
| 第 156 条 | ○        | 大学院学則第 21 条及び関西福祉大学大学院入学資格に関する規程に定めている。 | 3-1        |
| 第 157 条 | —        | 該当なし(大学からの飛び入学制度を設けていない)                | 3-1        |
| 第 158 条 | —        | 該当なし(大学からの飛び入学制度を設けていない)                | 3-1        |
| 第 159 条 | —        | 該当なし(大学からの飛び入学制度を設けていない)                | 3-1        |
| 第 160 条 | —        | 該当なし(大学からの飛び入学制度を設けていない)                | 3-1        |

関西福祉大学

大学院設置基準

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                                                                                                | 該当<br>基準項目                                    |
|-------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第1条   | ○        | 大学院設置基準を遵守し、水準の向上に努めている。                                                                                                                                                                               | 2-2<br>2-3                                    |
| 第1条の2 | ○        | 大学院学則第1条に定めている。                                                                                                                                                                                        | 1-1                                           |
| 第1条の3 | ○        | 大学院学則第23条に基づき、適正に実施している。                                                                                                                                                                               | 3-1                                           |
| 第2条   | ○        | 大学院学則第3条に定めている。                                                                                                                                                                                        | 1-1                                           |
| 第2条の2 | —        | 該当なし(専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない)                                                                                                                                                                      | 1-1                                           |
| 第3条   | ○        | 大学院学則第5条に目的を、第6条に標準修業年限について定めている。                                                                                                                                                                      | 1-1                                           |
| 第4条   | ○        | 大学院学則第5条に目的を、第6条に標準修業年限について定めている。                                                                                                                                                                      | 1-1                                           |
| 第5条   | ○        | 大学院学則第4条第1項に定めている。                                                                                                                                                                                     | 1-1                                           |
| 第6条   | ○        | 大学院学則第4条第2項に定めている。                                                                                                                                                                                     | 1-1                                           |
| 第7条   | ○        | 本学の研究科は、社会福祉学部・看護学部・教育学部と適切な連携を図る等の措置により、目的にふさわしいものとなるよう配慮している。                                                                                                                                        | 1-1                                           |
| 第7条の2 | —        | 該当なし(複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない)                                                                                                                                                                     | 1-1<br>4-2<br>5-2                             |
| 第7条の3 | —        | 該当なし(研究科以外の基本組織を設置していない)                                                                                                                                                                               | 1-1<br>4-2<br>5-2                             |
| 第8条   | ○        | 本条及び学則等関連規定を遵守した教育研究実施組織となっており、各種の会議及び委員会において教員と職員が構成員として参画し、教職協働の連携体制をしつつ、責任の所在を明確にしている。また、事務局組織及び運営に関する規程を設け、大学運営に関し必要な職員を各室課に配置している。なお、教育研究上支障の生じない範囲において学部の教員が研究科の教員を兼ねており、年齢構成についても偏りが無いよう配慮している。 | 3-2<br>3-3<br>3-4<br>4-2<br>5-1<br>5-2<br>5-3 |
| 第9条   | ○        | 関西福祉大学教員選考規則、関西福祉大学教員選考手続に関する内規、教員の採用及び昇任選考に関する申し合わせ及び研究科ごとの研究科担当教員資格基準内規に定め、必要な審査基準に基づき資格審査を行い、教員を配置している。                                                                                             | 4-2<br>5-2                                    |
| 第9条の3 | ○        | 教員及び事務職員に対して必要な知識及び技能の研修を実施している。また各研究科委員会を中心に、大学院生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修                                                                                                               | 4-2<br>4-3<br>5-3                             |

関西福祉大学

|           |   |                                                                                                                                                                                                                                                   |                          |
|-----------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|           |   | や研究の機会を設けている。                                                                                                                                                                                                                                     |                          |
| 第 10 条    | ○ | 大学院学則第 4 条第 2 項に定めている。                                                                                                                                                                                                                            | 3-1                      |
| 第 11 条    | ○ | 大学院学則第 10 条及び第 11 条に定めるとともに、各研究科がそれぞれのカリキュラム・ポリシーに合致した教育課程を編成している。                                                                                                                                                                                | 4-2                      |
| 第 12 条    | ○ | 大学院学則第 10 条及び第 11 条に定めるとともに、院生ハンドブック「Ⅱ 授業科目の履修と研究指導」にて明示し、適正に実施している。                                                                                                                                                                              | 3-2<br>4-2               |
| 第 13 条    | ○ | 大学院学則第 12 条及び第 15 条、また各研究科の研究科担当教員資格基準内規に定められた基準を満たした教員により研究指導を実施している。                                                                                                                                                                            | 3-2<br>4-2               |
| 第 14 条    | ○ | 大学院学則第 10 条に定め、社会人学生等に配慮するため昼夜開講を実施している。                                                                                                                                                                                                          | 4-2                      |
| 第 14 条の 2 | ○ | 授業及び研究指導の方法、内容や計画については、科目ごとにシラバスを作成し明示しており、年間計画等はオリエンテーションや院生ハンドブックで明示している。また、学修の成果、学位論文に係る評価、修了認定については、関西福祉大学大学院試験及び成績評価に関する規程、研究科・課程ごとの学位論文審査基準及び関西福祉大学大学院学位授与規程により適正に運用している。                                                                   | 4-1                      |
| 第 15 条    | ○ | 大学院の連携開設科目は設置していないため、連携開設科目に係る単位の認定も含め該当なし。各授業科目の単位は大学院学則第 11 条に定め、授業日数、授業期間は学則（学部）の規定を準用している。授業の方法及び単位の授与は大学院学則第 10 条及び第 14 条に、他の大学院における授業科目の履修は大学院学則第 16 条に、入学前の既修得単位の認定は大学院学則第 17 条に、長期にわたる教育課程の履修は大学院学則第 6 条第 3 項に、科目等履修生等は大学院学則第 32 条に定めている。 | 3-2<br>3-5<br>4-1<br>4-2 |
| 第 16 条    | ○ | 大学院学則第 18 条第 1 項に定めている。                                                                                                                                                                                                                           | 4-1                      |
| 第 17 条    | ○ | 大学院学則第 18 条第 2 項に定めている。                                                                                                                                                                                                                           | 4-1                      |
| 第 19 条    | ○ | 大学院院生室を確保し、使用要領を院生ハンドブックに明記している。                                                                                                                                                                                                                  | 3-5                      |
| 第 20 条    | ○ | 必要な機械及び情報施設等を備えている。                                                                                                                                                                                                                               | 3-5                      |
| 第 21 条    | ○ | 教育研究上必要な資料を、系統的に備えている。                                                                                                                                                                                                                            | 3-5                      |
| 第 22 条    | ○ | 講義室、図書館等を学部と共有している。                                                                                                                                                                                                                               | 3-5                      |
| 第 22 条の 2 | — | 該当なし(二以上の校地において教育研究を行っていない)                                                                                                                                                                                                                       | 3-5                      |
| 第 22 条の 3 | ○ | 毎年、大学院及び各研究科の教育研究上の目的を達成するための必要経費を予算化している。                                                                                                                                                                                                        | 3-5<br>5-4               |
| 第 22 条の 4 | ○ | 大学院学則第 5 条に定めている通り、適当かつ教育研究上の目的にふさわしいものとしている。                                                                                                                                                                                                     | 1-1                      |

関西福祉大学

|           |   |                                                                              |                   |
|-----------|---|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 23 条    | — | 該当なし(独立大学院は設置していない)                                                          | 1-1               |
| 第 24 条    | — | 該当なし(独立大学院は設置していない)                                                          | 3-5               |
| 第 25 条    | — | 該当なし(通信教育を行う課程を置く大学院は設置していない)                                                | 4-2               |
| 第 26 条    | — | 該当なし(通信教育を行う課程を置く大学院は設置していない)                                                | 4-2               |
| 第 27 条    | — | 該当なし(通信教育を行う課程を置く大学院は設置していない)                                                | 4-2<br>5-2        |
| 第 28 条    | — | 該当なし(通信教育を行う課程を置く大学院は設置していない)                                                | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 29 条    | — | 該当なし(通信教育を行う課程を置く大学院は設置していない)                                                | 3-5               |
| 第 30 条    | — | 該当なし(通信教育を行う課程を置く大学院は設置していない)                                                | 3-2<br>4-2        |
| 第 30 条の 2 | — | 該当なし(研究科等連係課程実施基本組織を設置していない)                                                 | 4-2               |
| 第 31 条    | — | 該当なし(共同教育課程を置く大学院は設置していない)                                                   | 4-2               |
| 第 32 条    | — | 該当なし(共同教育課程を置く大学院は設置していない)                                                   | 4-1               |
| 第 33 条    | — | 該当なし(共同教育課程を置く大学院は設置していない)                                                   | 4-1               |
| 第 34 条    | — | 該当なし(共同教育課程を置く大学院は設置していない)                                                   | 3-5               |
| 第 34 条の 2 | — | 該当なし(工学を専攻する研究科の教育課程を設置していない)                                                | 4-2               |
| 第 34 条の 3 | — | 該当なし(工学分野の連続性に配慮した教育課程を設置していない)                                              | 5-2               |
| 第 42 条    | ○ | 博士後期課程の学生が、修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めている。 | 3-3               |
| 第 43 条    | ○ | 経済的負担の軽減のための措置について、院生ハンドブック等で周知している。                                         | 3-4               |
| 第 45 条    | — | 該当なし(外国には組織を設けていない)                                                          | 1-1               |
| 第 46 条    | — | 該当なし(本条に該当する段階的整備の予定はない)                                                     | 3-5<br>5-2        |

専門職大学院設置基準 該当なし

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目        |
|-------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条 |          |         | 2-2<br>2-3        |
| 第 2 条 |          |         | 1-1               |
| 第 3 条 |          |         | 4-1               |
| 第 4 条 |          |         | 4-2<br>5-1<br>5-2 |

|          |  |  |                                 |
|----------|--|--|---------------------------------|
| 第 5 条    |  |  | 4-2<br>5-2                      |
| 第 5 条の 2 |  |  | 4-2<br>4-3<br>5-3               |
| 第 6 条    |  |  | 4-2                             |
| 第 6 条の 2 |  |  | 4-2<br>5-1                      |
| 第 6 条の 3 |  |  | 4-2                             |
| 第 7 条    |  |  | 4-2                             |
| 第 8 条    |  |  | 3-2<br>4-2                      |
| 第 9 条    |  |  | 3-2<br>4-2                      |
| 第 10 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 11 条   |  |  | 4-2                             |
| 第 12 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 13 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 14 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 15 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 16 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 17 条   |  |  | 1-1<br>3-2<br>3-5<br>4-2<br>5-2 |
| 第 18 条   |  |  | 1-1<br>4-1<br>4-2               |
| 第 19 条   |  |  | 3-1                             |
| 第 20 条   |  |  | 3-1                             |
| 第 21 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 22 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 23 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 24 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 25 条   |  |  | 4-1                             |
| 第 26 条   |  |  | 1-1<br>4-1<br>4-2               |

関西福祉大学

|        |  |  |            |
|--------|--|--|------------|
| 第 27 条 |  |  | 4-1        |
| 第 28 条 |  |  | 4-1        |
| 第 29 条 |  |  | 4-1        |
| 第 30 条 |  |  | 4-1        |
| 第 31 条 |  |  | 4-2        |
| 第 32 条 |  |  | 4-2        |
| 第 33 条 |  |  | 4-1        |
| 第 34 条 |  |  | 4-1        |
| 第 42 条 |  |  | 2-2<br>2-3 |

学位規則（大学院関係）

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                          | 該当<br>基準項目 |
|----------|----------|------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 3 条    | ○        | 大学院学則第 18 条第 1 項及び第 19 条、関西福祉大学大学院学位授与規程第 3 条第 1 項に定め、適正に授与している。 | 4-1        |
| 第 4 条    | ○        | 大学院学則第 18 条第 2 項及び第 19 条、関西福祉大学大学院学位授与規程第 3 条第 2 項に定め、適正に授与している。 | 4-1        |
| 第 5 条    | ○        | 関西福祉大学大学院学位授与規程第 8 条第 2 項に定め、適正に運用している。                          | 4-1        |
| 第 5 条の 3 | —        | 該当なし（専門職学位を授与していない）                                              | 4-1        |
| 第 12 条   | ○        | 関西福祉大学大学院学位授与規程第 15 条に定めている。                                     | 4-1        |

大学通信教育設置基準 該当なし

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第 1 条  |          |         | 2-2<br>2-3 |
| 第 2 条  |          |         | 4-2        |
| 第 3 条  |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第 4 条  |          |         | 4-2        |
| 第 5 条  |          |         | 4-1        |
| 第 6 条  |          |         | 4-1        |
| 第 7 条  |          |         | 4-1        |
| 第 8 条  |          |         | 4-2<br>5-2 |
| 第 9 条  |          |         | 3-5        |
| 第 10 条 |          |         | 3-5        |

|        |  |  |            |
|--------|--|--|------------|
| 第 11 条 |  |  | 3・2<br>4・2 |
| 第 13 条 |  |  | 2・2<br>2・3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VI. エビデンス集一覧

### 基準 1. 使命・目的

| 基準項目                                 |                                                                                                    |    |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                                  | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                     | 備考 |
| <b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>       |                                                                                                    |    |
| 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL |                                                                                                    |    |
| 【1-1-01】                             | <a href="https://www.kusw.ac.jp/public">https://www.kusw.ac.jp/public</a><br>関西福祉大学ホームページ（教育情報の公表） |    |
| 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則           |                                                                                                    |    |
| 【1-1-02】                             | 関西福祉大学会議組織規則                                                                                       |    |
| 【1-1-03】                             | 関西福祉大学教授会規則                                                                                        |    |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料               |                                                                                                    |    |
| 【1-1-a】                              | 2026 学生ハンドブック (pp. 2-3)                                                                            |    |
| 【1-1-b】                              | 2026 院生ハンドブック (pp. 1-2)                                                                            |    |
| 【1-1-c】                              | 「リベラルアーツと SDGs」パンフレット                                                                              |    |
| 【1-1-d】                              | 学校法人関西金光学園第 6 期中期経営計画書（令和 7 年度～令和 11 年度）                                                           |    |
| 【1-1-e】                              | 関西福祉大学教育方針に関する規程                                                                                   |    |
| 【1-1-f】                              | 関西福祉大学会議組織規則施行細則                                                                                   |    |
| 【1-1-g】                              | 関西福祉大学学則                                                                                           |    |
| 【1-1-h】                              | 関西福祉大学大学院学則                                                                                        |    |

### 基準 2. 内部質保証

| 基準項目                         |                          |    |
|------------------------------|--------------------------|----|
| コード                          | 該当する資料名及び該当ページ           | 備考 |
| <b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>       |                          |    |
| 内部質保証に関する全学的な方針              |                          |    |
| 【2-1-01】                     | 関西福祉大学 内部質保証に関する方針       |    |
| 内部質保証のための組織図                 |                          |    |
| 【2-1-02】                     | 関西福祉大学 内部質保証に関する方針       |    |
| 内部質保証に責任を持つ会議体の規則            |                          |    |
| 【2-1-03】                     | 関西福祉大学会議組織規則             |    |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料       |                          |    |
| 【2-1-a】                      | 関西福祉大学学則                 |    |
| 【2-1-b】                      | 関西福祉大学大学院学則              |    |
| 【2-1-c】                      | 関西福祉大学自己点検・評価に関する規程      |    |
| <b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b> |                          |    |
| 自己点検・評価に関する規則                |                          |    |
| 【2-2-01】                     | 関西福祉大学自己点検・評価に関する規程      |    |
| 直近の自己点検・評価の報告書               |                          |    |
| 【2-2-02】                     | 令和 5(2023)年度自己点検評価書      |    |
| 自己点検・評価を担当する会議体の議事録          |                          |    |
| 【2-2-03】                     | 自己点検委員会の議事要旨             |    |
| 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書    |                          |    |
| 【2-2-04】                     | 令和 6(2024)年度第 1 回教授会議事要旨 |    |
| IR などを検討する会議体の規則             |                          |    |
| 【2-2-05】                     | 関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程    |    |

|                                                         |                                                                                                                                             |  |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                                  |                                                                                                                                             |  |
| 【2-2-a】                                                 | 年間活動進捗状況報告                                                                                                                                  |  |
| 【2-2-b】                                                 | 年間活動報告書                                                                                                                                     |  |
| 【2-2-c】                                                 | 各種アンケート調査結果                                                                                                                                 |  |
| <b>2-3. 内部質保証の機能性</b>                                   |                                                                                                                                             |  |
| 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など            |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-01】                                                | 学生の意見をくみ上げるフロー図                                                                                                                             |  |
| 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則                             |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-02】                                                | 関西福祉大学会議組織規則施行細則（各会議分掌）                                                                                                                     |  |
| 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など         |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-03】                                                | 関西福祉大学学外関係者との意見交換及び運営改善に関する規程 別表 サイクル図                                                                                                      |  |
| 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則                          |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-04】                                                | 関西福祉大学学外関係者との意見交換及び運営改善に関する規程                                                                                                               |  |
| 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-05】                                                | 学長補佐会議の議事要旨                                                                                                                                 |  |
| 【2-3-06】                                                | 各学部会の議事要旨                                                                                                                                   |  |
| 【2-3-07】                                                | 各研究科委員会の議事要旨                                                                                                                                |  |
| 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録               |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-08】                                                | 学長補佐会議の議事要旨                                                                                                                                 |  |
| 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など                  |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-09】                                                | 関西福祉大学ホームページ<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/reorganize">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/reorganize</a> |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                                  |                                                                                                                                             |  |
| 【2-3-a】                                                 | 2026 学生ハンドブック (p. 130)                                                                                                                      |  |
| 【2-3-b】                                                 | 2026 学生ハンドブック (p. 151)                                                                                                                      |  |
| 【2-3-c】                                                 | 学生相談支援室からのお知らせ                                                                                                                              |  |
| 【2-3-d】                                                 | 令和 7(2025)年度学生相談件数一覧表                                                                                                                       |  |
| 【2-3-e】                                                 | 「意見箱『ボイス』」投稿・回答例                                                                                                                            |  |
| 【2-3-f】                                                 | 関西福祉大学アセスメント・ポリシー                                                                                                                           |  |
| 【2-3-g】                                                 | 関西福祉大学大学院アセスメント・ポリシー                                                                                                                        |  |
| 【2-3-h】                                                 | 関西福祉大学内部質保証に関する方針                                                                                                                           |  |
| 【2-3-i】                                                 | 各種アンケート調査結果                                                                                                                                 |  |
| 【2-3-j】                                                 | 関西福祉大学令和 7 年度事業計画                                                                                                                           |  |
| 【2-3-k】                                                 | 関西福祉大学令和 7 年度事業報告書                                                                                                                          |  |

### 基準 3. 学生

| 基準項目                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                    | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考 |
| <b>3-1. 学生の受入れ</b>     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |
| アドミッション・ポリシーを示す部分の URL |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |
| 【3-1-01】               | 関西福祉大学ホームページ(教育情報の公表) <a href="https://www.kusw.ac.jp/public">https://www.kusw.ac.jp/public</a><br>関西福祉大学ホームページ(社会福祉学部社会福祉学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/welfare/welfare_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/welfare/welfare_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学部児童教育学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/education/education_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/education/education_policy</a> |    |

# 関西福祉大学

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                              | <p>関西福祉大学ホームページ(教育学部保健教育学科)</p> <p><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/h-education/h-education_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/h-education/h-education_policy</a></p> <p>関西福祉大学ホームページ(看護学部看護学科)</p> <p><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/nursing/nursing_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/nursing/nursing_policy</a></p> <p>関西福祉大学ホームページ(社会福祉学研究科)</p> <p><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_welfare/g_welfareadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_welfare/g_welfareadmission</a></p> <p>関西福祉大学ホームページ(教育学研究科)</p> <p><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_education/g_educationadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_education/g_educationadmission</a></p> <p>関西福祉大学ホームページ(看護学研究科博士前期課程)</p> <p><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_nursing/g_nursingadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_nursing/g_nursingadmission</a></p> <p>関西福祉大学ホームページ(看護学研究科博士後期課程)</p> <p><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/d_nursing/d_admission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/d_nursing/d_admission</a></p> |  |
| アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-1-02】                     | 関西福祉大学会議組織規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 【3-1-03】                     | 関西福祉大学教授会規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-1-04】                     | 関西福祉大学会議組織規則施行細則（各会議分掌）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 【3-1-05】                     | 入試問題作成委員会、学びマッチングプロジェクト、特色選抜プロジェクト、その他入試委員長が必要とする会議規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-1-a】                      | 関西福祉大学学則（pp. 2-3）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 【3-1-b】                      | 関西福祉大学大学院学則（pp. 1-2）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【3-1-c】                      | 学生募集要項（p. 14）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 【3-1-d】                      | 社会福祉学研究科学生募集要項、教育学研究科学生募集要項、看護学研究科学生募集要項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 【3-1-e】                      | 関西福祉大学入試委員会規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 【3-1-f】                      | 入試委員会議事要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 【3-1-g】                      | 関西福祉大学入試センター規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 【3-1-h】                      | 関西福祉大学入試合否判定委員会規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 【3-1-i】                      | 関西福祉大学大学院 社会福祉学研究科入試合否判定委員会規程、教育学研究科入試合否判定委員会規程、看護学研究科入試合否判定委員会規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 【3-1-j】                      | 未来発見ガイドブック 大学案内 2026                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【3-1-k】                      | 社会福祉学研究科パンフレット、教育学研究科パンフレット、看護学研究科パンフレット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| <b>3-2. 学修支援</b>             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 学修支援に関する方針・計画                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-2-01】                     | 学習支援・キャリア支援・生活支援などの学生支援を総合的に展開して実効性あるものとするためのアカデミック・アドバイザーによる学生支援年間スケジュール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 学修支援に関する会議体の規則               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-2-02】                     | 関西福祉大学会議組織規則施行細則（各会議分掌）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| TA、SA などに関する規則               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-2-03】                     | 関西福祉大学大学院 ティーチング・アシスタント規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-2-04】                     | オフィスアワー資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 【3-2-05】                     | 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |

# 関西福祉大学

|                                       |                                           |  |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|--|
| 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 |                                           |  |
| 【3-2-06】                              | 関西福祉大学会議組織規則施行細則（各会議分掌）                   |  |
| 【3-2-07】                              | 関西福祉大学アカデミック・アドバイザー制度の運用に関する内規            |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                |                                           |  |
| 【3-2-a】                               | 新入生オリエンテーションスケジュール                        |  |
| 【3-2-b】                               | 在学生オリエンテーションスケジュール                        |  |
| 【3-2-c】                               | 2026 学生ハンドブック (p. 130)                    |  |
| 【3-2-d】                               | 図書館ガイダンス資料                                |  |
| <b>3-3. キャリア支援</b>                    |                                           |  |
| キャリア支援に関する方針・計画                       |                                           |  |
| 【3-3-01】                              | キャリア支援に関する基本方針                            |  |
| キャリア支援に関する授業科目名一覧                     |                                           |  |
| 【3-3-02】                              | キャリア支援に関する科目一覧                            |  |
| キャリア支援に関する会議体の規則                      |                                           |  |
| 【3-3-03】                              | 関西福祉大学会議組織規則施行細則（各会議分掌）                   |  |
| 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧          |                                           |  |
| 【3-3-04】                              | 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなどの一覧             |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                |                                           |  |
| 【3-3-a】                               | 各学科の求職票（様式）                               |  |
| <b>3-4. 学生サービス</b>                    |                                           |  |
| 学生生活支援に関する方針・計画                       |                                           |  |
| 【3-4-01】                              | アカデミック・アドバイザーによる学生支援年間スケジュール              |  |
| 【3-4-02】                              | 関西福祉大学 健康管理センター規程                         |  |
| 学生生活支援に関する会議体の規則                      |                                           |  |
| 【3-4-03】                              | 関西福祉大学アカデミック・アドバイザー制度の運用に関する内規            |  |
| 【3-4-04】                              | 関西福祉大学学生相談支援室規程                           |  |
| 学生の課外活動の支援に関する規則                      |                                           |  |
| 【3-4-05】                              | 関西福祉大学 課外活動団体指導者に関する規程                    |  |
| 【3-4-06】                              | 関西福祉大学 指定強化クラブ推進センターに関する規程                |  |
| 奨学金に関する規則                             |                                           |  |
| 【3-4-07】                              | 関西福祉大学特別奨学金給付規程                           |  |
| 【3-4-08】                              | 関西福祉大学奨学金給付規則                             |  |
| 【3-4-09】                              | 関西福祉大学金光奨学金給付規程                           |  |
| 【3-4-10】                              | 学校法人関西金光学園設置校在籍者兄弟姉妹特別奨学金給付規程             |  |
| 【3-4-11】                              | 関西福祉大学教育後援会緊急奨学金給付規程                      |  |
| 【3-4-12】                              | 関西福祉大学校友会緊急奨学金給付規程                        |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                |                                           |  |
| 【3-4-a】                               | 関西福祉大学学生課外活動指導者の謝礼等の支払い要領等に関する規程（教育後援会規程） |  |
| 【3-4-b】                               | 指定強化課外活動団体指導者一覧                           |  |
| 【3-4-c】                               | 課外活動団体顧問一覧                                |  |
| 【3-4-d】                               | 教育後援会令和7(2025)年度事業計画・予算書                  |  |
| 【3-4-e】                               | 関西福祉大学表彰規程                                |  |
| 【3-4-f】                               | 学生表彰表彰者（団体）一覧                             |  |
| 【3-4-g】                               | UNIVAS 会員番号通知書                            |  |
| 【3-4-h】                               | 赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定書          |  |
| 【3-4-i】                               | 健康管理センター保健室活動報告                           |  |
| 【3-4-j】                               | 令和8年度 AED・血圧計設置場所                         |  |
| 【3-4-k】                               | 2026 学生ハンドブック (p. 151)                    |  |

|                          |                             |  |
|--------------------------|-----------------------------|--|
| 【3-4-l】                  | 学生相談支援室からのお知らせ              |  |
| 【3-4-m】                  | 令和7(2025)年度学生相談件数一覧表        |  |
| 【3-4-n】                  | 関西福祉大学ハラスメント防止規程            |  |
| 【3-4-o】                  | 2026 学生ハンドブック (pp. 124-127) |  |
| 【3-4-p】                  | ハラスメント防止啓発ポスター              |  |
| <b>3-5. 学修環境の整備</b>      |                             |  |
| 施設・設備の管理に関する規則           |                             |  |
| 【3-5-01】                 | 関西福祉大学施設管理規程                |  |
| ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 |                             |  |
| 【3-5-02】                 | 学内 Wi-Fi 利用について             |  |
| 【3-5-03】                 | 情報オリエンテーション資料               |  |
| 図書館に関する規則                |                             |  |
| 【3-5-04】                 | 関西福祉大学附属図書館に関する規程           |  |
| 【3-5-05】                 | 関西福祉大学附属図書館利用細則             |  |
| 図書館利用案内                  |                             |  |
| 【3-5-06】                 | 2026 学生ハンドブック (pp. 142-146) |  |
| 建物の耐震化率を示す文書             |                             |  |
| 【3-5-07】                 | 校舎等の耐震化率を示す文書               |  |
| 臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）      |                             |  |
| 【該当なし】                   |                             |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料   |                             |  |
| 【3-5-a】                  | 2026 学生ハンドブック (p. 195)      |  |
| 【3-5-b】                  | 体育館施設使用について（業務要領）           |  |
| 【3-5-c】                  | バリアフリーマップ                   |  |

#### 基準 4. 教育課程

| 基準項目                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                        | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 備考 |
| <b>4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
| ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
| 【4-1-01】                   | 関西福祉大学ホームページ(教育情報の公表) <a href="https://www.kusw.ac.jp/public">https://www.kusw.ac.jp/public</a><br>関西福祉大学ホームページ(社会福祉学部社会福祉学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/welfare/welfare_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/welfare/welfare_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学部児童教育学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/education/education_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/education/education_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学部保健教育学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/h-education/h-education_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/h-education/h-education_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(看護学部看護学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/nursing/nursing_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/nursing/nursing_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(社会福祉学研究科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_welfare/g_welfareadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_welfare/g_welfareadmission</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学研究科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_education/g_educationadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_education/g_educationadmission</a><br>関西福祉大学ホームページ(看護学研究科博士前期課程)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_nursing/g_nursingadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_nursing/g_nursingadmission</a> |    |

## 関西福祉大学

|                                           |                                                                                                                                                         |  |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                                           | 関西福祉大学ホームページ(看護学研究科博士後期課程)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/d_nursing/d_admission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/d_nursing/d_admission</a> |  |
| ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則                     |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-02】                                  | 関西福祉大学会議組織規則                                                                                                                                            |  |
| 【4-1-03】                                  | 関西福祉大学大学院社会福祉学研究科委員会規則                                                                                                                                  |  |
| 【4-1-04】                                  | 関西福祉大学大学院教育学研究科委員会規則                                                                                                                                    |  |
| 【4-1-05】                                  | 関西福祉大学大学院看護学研究科委員会規則                                                                                                                                    |  |
| 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など                 |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-06】                                  | 2026 学生ハンドブック (p. 5)                                                                                                                                    |  |
| 【4-1-07】                                  | 2026 院生ハンドブック (p. 3)                                                                                                                                    |  |
| 学位規則、学位審査基準                               |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-08】                                  | 関西福祉大学学則                                                                                                                                                |  |
| 【4-1-09】                                  | 関西福祉大学大学院学則                                                                                                                                             |  |
| 【4-1-10】                                  | 関西福祉大学大学院学位授与規程                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-11】                                  | 関西福祉大学大学院社会福祉学研究科修士論文審査基準                                                                                                                               |  |
| 【4-1-12】                                  | 関西福祉大学大学院教育学研究科修士論文審査基準                                                                                                                                 |  |
| 【4-1-13】                                  | 関西福祉大学大学院看護学研究科修士学位論文審査基準                                                                                                                               |  |
| 【4-1-14】                                  | 関西福祉大学大学院看護学研究科博士学位論文審査基準                                                                                                                               |  |
| 進級・卒業・単位認定に関する規則                          |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-15】                                  | 関西福祉大学学則                                                                                                                                                |  |
| 【4-1-16】                                  | 関西福祉大学大学院学則                                                                                                                                             |  |
| 【4-1-17】                                  | 関西福祉大学社会福祉学部履修規程                                                                                                                                        |  |
| 【4-1-18】                                  | 関西福祉大学教育学部履修規程                                                                                                                                          |  |
| 【4-1-19】                                  | 関西福祉大学看護学部履修規程                                                                                                                                          |  |
| 【4-1-20】                                  | 関西福祉大学看護学部進級に関する規程                                                                                                                                      |  |
| 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則                     |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-21】                                  | 関西福祉大学会議組織規則                                                                                                                                            |  |
| 【4-1-22】                                  | 関西福祉大学会議組織規則施行細則（各会議分掌）                                                                                                                                 |  |
| 【4-1-23】                                  | 関西福祉大学教授会規則                                                                                                                                             |  |
| 【4-1-24】                                  | 関西福祉大学看護学部進級に関する規程                                                                                                                                      |  |
| 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ） |                                                                                                                                                         |  |
| 【該当なし】                                    |                                                                                                                                                         |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                    |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-1-a】                                   | 関西福祉大学大学院試験及び成績評価に関する規程                                                                                                                                 |  |
| 【4-1-b】                                   | 関西福祉大学 GPA に関する規程                                                                                                                                       |  |
| 【4-1-c】                                   | 関西福祉大学社会福祉士国家試験受験資格関係科目の履修に関する規程                                                                                                                        |  |
| 【4-1-d】                                   | 関西福祉大学精神保健福祉士国家試験受験資格関係科目の履修に関する規程                                                                                                                      |  |
| 【4-1-e】                                   | 関西福祉大学教育学部教職課程の履修に関する規程                                                                                                                                 |  |
| 【4-1-f】                                   | 関西福祉大学看護学部臨地実習の履修に関する規程                                                                                                                                 |  |
| 【4-1-g】                                   | 関西福祉大学看護学部教職課程（養護）の履修に関する規程                                                                                                                             |  |
| 【4-1-h】                                   | 関西福祉大学看護学部保健師教育課程の履修に関する規程                                                                                                                              |  |
| 【4-1-i】                                   | 関西福祉大学看護学部助産師教育課程の履修に関する規程                                                                                                                              |  |
| 【4-1-j】                                   | 2026 院生ハンドブック (pp. 5-8)                                                                                                                                 |  |
| <b>4-2. 教育課程及び教授方法</b>                    |                                                                                                                                                         |  |
| カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL                     |                                                                                                                                                         |  |
| 【4-2-01】                                  | 関西福祉大学ホームページ(教育情報の公表) <a href="https://www.kusw.ac.jp/public">https://www.kusw.ac.jp/public</a><br>関西福祉大学ホームページ(社会福祉学部社会福祉学科)                           |  |

# 関西福祉大学

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                                    | <a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/welfare/welfare_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/welfare/welfare_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学部児童教育学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/education/education_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/education/education_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学部保健教育学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/h-education/h-education_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/h-education/h-education_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(看護学部看護学科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/nursing/nursing_policy">https://www.kusw.ac.jp/general/introduction/course/nursing/nursing_policy</a><br>関西福祉大学ホームページ(社会福祉学研究科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_welfare/g_welfareadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_welfare/g_welfareadmission</a><br>関西福祉大学ホームページ(教育学研究科)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_education/g_educationadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_education/g_educationadmission</a><br>関西福祉大学ホームページ(看護学研究科博士前期課程)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_nursing/g_nursingadmission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/g_nursing/g_nursingadmission</a><br>関西福祉大学ホームページ(看護学研究科博士後期課程)<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/graduate/d_nursing/d_admission">https://www.kusw.ac.jp/graduate/d_nursing/d_admission</a> |  |
| カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-02】                           | 関西福祉大学会議組織規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 【4-2-03】                           | 関西福祉大学大学院社会福祉学研究科委員会規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 【4-2-04】                           | 関西福祉大学大学院教育学研究科委員会規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 【4-2-05】                           | 関西福祉大学大学院看護学研究科委員会規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-06】                           | 2026 学生ハンドブック (pp. 3-4)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 【4-2-07】                           | 2026 院生ハンドブック (pp. 3-4)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-08】                           | 2026 学生ハンドブック (pp. 6-17、24)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 履修に関する規則                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-09】                           | 関西福祉大学社会福祉学部履修規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 【4-2-10】                           | 関西福祉大学教育学部履修規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 【4-2-11】                           | 関西福祉大学看護学部履修規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 教育課程を検討する会議体の規則                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-12】                           | 関西福祉大学会議組織規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 【4-2-13】                           | 関西福祉大学会議組織施行細則（各会議分掌）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-14】                           | シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 教養教育を検討する会議体の規則                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-15】                           | 関西福祉大学会議組織施行細則（各会議分掌）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【該当なし】                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【該当なし】                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【4-2-a】                            | 関西福祉大学学則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 【4-2-b】                            | 「データサイエンス概論」シラバス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 【4-2-c】                            | 「リベラルアーツとSDGs」シラバス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 【4-2-d】                            | 「学士スタンダード」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |

|                                                         |                                  |  |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------|--|
| <b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>                                  |                                  |  |
| 大学が求める学修成果を示す文書など                                       |                                  |  |
| 【4-3-01】                                                | 2026 学生ハンドブック (pp. 5-17) (p. 24) |  |
| 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など                               |                                  |  |
| 【4-3-02】                                                | 2026 学生ハンドブック (pp. 5-17) (p. 24) |  |
| 学修成果の把握・評価の方針                                           |                                  |  |
| 【4-3-03】                                                | 関西福祉大学アセスメント・ポリシー                |  |
| 【4-3-04】                                                | 関西福祉大学大学院アセスメント・ポリシー             |  |
| 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則                           |                                  |  |
| 【4-3-05】                                                | 関西福祉大学会議組織規則                     |  |
| 【4-3-06】                                                | 関西福祉大学会議組織施行細則（各会議分掌）            |  |
| 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果                              |                                  |  |
| 【4-3-07】                                                | 学修成果・行動アンケート調査と分析の結果             |  |
| 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録 |                                  |  |
| 【4-3-08】                                                | 各学部の議事要旨                         |  |
| 【4-3-09】                                                | 共通教務委員会の議事要旨                     |  |
| 【4-3-10】                                                | 学長補佐会議の議事要旨                      |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料                                  |                                  |  |
| 【4-3-a】                                                 | 関西福祉大学 GPA に関する規程                |  |
| 【4-3-b】                                                 | 授業評価アンケート項目                      |  |
| 【4-3-c】                                                 | 自己点検レポート                         |  |

## 基準 5. 教員・職員

| 基準項目                                     |                       |    |
|------------------------------------------|-----------------------|----|
| コード                                      | 該当する資料名及び該当ページ        | 備考 |
| <b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b>           |                       |    |
| 大学の意思決定に関する組織図                           |                       |    |
| 【5-1-01】                                 | 関西福祉大学会議組織施行細則（会議組織図） |    |
| 大学の意思決定に関する会議体の規則                        |                       |    |
| 【5-1-02】                                 | 関西福祉大学会議組織規則          |    |
| 学長の職務権限に関する規則                            |                       |    |
| 【5-1-03】                                 | 関西福祉大学学則              |    |
| 【5-1-04】                                 | 関西福祉大学大学院学則           |    |
| 教授会に関する規則                                |                       |    |
| 【5-1-05】                                 | 関西福祉大学教授会規則           |    |
| 教授会の開催日時・議題一覧                            |                       |    |
| 【5-1-06】                                 | 教授会の議事要旨              |    |
| 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 |                       |    |
| 【5-1-07】                                 | 関西福祉大学教授会の審議事項に関する内規  |    |
| 事務局組織図                                   |                       |    |
| 【5-1-08】                                 | 2026 年度 事務局組織図        |    |
| 事務分掌に関する規則                               |                       |    |
| 【5-1-09】                                 | 関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程 |    |
| 職員採用・昇任の方針・規則                            |                       |    |
| 【5-1-10】                                 | 関西福祉大学人事評価制度の手引き      |    |
| 【5-1-11】                                 | 事務局職員昇任基準指針           |    |
| 教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）                    |                       |    |

|                           |                            |  |
|---------------------------|----------------------------|--|
| 【該当なし】                    |                            |  |
| 教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）  |                            |  |
| 【該当なし】                    |                            |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料    |                            |  |
| 【5-1-a】                   | 各研究科委員会の審議事項に関する内規         |  |
| 【5-1-b】                   | 社会福祉学研究科委員会規則              |  |
| 【5-1-c】                   | 教育学研究科委員会規則                |  |
| 【5-1-d】                   | 看護学研究科委員会規則                |  |
| 【5-1-e】                   | 関西福祉大学学生懲戒規程               |  |
| 【5-1-f】                   | 学校法人関西金光学園本部事務組織規程         |  |
| 【5-1-g】                   | 関西福祉大学委員会等組織表              |  |
| <b>5-2. 教員の配置</b>         |                            |  |
| 教員の採用・昇任の方針・規則            |                            |  |
| 【5-2-01】                  | 教員の採用選考に関する申し合わせ           |  |
| 教員人事に関する会議体の規則            |                            |  |
| 【5-2-02】                  | 関西福祉大学教員選考規則               |  |
| 【5-2-03】                  | 関西福祉大学教員選考手続に関する内規         |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料    |                            |  |
| 【5-2-a】                   | 設置基準上の必要教員数                |  |
| <b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b> |                            |  |
| FDの方針・計画                  |                            |  |
| 【5-3-01】                  | 令和7年度年間活動報告書（FD委員会）        |  |
| FDの実施報告書                  |                            |  |
| 【5-3-02】                  | 令和7年度年間活動報告書（FD委員会）        |  |
| SDの方針・計画                  |                            |  |
| 【5-3-03】                  | 関西福祉大学SDに関する方針             |  |
| SDの実施報告書                  |                            |  |
| 【5-3-04】                  | 令和7年度SD実施報告書               |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料    |                            |  |
| 【5-3-a】                   | 授業評価アンケート項目                |  |
| 【5-3-b】                   | 自己点検レポート                   |  |
| 【5-3-c】                   | FD授業参観の実施について              |  |
| 【5-3-d】                   | FD公開授業一覧（全学科）              |  |
| 【5-3-e】                   | FD授業参観振り返りアンケート            |  |
| 【5-3-f】                   | 国試教採就職等対策情報交換会実施一覧         |  |
| 【5-3-g】                   | DX人材育成オンライン研修概要            |  |
| 【5-3-h】                   | 関西福祉大学職員人事評価規程             |  |
| 【5-3-i】                   | 人事評価制度の手引き                 |  |
| <b>5-4. 研究支援</b>          |                            |  |
| 研究環境に関する調査の結果             |                            |  |
| 【5-4-01】                  | 安全衛生委員会の議事要旨（令和8年6月）       |  |
| 研究環境整備の方針・計画              |                            |  |
| 【5-4-02】                  | 関西福祉大学教育研究等の環境整備に関する方針     |  |
| 研究倫理に関する規則                |                            |  |
| 【5-4-03】                  | 関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程 |  |
| 研究費の適正利用に関するマニュアル         |                            |  |
| 【5-4-04】                  | 関西福祉大学個人研究費執行マニュアル         |  |
| 【5-4-05】                  | 関西福祉大学科研費執行マニュアル           |  |

# 関西福祉大学

|                                  |                                       |  |
|----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 【5-4-06】                         | 関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程            |  |
| 研究活動への資源配分に関する規則                 |                                       |  |
| 【5-4-07】                         | 関西福祉大学個人研究費規程                         |  |
| 【5-4-08】                         | 関西福祉大学個人研究費の執行・管理に関する施行細則             |  |
| 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則         |                                       |  |
| 【5-4-09】                         | 関西福祉大学大学院ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント規程 |  |
| 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 |                                       |  |
| 【5-4-10】                         | 科学研究費助成事業公募スケジュール（令和 7 年 6 月教授会資料）    |  |
| 外部資金応募・獲得の実績一覧                   |                                       |  |
| 【5-4-11】                         | 科学研究費補助金採択一覧                          |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料           |                                       |  |
| 【5-4-a】                          | 科学研究費補助金申請対策セミナー一覧                    |  |
| 【5-4-b】                          | 関西福祉大学倫理審査委員会規程                       |  |
| 【5-4-c】                          | 研究倫理に関する講習会一覧                         |  |

## 基準 6. 経営・管理と財務

| 基準項目                             |                                                                                                    |    |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                              | 該当する資料名及び該当ページ                                                                                     | 備考 |
| <b>6-1. 経営の規律と誠実性</b>            |                                                                                                    |    |
| 組織倫理に関する規則                       |                                                                                                    |    |
| 【6-1-01】                         | 学校法人関西金光学園関西福祉大学専任教職員就業規則                                                                          |    |
| 【6-1-02】                         | 関西福祉大学ハラスメント防止規程                                                                                   |    |
| 【6-1-03】                         | 学校法人関西金光学園公益通報者の保護等に関する規則                                                                          |    |
| 【6-1-04】                         | 学校法人関西金光学園個人情報保護基本方針（プライバシー・ポリシー）                                                                  |    |
| 【6-1-05】                         | 学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規則                                                                            |    |
| 【6-1-06】                         | 関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程                                                                         |    |
| 情報公表に関する規則                       |                                                                                                    |    |
| 【6-1-07】                         | 関西福祉大学情報公開規程                                                                                       |    |
| 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL |                                                                                                    |    |
| 【6-1-08】                         | 関西福祉大学ホームページ（教育情報の公表）<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/public">https://www.kusw.ac.jp/public</a> |    |
| 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL     |                                                                                                    |    |
| 【6-1-09】                         | 関西福祉大学ホームページ（教育情報の公表）<br><a href="https://www.kusw.ac.jp/public">https://www.kusw.ac.jp/public</a> |    |
| 内部統制システムの基本方針                    |                                                                                                    |    |
| 【6-1-10】                         | 学校法人関西金光学園内部統制システム整備の基本方針                                                                          |    |
| 内部統制の組織体制を示す図                    |                                                                                                    |    |
| 【6-1-11】                         | 学校法人関西金光学園における内部統制システムに関する体制図                                                                      |    |
| 内部統制に関する規則                       |                                                                                                    |    |
| 【6-1-12】                         | 学校法人関西金光学園内部統制システム整備の基本方針                                                                          |    |
| ハラスメント防止に関する規則                   |                                                                                                    |    |
| 【6-1-13】                         | 関西福祉大学ハラスメント防止規程                                                                                   |    |
| 個人情報保護に関する規則                     |                                                                                                    |    |
| 【6-1-14】                         | 学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規則                                                                            |    |
| 危機管理に関する方針・規則                    |                                                                                                    |    |
| 【6-1-15】                         | 学校法人関西金光学園リスク管理規則                                                                                  |    |
| 【6-1-16】                         | 関西福祉大学危機管理規程                                                                                       |    |
| 危機管理に関するマニュアル                    |                                                                                                    |    |

関西福祉大学

|                             |                                                                |  |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|--|
| 【6-1-17】                    | 関西福祉大学危機管理マニュアル                                                |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料      |                                                                |  |
| 【6-1-a】                     | 学校法人関西金光学園寄附行為                                                 |  |
| 【6-1-b】                     | 学校法人関西金光学園理事会運営規則                                              |  |
| 【6-1-c】                     | 学校法人関西金光学園評議員会運営規則                                             |  |
| 【6-1-d】                     | 学校法人関西金光学園事務処理規程                                               |  |
| 【6-1-e】                     | 関西福祉大学競争的研究資金の執行・管理に関する規程                                      |  |
| 【6-1-f】                     | ハラスメント防止研修会実施状況                                                |  |
| 【6-1-g】                     | 関西福祉大学個人情報取り扱い規程                                               |  |
| 【6-1-h】                     | 関西福祉大学個人情報取り扱い細則                                               |  |
| 【6-1-i】                     | 関西福祉大学安全衛生管理規程                                                 |  |
| 【6-1-j】                     | 令和8年度緊急連絡網                                                     |  |
| 【6-1-k】                     | 関西福祉大学入学試験警備・危機事象発生時マニュアル                                      |  |
| 【6-1-l】                     | 関西福祉大学入学試験警備規程                                                 |  |
| 【6-1-m】                     | 避難・防災訓練の実施状況（令和7年度）                                            |  |
| <b>6-2. 理事会の機能</b>          |                                                                |  |
| 法人の意思決定に関する組織図              |                                                                |  |
| 【6-2-01】                    | 学校法人関西金光学園の意思決定に関する組織図                                         |  |
| 予算・決算を承認した際の理事会の議事録         |                                                                |  |
| 【6-2-02】                    | 学校法人関西金光学園令和6年度第3回理事会議事録<br>学校法人関西金光学園令和8年度第1回理事会議事録           |  |
| 理事を選任する会議体の規則               |                                                                |  |
| 【6-2-03】                    | 学校法人関西金光学園寄附行為                                                 |  |
| 【6-2-04】                    | 学校法人関西金光学園評議員会運営規則                                             |  |
| 理事を選任した際の会議体の議事録            |                                                                |  |
| 【6-2-05】                    | 学校法人関西金光学園令和7年度第1回評議員会（定時評議員会）議事録                              |  |
| 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録    |                                                                |  |
| 【6-2-06】                    | 学校法人関西金光学園令和6年度第3回理事会議事録                                       |  |
| 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書   |                                                                |  |
| 【6-2-07】                    | 職務状況報告書                                                        |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料      |                                                                |  |
| 【6-2-a】                     | 学校法人関西金光学園理事会運営規則                                              |  |
| 【6-2-b】                     | 学校法人関西金光学園理事長候補者選考規則                                           |  |
| 【6-2-c】                     | 学校法人関西金光学園令和7年度事業計画                                            |  |
| 【6-2-d】                     | 関西福祉大学学則                                                       |  |
| 【6-2-e】                     | 関西福祉大学大学院学則                                                    |  |
| 【6-2-f】                     | 関西福祉大学会議組織規則                                                   |  |
| <b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b> |                                                                |  |
| 評議員を選任した際の会議体の議事録           |                                                                |  |
| 【6-3-01】                    | 学校法人関西金光学園令和7年度第1回評議員会（定時評議員会）議事録<br>学校法人関西金光学園令和7年度第1回理事会議事録  |  |
| 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録     |                                                                |  |
| 【6-3-02】                    | 学校法人関西金光学園令和7年度第1回評議員会（定時評議員会）議事録                              |  |
| 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録        |                                                                |  |
| 【6-3-03】                    | 学校法人関西金光学園令和6年度第3回評議員会議事録<br>学校法人関西金光学園令和8年度第1回評議員会（定時評議員会）議事録 |  |
| 監事監査に関する規則                  |                                                                |  |
| 【6-3-04】                    | 学校法人関西金光学園監事監査等職務規則                                            |  |
| 監事監査計画書                     |                                                                |  |

関西福祉大学

|                        |                                    |  |
|------------------------|------------------------------------|--|
| 【6-3-05】               | 学校法人関西金光学園監事監査等計画書                 |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 |                                    |  |
| 【6-3-a】                | 学校法人関西金光学園評議員会運営規則                 |  |
| 【6-3-b】                | 学校法人関西金光学園寄附行為                     |  |
| <b>6-4. 財務基盤と収支</b>    |                                    |  |
| 予算編成方針                 |                                    |  |
| 【6-4-01】               | 予算編成方針                             |  |
| 財務計画書                  |                                    |  |
| 【6-4-02】               | 令和8年度当初予算書                         |  |
| 外部資金導入の実績              |                                    |  |
| 【6-4-03】               | R8 科研費採択課題一覧表                      |  |
| 資産運用に関する規則             |                                    |  |
| 【6-4-04】               | 学校法人関西金光学園資産運用規程                   |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 |                                    |  |
| 【6-4-a】                | 学校法人関西金光学園第6期中期経営計画書（令和7年度～令和11年度） |  |
| <b>6-5. 会計</b>         |                                    |  |
| 経理に関する規則               |                                    |  |
| 【6-5-01】               | 学校法人関西金光学園経理規則                     |  |
| 【6-5-02】               | 学校法人関西金光学園経理規則施行細則                 |  |
| 会計監査人の選任に関する規則         |                                    |  |
| 【6-5-03】               | 学校法人関西金光学園評議員会運営規則                 |  |
| 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など |                                    |  |
| 【6-5-04】               | 独立監査人の監査報告書                        |  |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 |                                    |  |
| 【6-5-a】                | 学校法人関西金光学園資産運用規程                   |  |
| 【6-5-b】                | 学校法人関西金光学園学校会計事務決裁規則               |  |
| 【6-5-c】                | 学校法人関西金光学園学校会計事務決裁細則（大学部門）         |  |
| 【6-5-d】                | 監査報告会記録                            |  |
| 【6-5-e】                | 学校法人関西金光学園内部監査実施要領                 |  |

**基準 A. 地域社会との連携・協力**

| 基準項目                                   |                                              |    |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|----|
| コード                                    | 該当する資料名及び該当ページ                               | 備考 |
| <b>A-1. 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化と組織体制</b> |                                              |    |
| 【A-1-01】                               | 関西福祉大学学則                                     |    |
| 【A-1-02】                               | 関西福祉大学附属地域センターに関する規程                         |    |
| 【A-1-03】                               | 関西福祉大学会議組織規則施行細則                             |    |
| <b>A-2. 地域社会との連携・協力に関する具体的な取り組み</b>    |                                              |    |
| 【A-2-01】                               | 赤穂市と関西福祉大学との連携推進会議設置要綱                       |    |
| 【A-2-02】                               | 赤穂市と関西福祉大学の連携推進会議資料                          |    |
| 【A-2-03】                               | 赤穂市役所インターンシップに関する資料                          |    |
| 【A-2-04】                               | 備前市と関西福祉大学の連携に関する協定書                         |    |
| 【A-2-05】                               | 上郡町と関西福祉大学の連携に関する協定書                         |    |
| 【A-2-06】                               | 地域連携フォーラムに関する資料                              |    |
| 【A-2-07】                               | 関西福祉大学と連携締結をした高校との協定書                        |    |
| 【A-2-08】                               | 兵庫県上郡高等学校「健康科学基礎」「健康科学探究」年間計画                |    |
| 【A-2-09】                               | 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団と学校法人関西金光学園関西福祉大学との連携に関する協定書 |    |
| 【A-2-10】                               | 兵庫県児童養護連絡協議会と関西福祉大学との連携に関する協定書               |    |
| 【A-2-11】                               | 社会福祉法人清章福祉会と関西福祉大学との連携に関する協定書                |    |
| 【A-2-12】                               | 社会福祉法人三幸福祉会と関西福祉大学との連携に関する協定書                |    |
| 【A-2-13】                               | 赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定書             |    |
| 【A-2-14】                               | 「産官学連携による学生の地域実践の場の創出」企画書、イベント実績             |    |
| <b>A-3. 教育・研究成果の地域への提供</b>             |                                              |    |
| 【A-3-01】                               | ガイドヘルパー養成研修に関する資料                            |    |
| 【A-3-02】                               | 市民福祉大学講座に関する資料                               |    |
| 【A-3-03】                               | 子ども支援セミナーに関する資料                              |    |
| 【A-3-04】                               | 中学生体験学習に関する資料                                |    |
| 【A-3-05】                               | 夏休み宿題教室に関する資料                                |    |
| 【A-3-06】                               | 赤穂特別支援学校との交流学习に関する資料                         |    |
| 【A-3-07】                               | 地域活性化事業に関する資料①                               |    |
| 【A-3-08】                               | 地域活性化事業に関する資料②                               |    |
| 【A-3-09】                               | ユニバーサル社会づくり推進事業に関する資料                        |    |
| 【A-3-10】                               | 赤穂軽トラ朝市に関する資料                                |    |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。